

岬町地域包括ケア計画

高齢者保健福祉計画及び

第7期介護保険事業計画

【平成30年度（2018年度）～32年度（2020年度）】

平成30年（2018年）3月

岬 町

はじめに

我が国の65歳以上の高齢者人口は年々増加し続けており、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年（2025年）には、高齢化率は30%を超えると予測され、社会保障給付費がさらに増大すると見込まれています。

平成12年に介護保険制度が始まって以来18年が経過し、介護保険サービスの基盤は充実してまいりましたが、今後は持続可能な制度の運用が求められています。

岬町においては、現在の高齢化率は37.0%と既に高く、前期高齢者人口より後期高齢者人口が上回っています。

今後はひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、要介護等認定者、認知症高齢者がさらに増加することが見込まれることから、高齢者を地域で支えていくための「地域包括ケアシステム」の構築が喫緊の課題であることから、各種取組の推進・深化に努めております。

この度、第6期計画期間における各施策の検証と評価を行い、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「一生きがい・自立・安心ー地域の力で支え合う、明るく楽しい健やかな社会」の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの深化」「認知症高齢者支援策の充実」「総合事業を通じた高齢者の生きがいと健康づくり」「介護給付の適正化のための取組」を重点取組項目と設定して、高齢者施策の展開を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、幅広い見地から熱心なご審議をいただきました岬町介護保険運営協議会の皆さま、調査にご協力をいただき、貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成30年3月



岬町長 田代 堯

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 高齢者の現状と将来推計	6
1 総人口及び高齢者人口の推移と将来推計.....	6
2 高齢者世帯の状況.....	8
3 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移と将来推計.....	10
4 アンケート結果からみる本町の状況.....	11
第3章 基本理念と重点取組項目	43
1 計画の理念	43
2 岬町の日常生活圏域.....	44
3 重点的取組項目.....	44
4 基本目標	45
5 施策の体系	46
第4章 高齢者施策の展開	47
基本目標 1 地域で支える暮らしの支援.....	47
1 地域支援事業の現状と施策の推進.....	47
2 在宅医療とその協働.....	62
基本目標 2 認知症高齢者への支援.....	64
基本目標 3 健康で生きがいのある暮らしの支援.....	69
基本目標 4 高齢者の尊厳に配慮したまちづくり.....	71
基本目標 5 福祉のまちづくり.....	73
基本目標 6 介護を受けながら安心できる暮らしの支援.....	76
第5章 介護保険サービスの現状と方向性	81
1 介護保険事業の地域分析.....	81
2 介護保険サービスの実績.....	83
3 介護保険サービスの見込み.....	87
第6章 介護保険給付費の推計及び保険料の設定	96
1 介護保険事業給付費の見込み.....	96
2 第7期保険料の算出.....	99
第7章 計画の推進体制と進行管理	104
1 計画の推進体制.....	104
2 計画の進行管理と評価体制.....	104

資料編	106
1 岬町介護保険条例（抜粋）	106
2 岬町介護保険条例施行規則（抜粋）	107
3 平成 29 年度介護保険運営協議会委員	108
4 平成 29 年度介護保険運営協議会開催経過	109
5 用語説明	110

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成29年10月1日現在3,515万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は27.7%（総務省人口推計確定値）となっています。今後も総人口の減少と高齢者人口の増加で高齢化率は上昇し、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には30%を超えると予測されています。また、高齢化の進展に伴い、高齢者の独居や夫婦のみの高齢者世帯、要介護等認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

近年の社会保障給付費の増大は大きな社会問題となっており、介護保険制度を持続可能なものとするためにも、後期高齢者が増加する平成37年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が急務となっています。そのために、地域包括ケア計画と位置づけられた、第6期介護保険事業計画の取組を一層加速化させていく必要があります。

岬町においては、平成29年10月1日現在の高齢化率が37.0%となっており、高齢化の進展において全国平均を大きく上回っています。すでに現役世代だけで地域社会を支えていくことは困難な状況で、高齢者も含めた支え合いの地域づくりが喫緊の課題です。

「岬町第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「前計画」という。）では、基本理念である「一生きがい・自立・活力ー 地域力で支え合う、明るく楽しい健やかな社会」の実現を目指し、計画の基本目標として、「1 高齢者の自立生活の支援」、「2 健康でいきいきと暮らせる環境づくり」、「3 住み慣れた地域での暮らしの支援体制」を掲げて、継続的かつ着実に様々な方策を講じてきました。

前計画の検証及び見直しを行うとともに、本格的に「地域包括ケアシステム」の構築を目指す、新たな計画として「岬町地域包括ケア計画ー高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画ー」（以下「本計画」という。）を策定して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援の体制を構築します。

【第7期介護保険事業計画策定における国の基本指針】

第7期介護保険事業計画の策定にあたって国が示す基本指針においては、市町村介護保険事業計画のポイントとして、以下の項目が示されています。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みとして、都道府県による市町村に対する支援事業の創設、目標設定と財政的インセンティブの付与の規定等が制度化される。

(2) 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる社会を実現するため、地域福祉支援計画と調和を保つ。

(3) 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

都道府県・市町村の医療・介護担当者や関係機関を交えた「協議の場」を通じ、地域医療構想を踏まえた、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保する。

(4) 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

特に認知症の人を介護している家族等に対する相談・支援体制の強化や、家族・介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止対策の取組が重要である。

(5) 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

介護離職防止の観点から、働きながら介護に取り組む家族や今後の仕事と介護の両立に不安を持つ就業者の実情を把握した上で、必要な介護サービスの取組や見込量を定める。

全国介護保険担当課長会議(平成29年7月3日開催)資料
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)より

2 計画の位置づけ

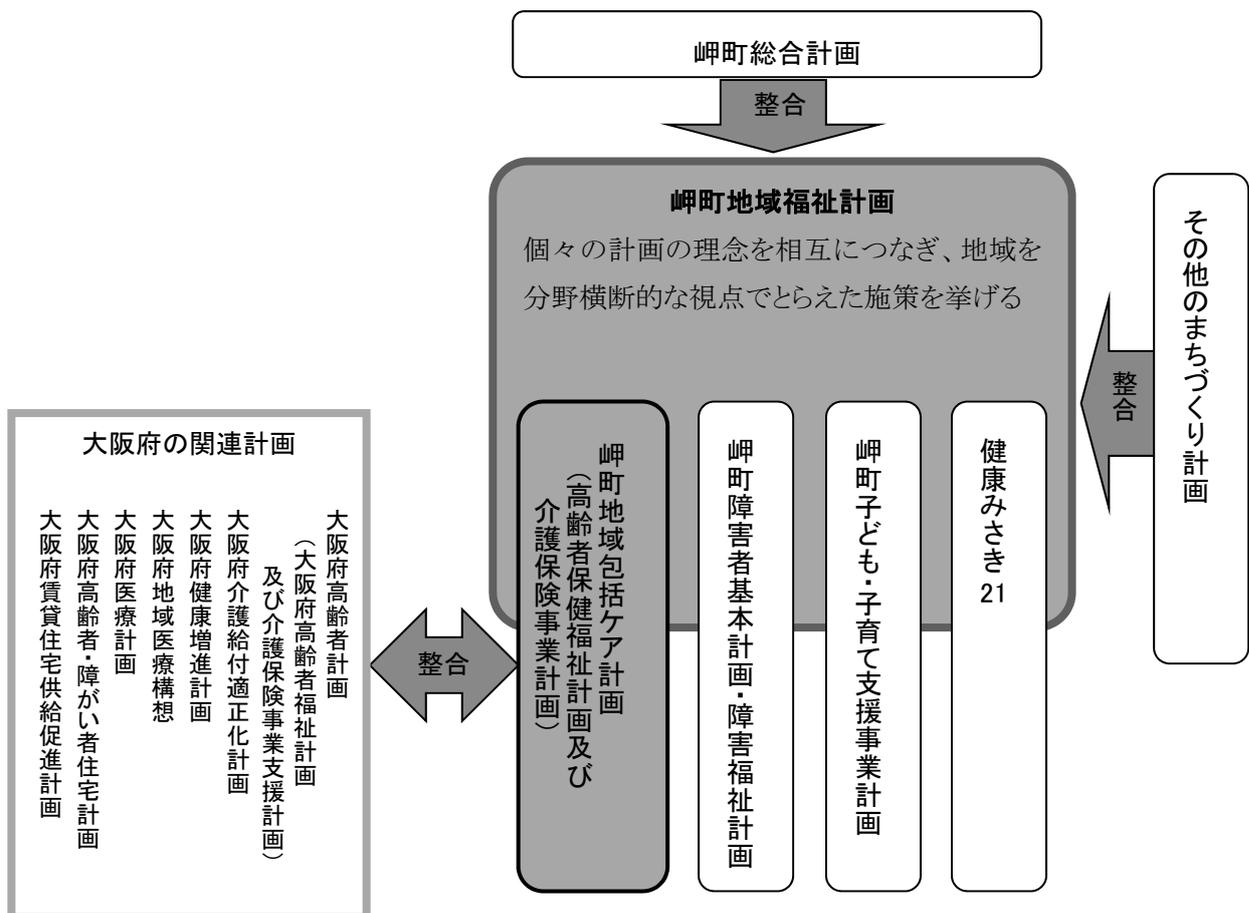
(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの上位計画である「第4次岬町総合計画」の部門別計画として、高齢者の総合的な保健・福祉・介護の施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものとします。また、その他の関連計画との整合を図り、国の基本指針及び大阪府高齢者計画等を勘案して策定します。

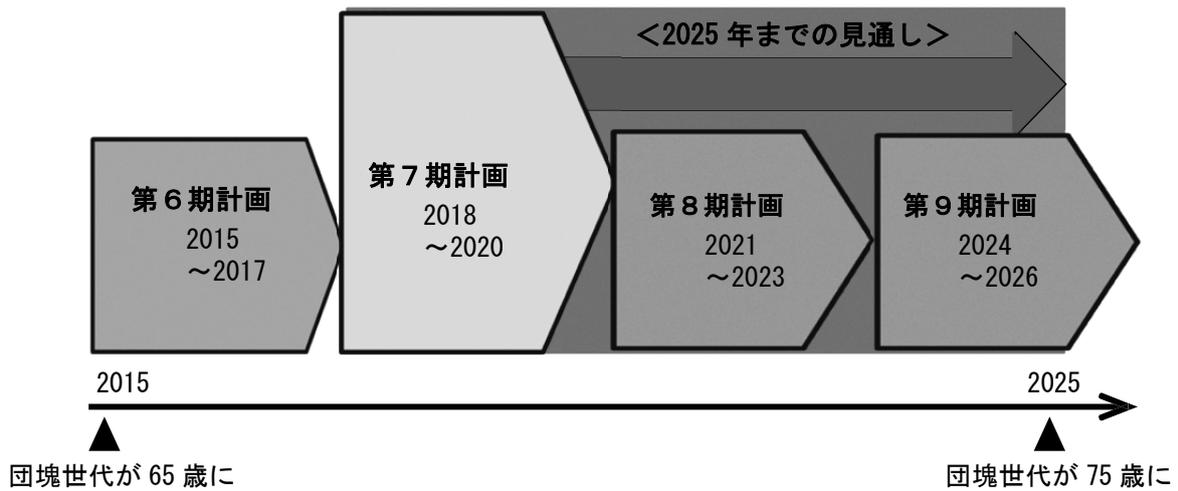
図 計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの3年間です。

前計画から取組を開始した地域包括ケアシステムの構築のために、平成 37 年（2025 年）における介護保険料の水準も視野に入れた施策の展開を図ります。



2015年度 平成 27年度	2016年度 平成 28年度	2017年度 平成 29年度	2018年度 平成 30年度	2019年度 平成 31年度	2020年度 平成 32年度	2021年度 平成 33年度	2022年度 平成 34年度	2023年度 平成 35年度	2024年度 平成 36年度	2025年度 平成 37年度	2026年度 平成 38年度
高齢者保健福祉計画及び 第 6 期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画及び 第 7 期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画及び 第 8 期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画及び 第 9 期介護保険事業計画		

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定においては、国の方針に従って、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施して、計画策定の基礎資料としました。

① 調査の概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査目的	高齢者の状態や自立した生活を送る上での課題、今後の意向等を把握することを目的とする。	主として、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するために在宅の要介護者の状態把握を行うことを目的とする。
調査対象	平成29年8月1日現在、岬町在住の65歳以上のかた 1,100人 (要介護1～5認定者を除く)	平成29年8月1日現在、要介護認定1～5を受けている岬町在住の在宅のかた300人(ケアハウス、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅入居者は対象に含む)
調査方法	郵送による配布と回収	
実施期間	平成29年8月15日～平成29年8月31日	
回収状況	746(有効回収票)／1,100(配布件数)＝67.8%(有効回収率)	152(有効回収票)／300(配布件数)＝50.7%(有効回収率)

(2) 計画の策定体制

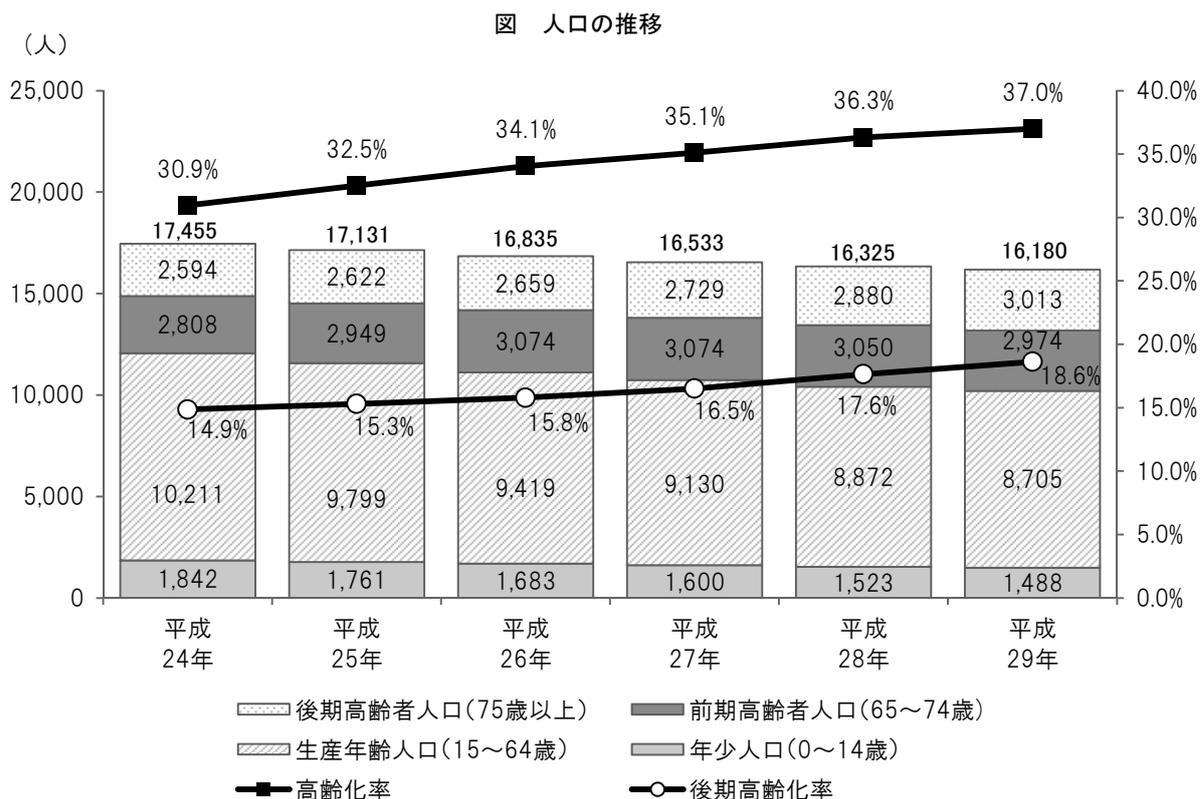
本計画は、社会全体で高齢社会に対する取組を行っていく必要があるため、計画策定にあたっては、行政機関内部だけでなく学識経験者や保健・医療・福祉関係者、介護保険の被保険者等、広く町民の参加を求める必要があることから、「岬町介護保険運営協議会」を開催するとともに、パブリックコメントを実施するなど、住民の意見の反映に努めました。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 総人口及び高齢者人口の推移と将来推計

本町の総人口は、平成29年10月1日現在で16,180人となっており、平成24年の17,455人から1,275人減少しています。総人口の減少が続く一方、65歳以上の高齢者人口は平成24年の5,402人に対して平成29年には5,987人と585人の増加となっています。前期高齢者人口、後期高齢者人口は、平成24年に対して平成29年ではそれぞれ166人、419人の増加となっています。

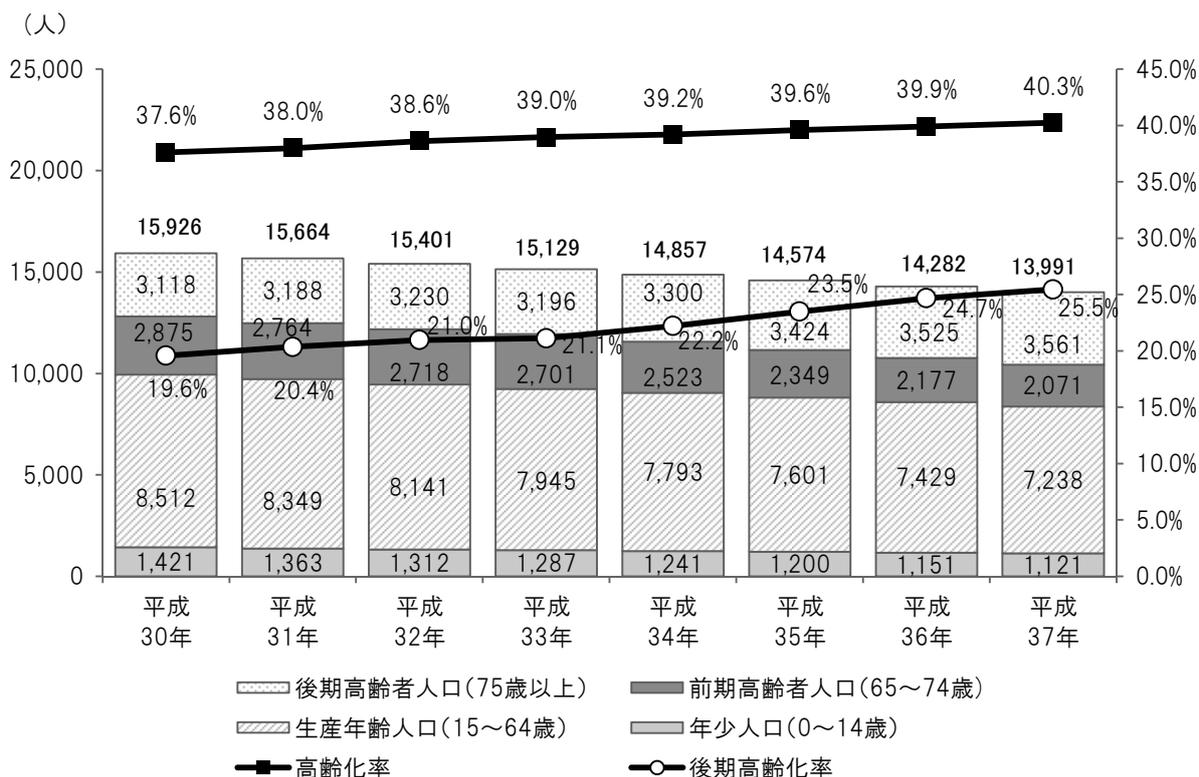
高齢化率は、平成24年の30.9%に対して平成29年には37.0%と6.1ポイントの増加となっています。平成29年の全国平均の高齢化率27.7%と比較すると、岬町の高齢化率は高いことがわかります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

将来人口についてみると、総人口の減少傾向は今後も続き、計画期間の最終年である平成32年には15,401人、さらに5年後の平成37年には13,991人へと減少すると推計されています。高齢者人口は平成30年の5,993人をピークに減少すると推計されていますが、75歳以上の後期高齢者人口は増加が続き、平成32年には3,230人、平成37年には3,561人へと増加すると見込まれています。

図 将来人口の推移



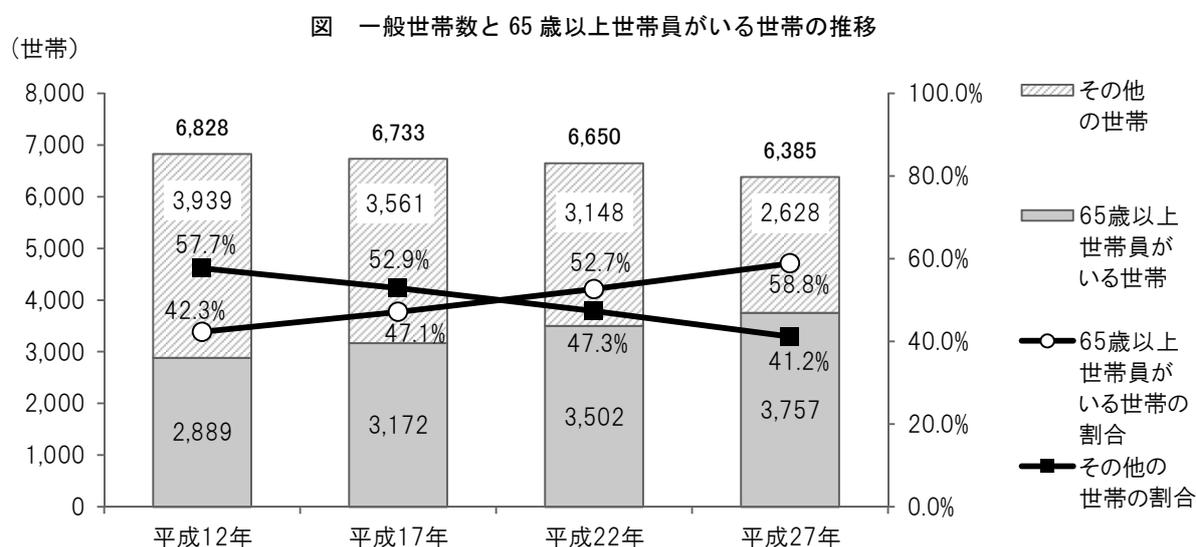
※住民基本台帳（各年10月1日現在）よりコーホート変化率法で推計

2 高齢者世帯の状況

(1) 一般世帯数と高齢者のいる世帯の状況

一般世帯数の推移をみると、年々減少しており、平成27年では6,385世帯と、平成12年と比べ443世帯減少しています。

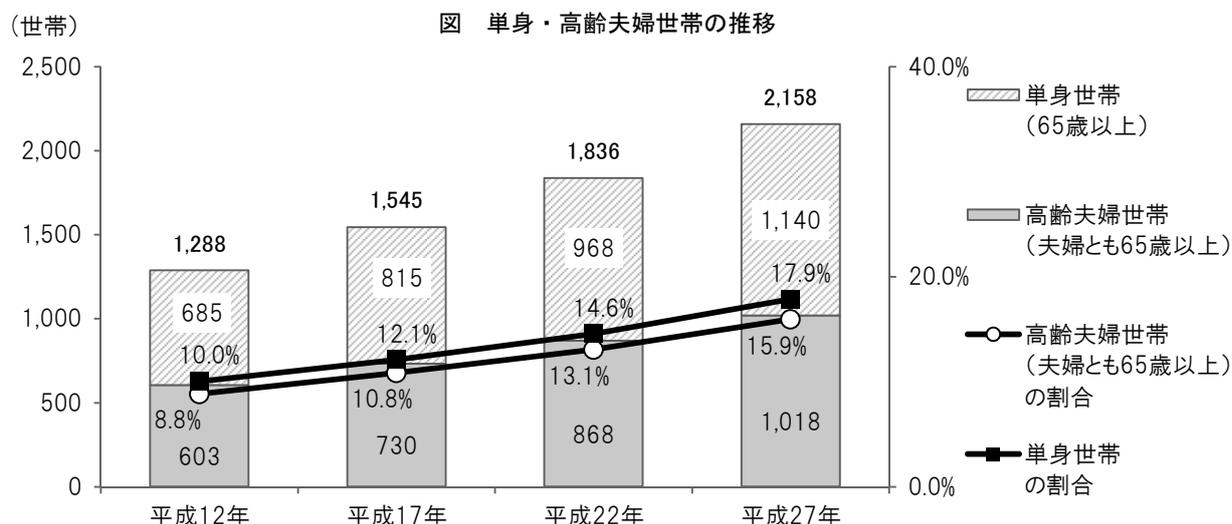
一方で、65歳以上世帯員がいる世帯は増加が続き、平成27年では3,757世帯となっています。一般世帯数に占める割合は平成12年では42.3%となっていますが、平成22年では50%を超え、平成27年では58.8%に達しています。



資料：国勢調査

(2) 単身・高齢夫婦世帯の状況

65歳以上の単身世帯と高齢夫婦（夫婦ともに65歳以上）世帯の推移をみると、高齢化の進行に伴い年々増加しており、平成27年では合計で2,158世帯と、平成22年より322世帯増加しています。



資料：国勢調査

(3) 75歳以上のひとり暮らし世帯の状況

平成27年の75歳以上のひとり暮らし世帯数は642世帯、高齢者世帯数に対する割合は17.1%となっており、大阪府とほぼ同じ割合となっています。

85歳以上のひとり暮らし世帯数は199世帯、高齢者世帯数に対する割合は5.3%となっており、大阪府よりもやや割合が高くなっています。

	高齢者世帯数	75歳以上のひとり暮らし世帯		85歳以上のひとり暮らし世帯	
		世帯数	高齢者世帯数に対する割合	世帯数	高齢者世帯数に対する割合
岬町	3,757世帯	642世帯	17.1%	199世帯	5.3%
大阪府	1,531,940世帯	268,439世帯	17.5%	72,127世帯	4.7%

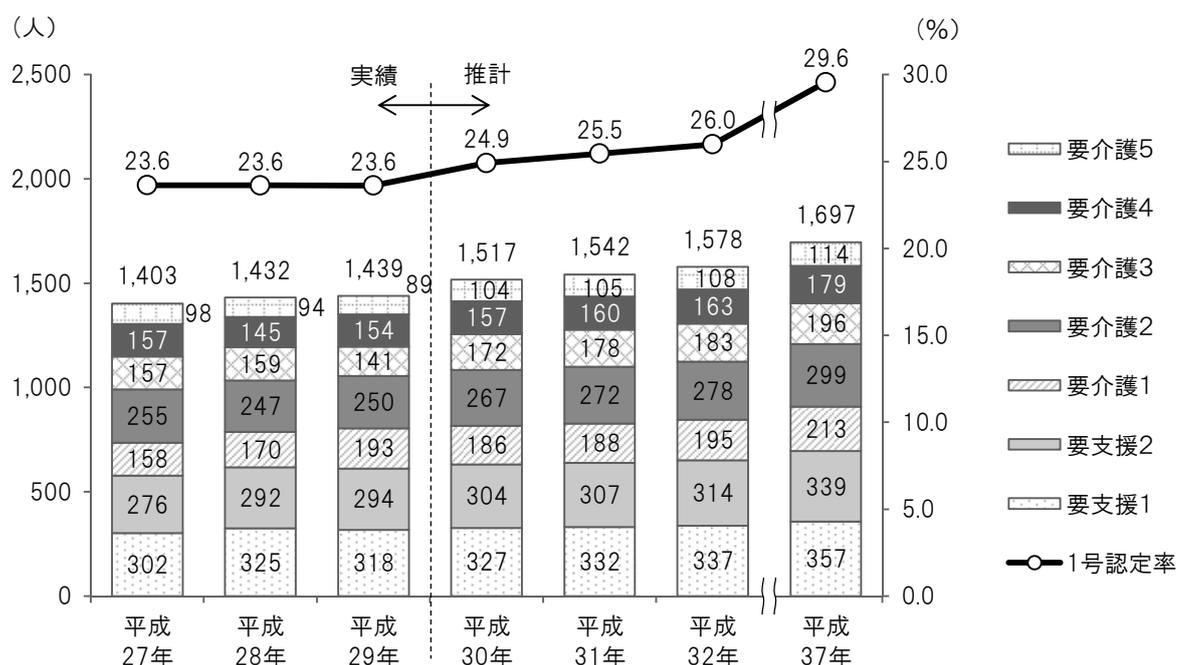
資料：平成27年 国勢調査

3 要介護(要支援)認定者数、認定率の推移と将来推計

要介護(要支援)認定者数の推移をみると、認定者総数が増加しており、平成29年では1,439人となっています。平成30年以降の推計をみると、認定者総数が増加しており、平成37年で1,697人と予測されます。

要介護等認定率をみると、平成29年では23.6%となっています。平成30年以降の推計をみると、要介護等認定率が増加し、平成37年で29.6%と予測されます。

図 要介護(要支援)認定者数の推移



※推計認定者数については、性・年齢階級別認定率の実績(平成27~29年平均)を将来推計人口の値に乗じて算出

資料：介護保険事業状況報告(各年9月末)

4 アンケート結果からみる本町の状況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

① 回答者の属性

回答者の性別は、「男性」が約 40%、「女性」が約 60%となっています。

年齢は、「65～69 歳」が 29.1%、「70～74 歳」が 26.4%、「75～79 歳」が 23.6%となっています。

要介護認定区分は、「一般高齢者」が 85.4%を占め、「要支援 1」は 5.6%、「要支援 2」は 3.8%となっています。

居住地域は、「淡輪」が 50.6%、「深日」が 28.6%、「多奈川」が 13.4%となっています。町全体の地域別人口構成比に概ね合致しています。

図 性別

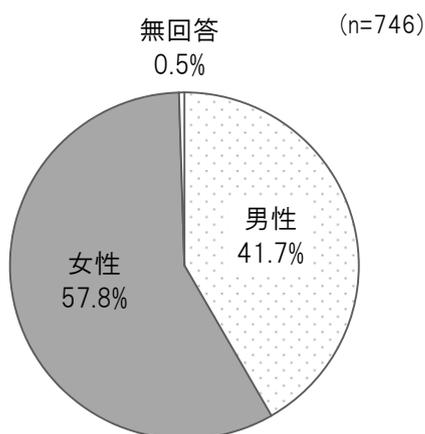


図 年齢

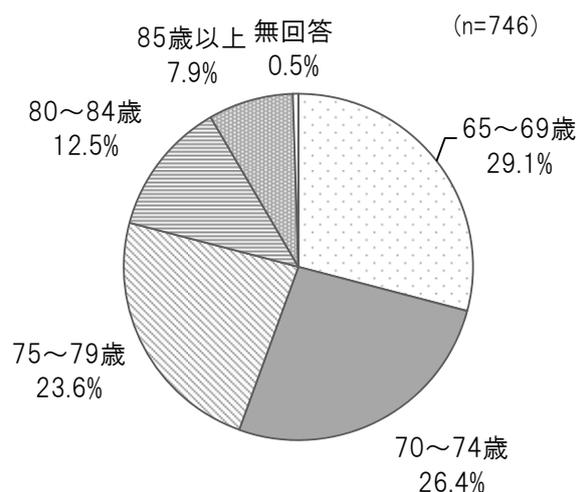


図 認定区分

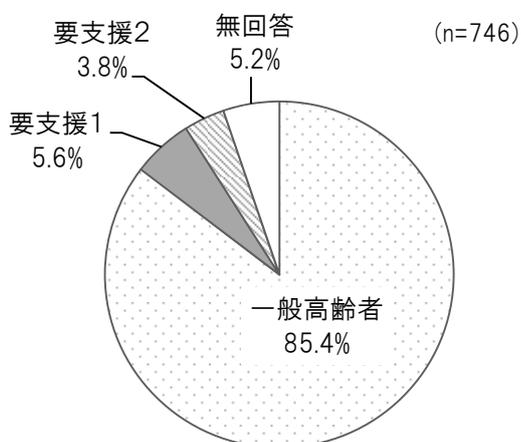
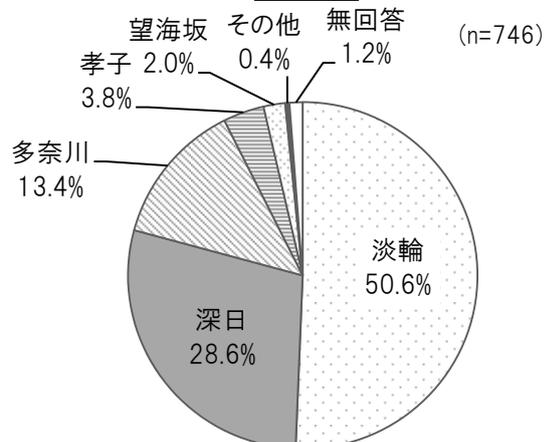


図 地域



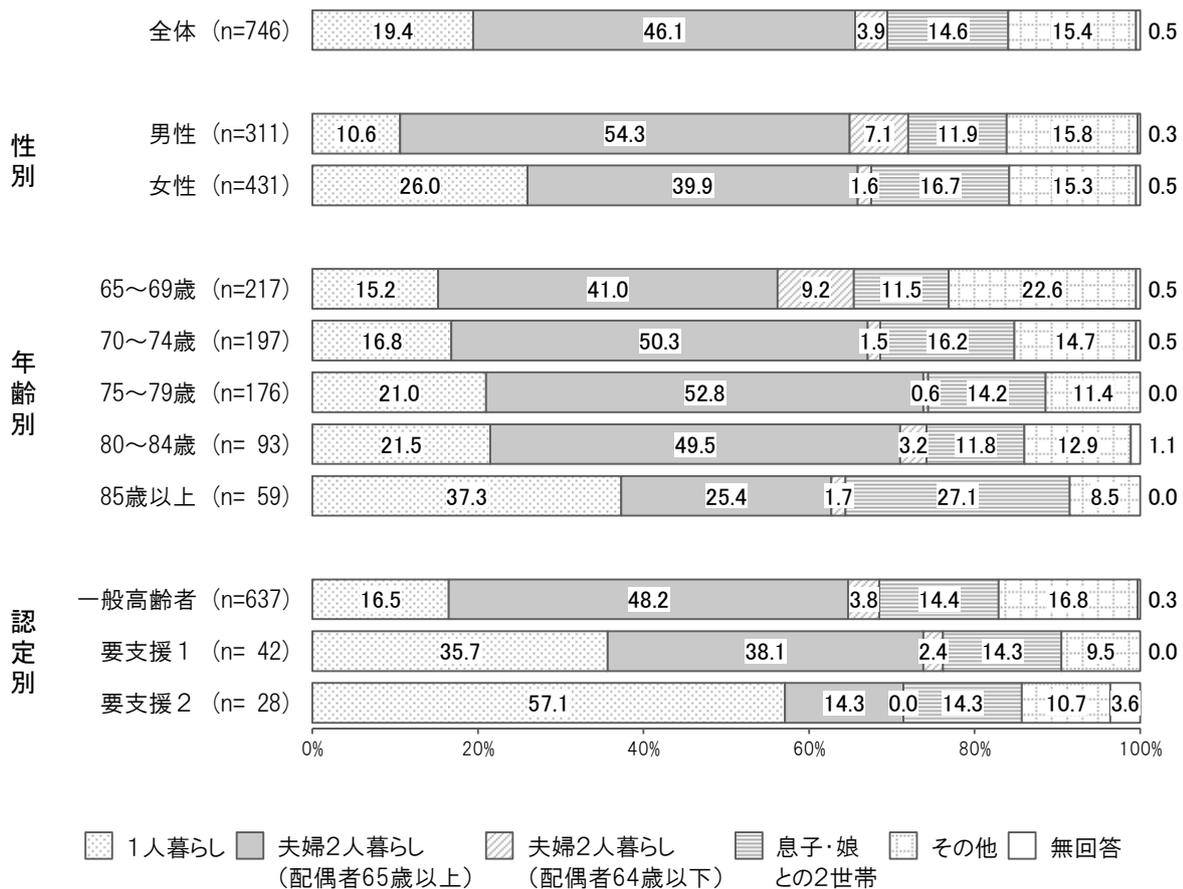
②家族構成

家族構成は、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 46.1%で最も高く、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 64 歳以下）」(3.9%)と合わせると 50.0%です。次いで「1 人暮らし」が 19.4%、「その他」が 15.4%、「息子・娘との 2 世帯」が 14.6%となっています。

性別にみると、「1 人暮らし」は男性 10.6%・女性 26.0%で、女性の方が 15.4 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「1 人暮らし」の割合が高くなっています。85 歳以上では「1 人暮らし」（37.3%）と「息子・娘との 2 世帯」（27.1%）が、それ以下の年齢層に比べて特に高く、逆に「夫婦 2 人暮らし」の割合は大幅に低くなっています。

図 性別、年齢別、認定別 家族構成



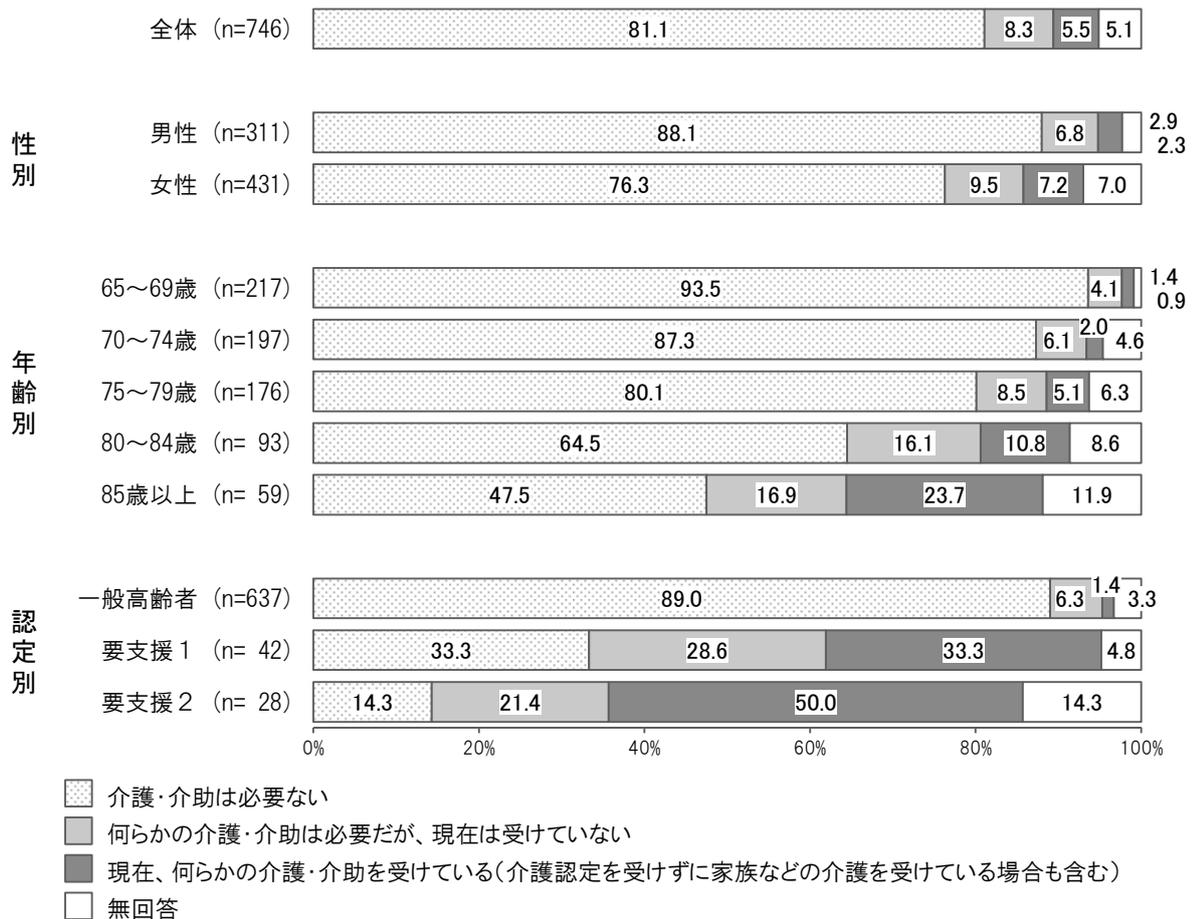
③介護・介助の必要性

普段の生活における介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が81.1%を占めています。一方、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は8.3%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」は5.5%となっており、介護・介助を必要とする人は合計13.8%となっています。

性別にみると、「介護・介助は必要ない」は男性88.1%・女性76.3%で、女性の方が介護・介助を必要とする人が多くなっています。

年齢別にみると、80歳を超えると、介護・介助を必要とする人の割合が大幅に高くなっています。

図 性別、年齢別、認定別 普段の生活での介護・介助の必要性



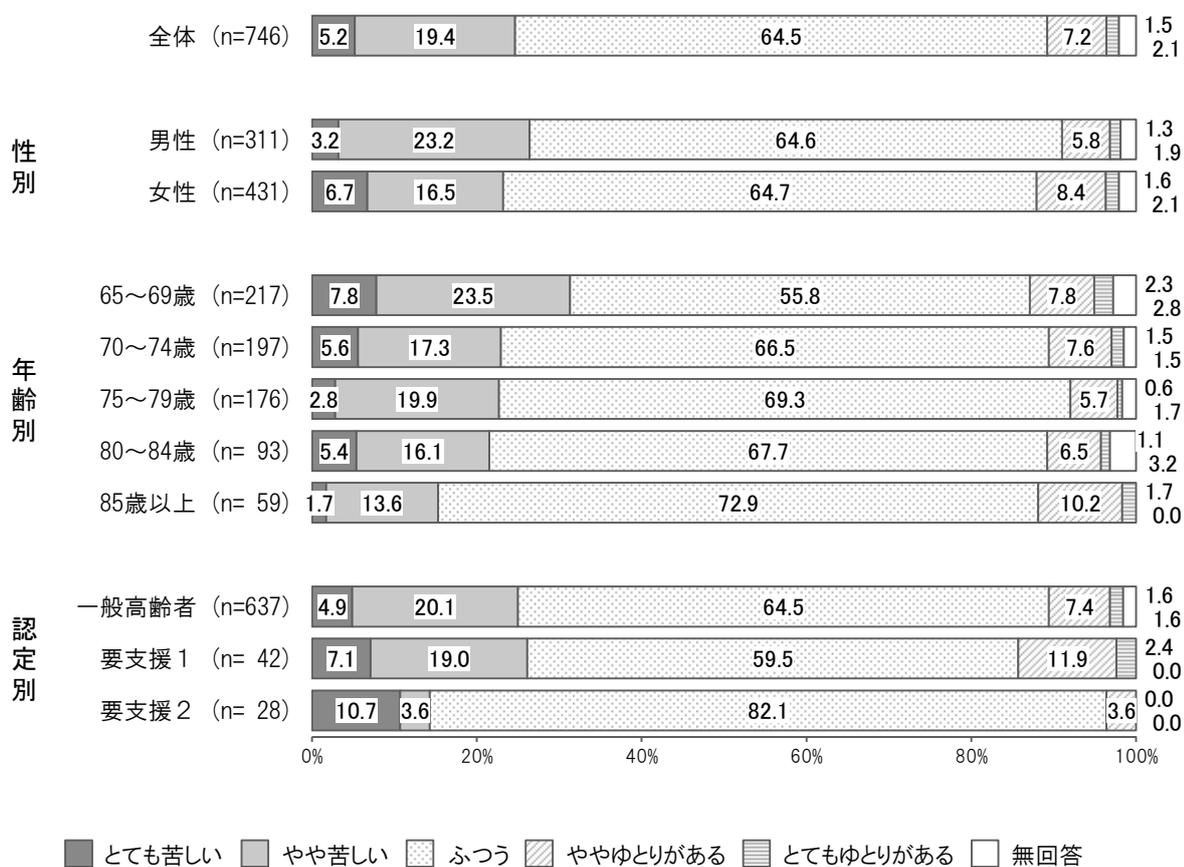
④経済状況

経済的にみた現在の暮らしの状況は、「ふつう」が64.5%を占めています。次いで「やや苦しい」が19.4%となっており、「とても苦しい」の5.2%と合計した『苦しい』が24.6%となっています。

性別にみると、『苦しい』は男性26.4%・女性23.2%で、男性の方がやや高くなっています。

年齢別にみると、年齢が低い方が『苦しい』の割合が高く、65～69歳では『苦しい』が31.3%となっています。

図 性別、年齢別、認定別 経済的にみた現在の暮らしの状況

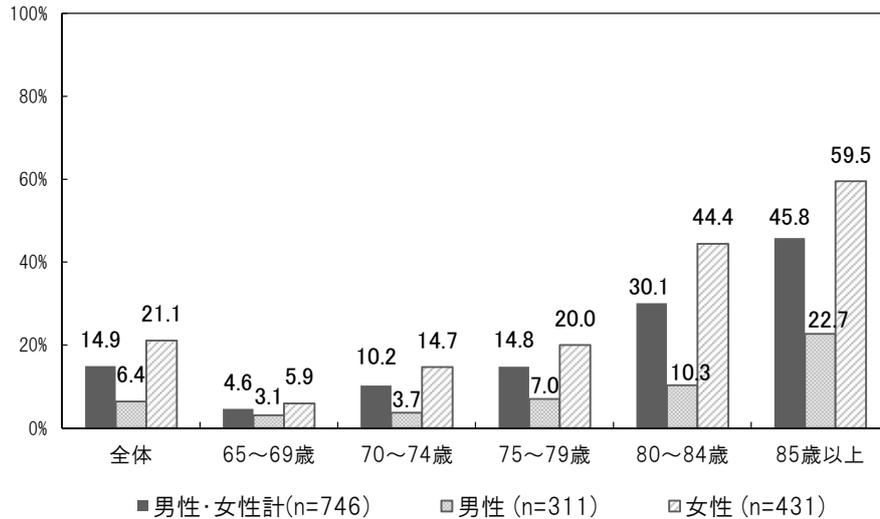


⑤運動器機能の低下している高齢者

運動器機能の低下している高齢者の割合は全体では 14.9%、性別では男性 6.4%・女性 21.1%となっています。

性年齢別に該当者割合をみると、女性の80歳以上で該当者割合が高く、80～84歳では 44.4%、85歳以上では 59.5%となっています。

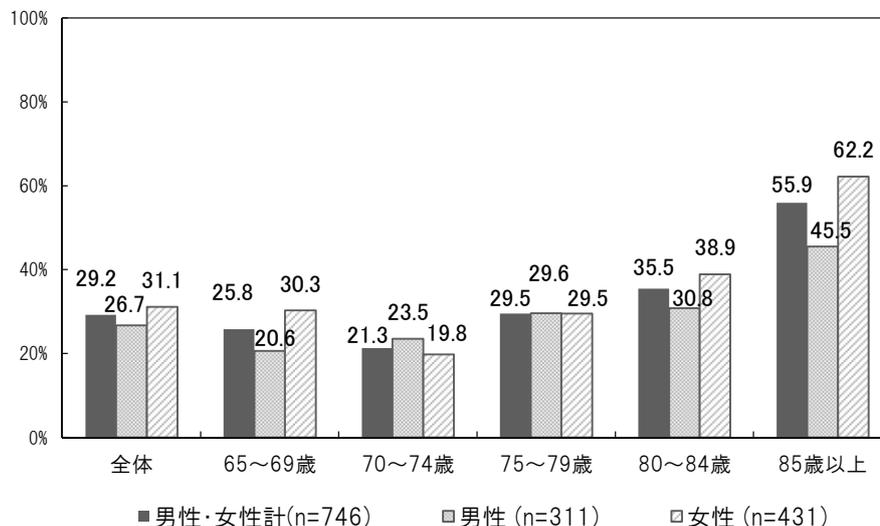
図 性年齢別 運動器機能の低下している高齢者



⑥転倒リスクのある高齢者

転倒リスクのある高齢者の割合は全体では 29.2%、性別では男性 26.7%・女性 31.1%となっています。性年齢別にみると 85歳以上では女性の 62.2%、男性の 45.5%が該当者となっています。

図 性年齢別 転倒リスクのある高齢者

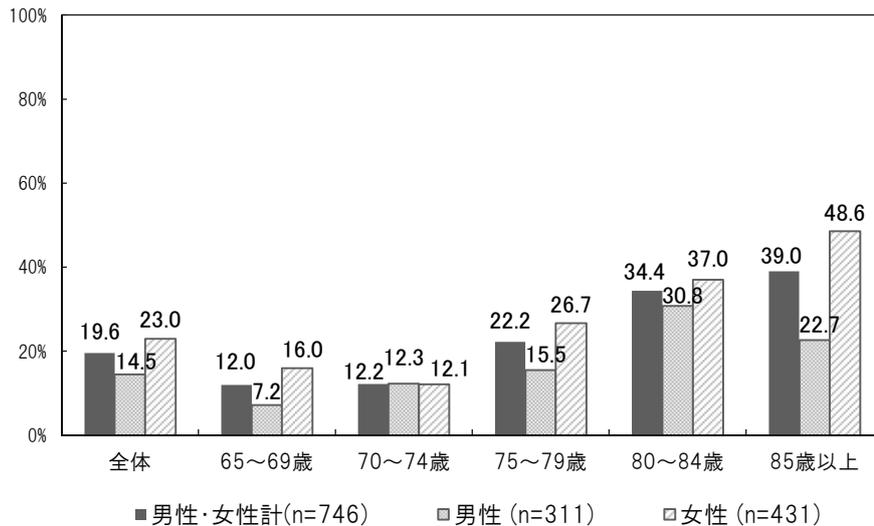


⑦閉じこもり傾向のある高齢者

閉じこもり傾向のある高齢者の割合は全体では 19.6%、性別では男性 14.5%・女性 23.0%と、女性の方が 8.5 ポイント高くなっています。

性年齢別にみると、男性は 80～84 歳で該当者が 30.8%となっています。女性は 75 歳以上から該当者割合が高くなり、85 歳以上で 48.6%となっています。

図 性年齢別 閉じこもり傾向のある高齢者

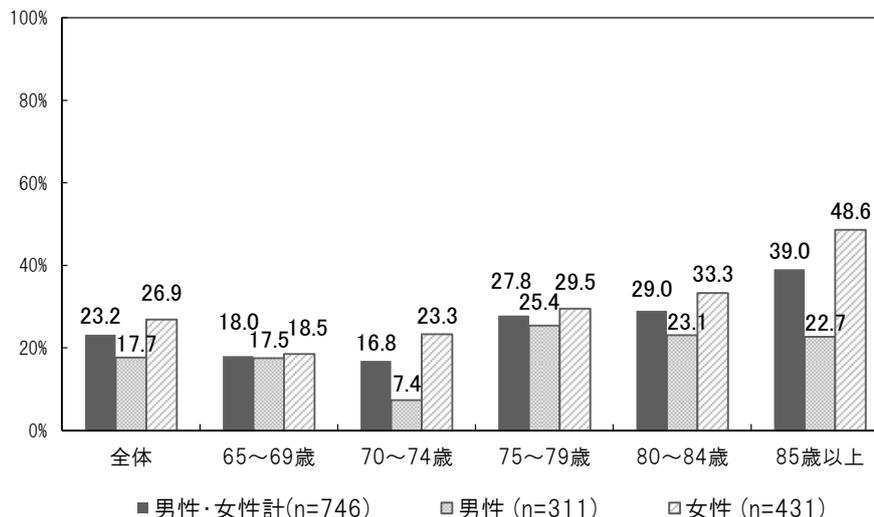


⑧口腔機能の低下している高齢者

口腔機能の低下している高齢者は、全体では 23.2%、性別では男性 17.7%・女性 26.9%で、女性の方が 9.2 ポイント高くなっています。

性年齢別にみると、男性は 75 歳以上では該当者の割合にほとんど差がみられませんが、女性は、年齢が高くなるにつれて該当割合も高くなり 85 歳以上では 48.6%が該当者となっています。

図 性年齢別 口腔機能の低下している高齢者



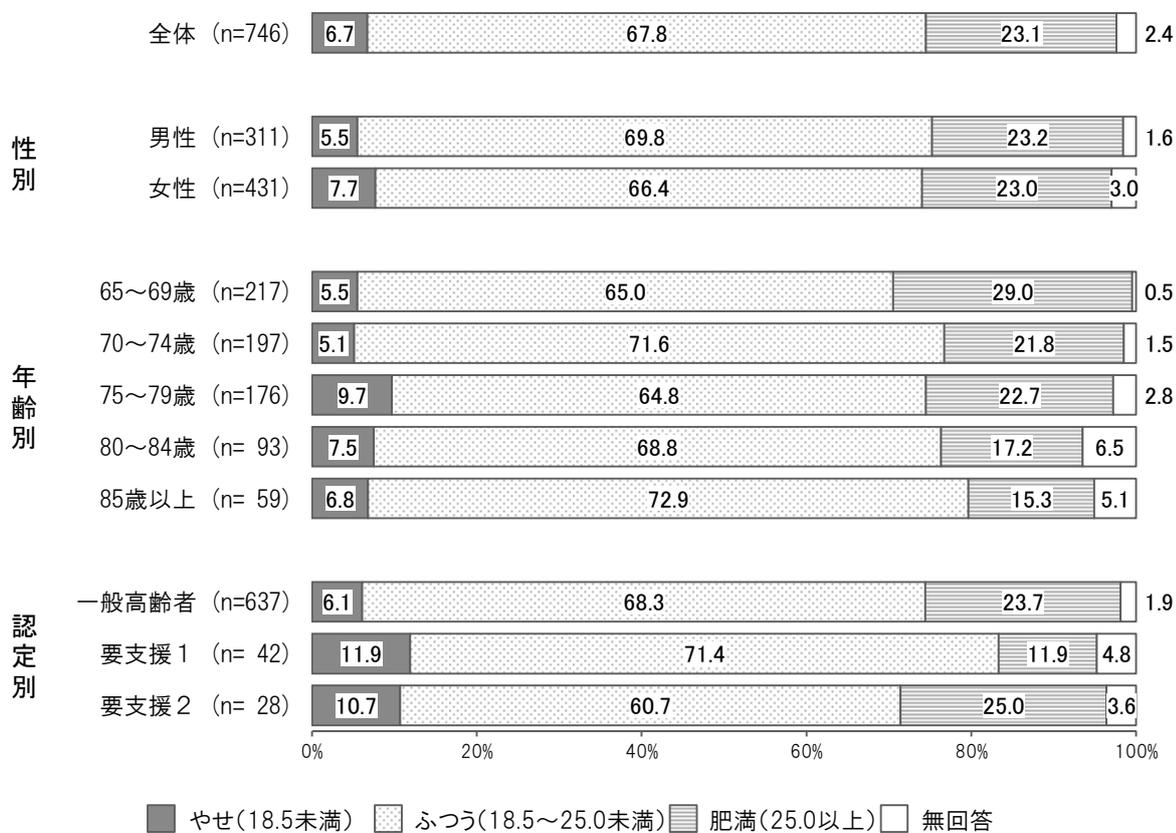
⑨低栄養リスク

身長・体重から算出されるBMI(体重(kg)÷{身長(m)×身長(m)})が18.5未満の場合、低栄養が疑われる高齢者になります。

低栄養が疑われる高齢者(BMI18.5未満)は、全体では6.7%、性別では男性5.5%・女性7.7%となっています。

年齢別にみると、75～79歳では「やせ(18.5未満)」が9.7%と他の年齢層よりやや高くなっています。

図 性別、年齢別、認定別 BMI 値



⑩孤食の状況

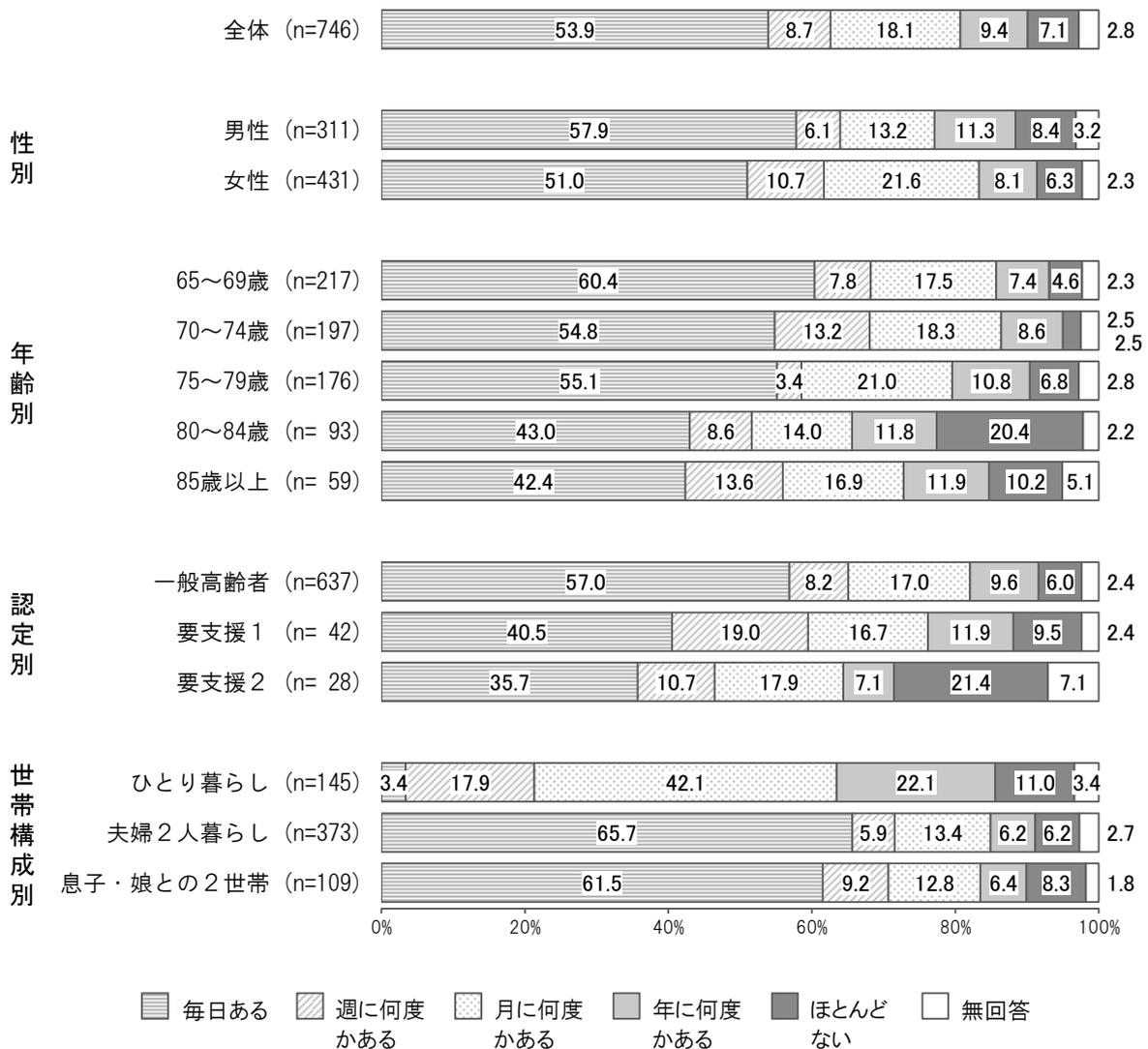
誰かと食事をともにする機会の有無をみると、「毎日ある」が53.9%で最も高く、次いで「月に何度かある」が18.1%、「年に何度かある」が9.4%、「週に何度かある」が8.7%、「ほとんどない」が7.1%となっています。

性別にみると、「毎日ある」は男性57.9%・女性51.0%で、男性の方が6.9ポイント高く、女性では「月に何度かある」が21.6%となっています。

年齢別にみると、「毎日ある」は80歳以上の年齢層では50%未満となっています。

毎日の食事を誰かとともにするかどうかは、ひとり暮らしとそうでない場合では大きく異なるので、ひとり暮らしの割合が高い、男性より女性、年齢の低い層より高い層の方が孤食傾向がうかがえます。

図 性別、年齢別、認定別、世帯構成別 誰かと食事をともにする機会の有無

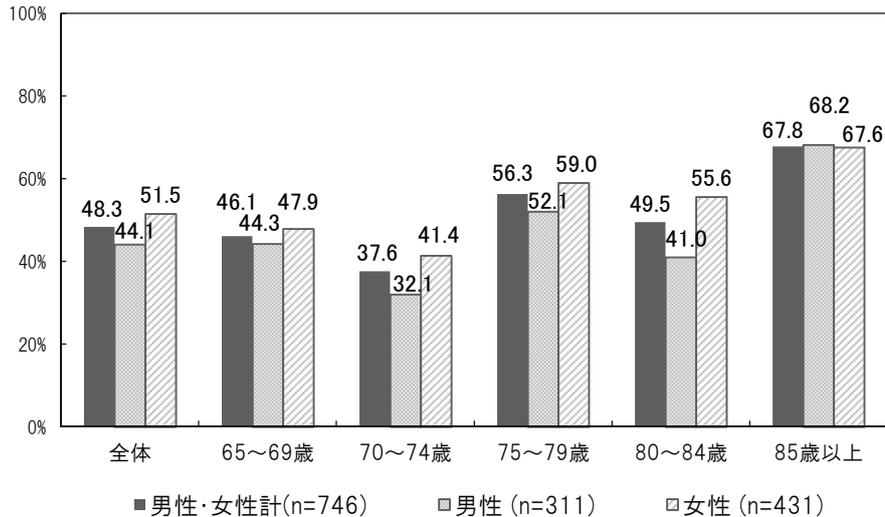


⑪認知機能の低下がみられる高齢者

認知機能の低下がみられる高齢者は、全体では 48.3%、性別では男性 44.1%・女性 51.5%と、女性の方が 7.4 ポイント高くなっています。

性年齢別にみると、男性の 75～79 歳と 85 歳以上、女性の 75 歳以上では、50%以上が該当者となっています。

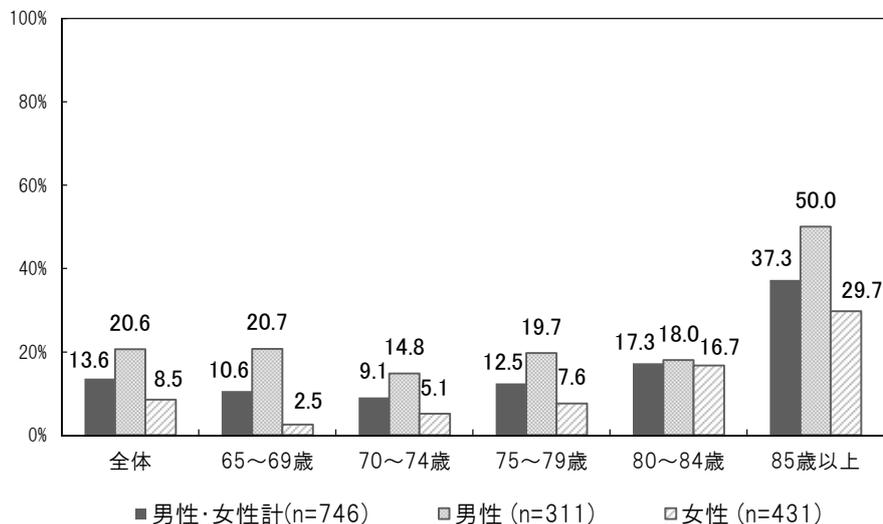
図 性年齢別 認知機能の低下がみられる高齢者



⑫手段的自立度 (IADL)

手段的自立度 (IADL) の評価結果をみると、全体では 13.6%、性年齢別では男性は 80 歳代前半までは概ね横ばいですが、85 歳以上では 50.0%と高くなっています。IADL の設問は、家事にかかわる内容が含まれていることから、総じて男性は女性よりも低い傾向があります。

図 性年齢別 IADL が低下している高齢者

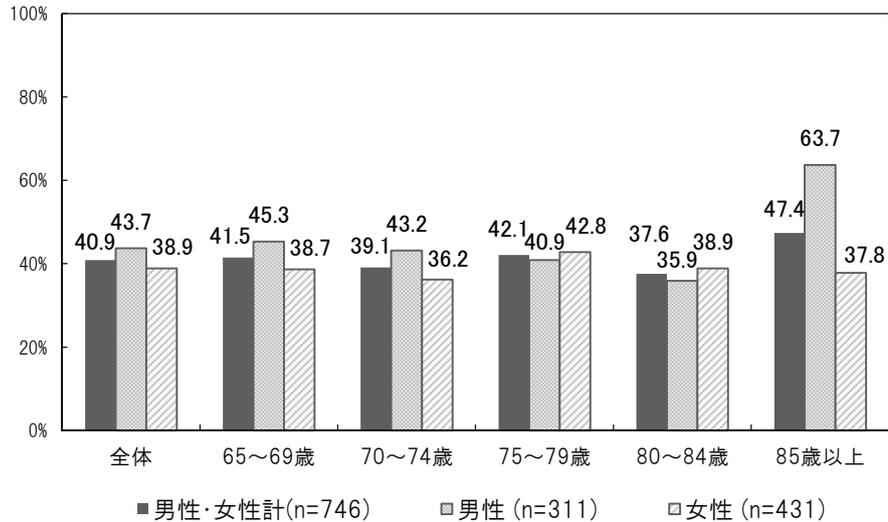


⑬知的能動性

老研式活動能力指標に基づく知的能動性の評価結果は、全体では40.9%、性別では男性43.7%・女性38.9%が3点以下の低下者となっています。

性年齢別に3点以下の低下者の割合をみると、男性の85歳以上(63.7%)以外は、性、年齢による差はあまりみられません。

図 性年齢別 知的能動性が低下している高齢者

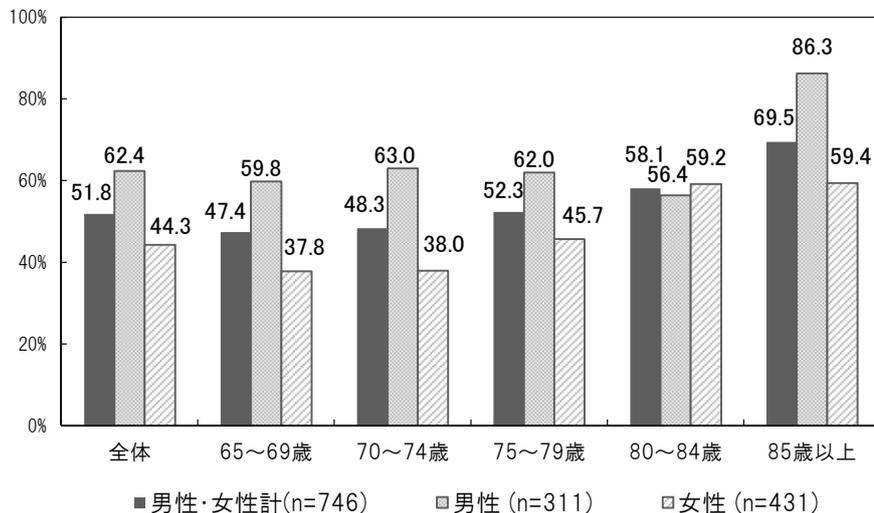


⑭社会的役割

老研式活動能力指標のうち社会的役割の評価結果は、全体では51.8%、性別では男性62.4%・女性44.3%が3点以下の低下者となっています。

性年齢別に3点以下の低下者の割合をみると、男性は85歳未満では60%前後で推移していますが、85歳以上では86.3%と高くなっています。女性は年齢が上がるにつれて低下者の割合が高くなる傾向ですが、その変化は緩やかです。

図 性年齢別 社会的役割が低下している高齢者



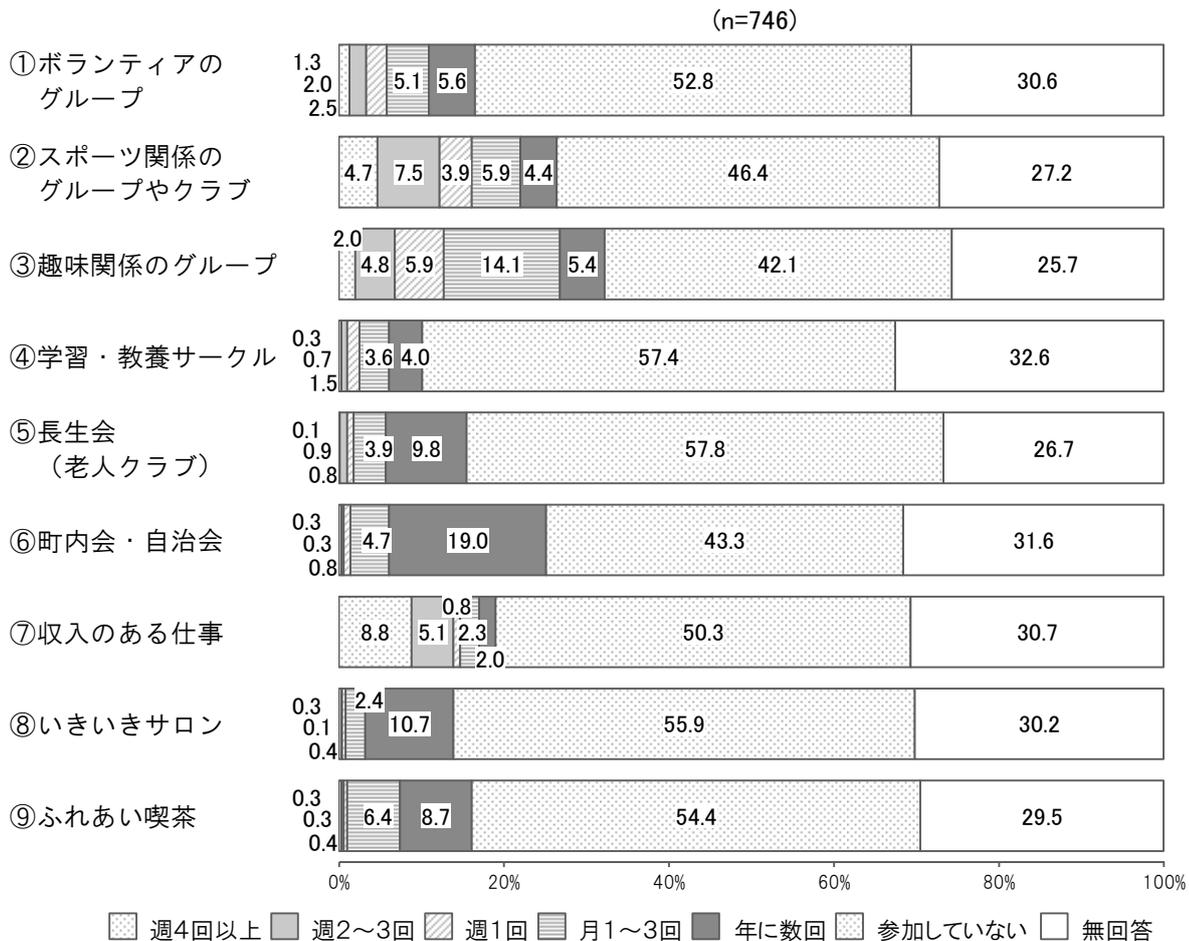
⑮地域活動などへの参加状況

地域活動などへの参加状況をたずねたところ、『参加している』（「週4回以上」～「年に数回」の合計）の割合は、高い順に「③趣味関係のグループ」で32.2%、「②スポーツ関係のグループやクラブ」で26.4%、「⑥町内会・自治会」で25.1%、「⑦収入のある仕事」で19.0%となっています。

参加頻度でみると、「③趣味関係のグループ」は「月1～3回」が14.1%、「②スポーツ関係のグループやクラブ」は「週2～3回」が7.5%、「⑥町内会・自治会」は「年に数回」が19.0%、「⑦収入のある仕事」は「週4回以上」が8.8%となっています。

本町の独自設問である「⑧いきいきサロン」と「⑨ふれあい喫茶」は、『参加している』割合は、それぞれ13.9%と16.1%で、参加頻度では「年に数回」の割合が高くなっています。

図 地域活動などへの参加状況

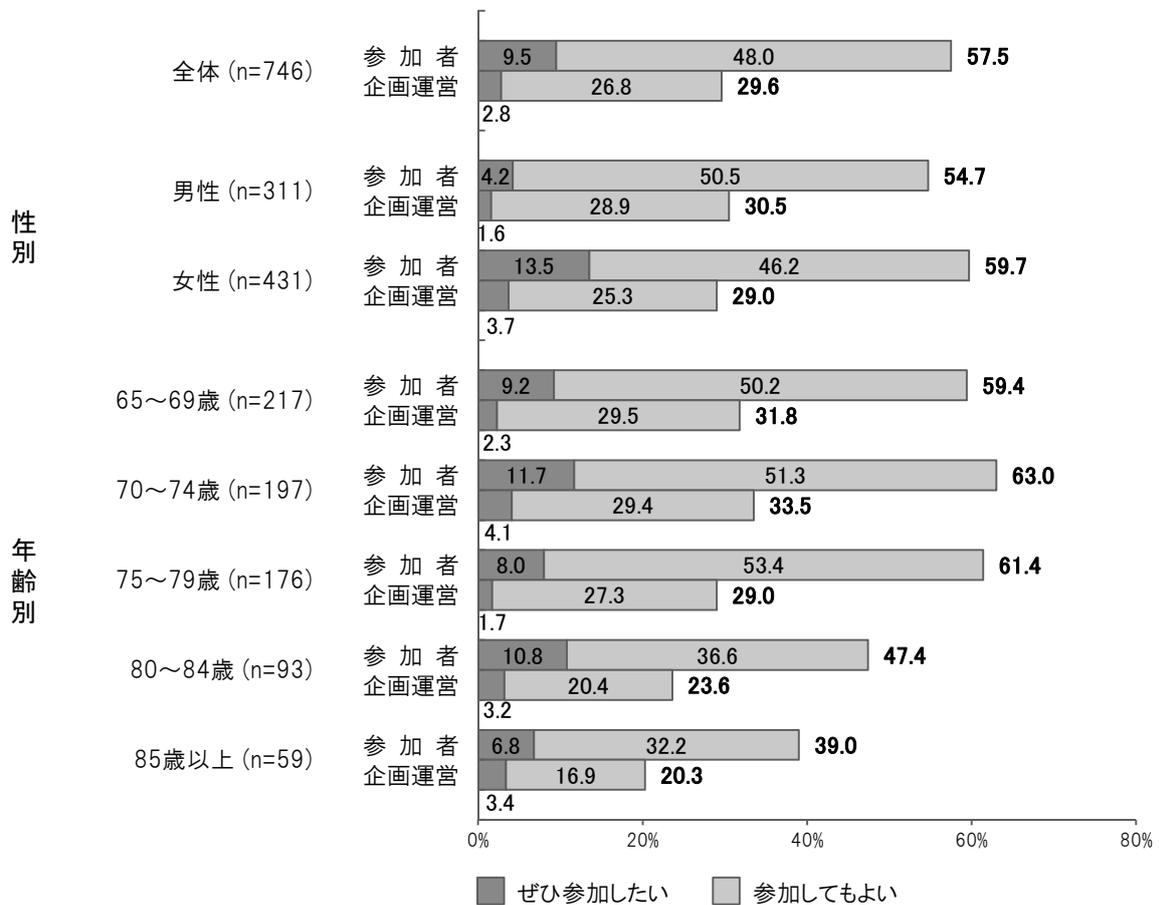


⑩地域活動への参加意向

地域活動への参加者としての参加意向（「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計）は57.5%となっています。性別では、女性の方が男性より参加意向が高く、年齢別では、80歳未満では参加意向の割合が約60%となっています。

企画・運営（お世話役）としての地域活動への参加意向は29.6%と、参加者としての参加意向の約半分となっています。年齢別にみると、65～74歳では参加意向が30%以上となっています。

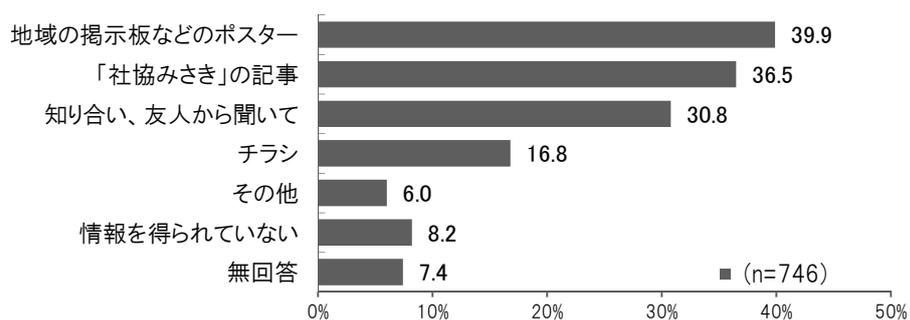
図 性別、年齢別 地域活動への参加意向



⑰地域活動の情報源（岬町独自設問）

ふれあい喫茶などの地域の交流の場についての情報をどのように得ているかたずねたところ、「地域の掲示板などのポスター」が39.9%で最も高く、次いで「『社協みさき』の記事」が36.5%、「知り合い、友人から聞いて」が30.8%となっています。

図 地域活動の情報源



⑱心配事や愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人・看病や世話をしてくれる人、してあげる人

心配事や愚痴を聞いてくれる人と聞いてあげる人については、男性は、聞いてくれる人、聞いてあげる人ともに「配偶者」が70%を超えて最も高くなっています。一方、女性は聞いてくれる人、聞いてあげる人ともに「友人」が50%を超えて最も高く、また、「別居の子ども」「配偶者」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」がいずれも30%以上です。男性は「配偶者」が突出して高いのに対して、女性はいろいろな相手を挙げています。

看病や世話をしてくれる人、してあげる人についても、男性は「配偶者」の割合が突出して高く、女性はいろいろな相手を挙げているのは同様の傾向です。

図 性別 心配事や愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人

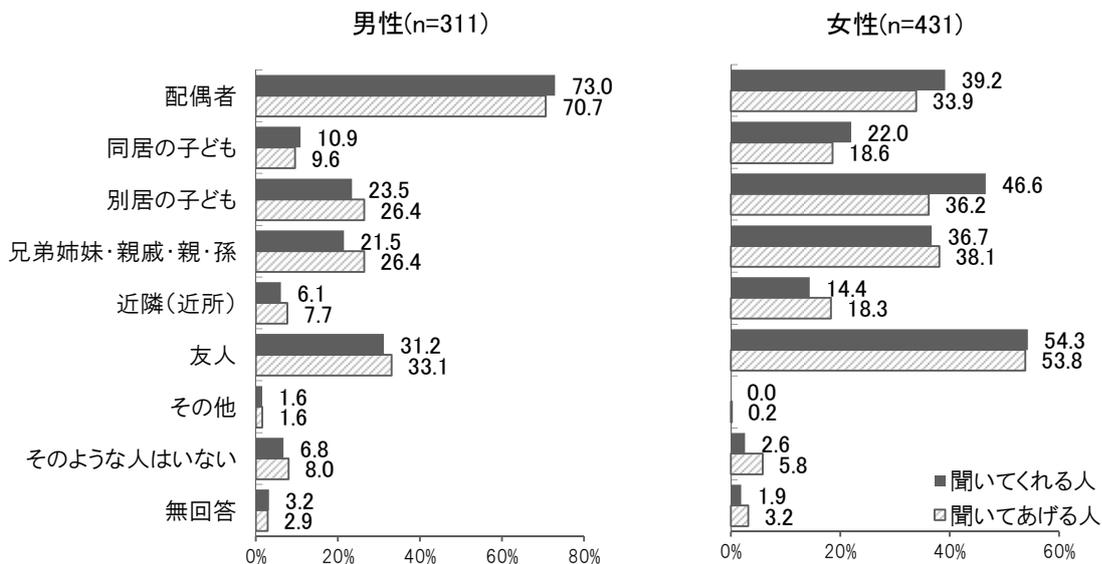
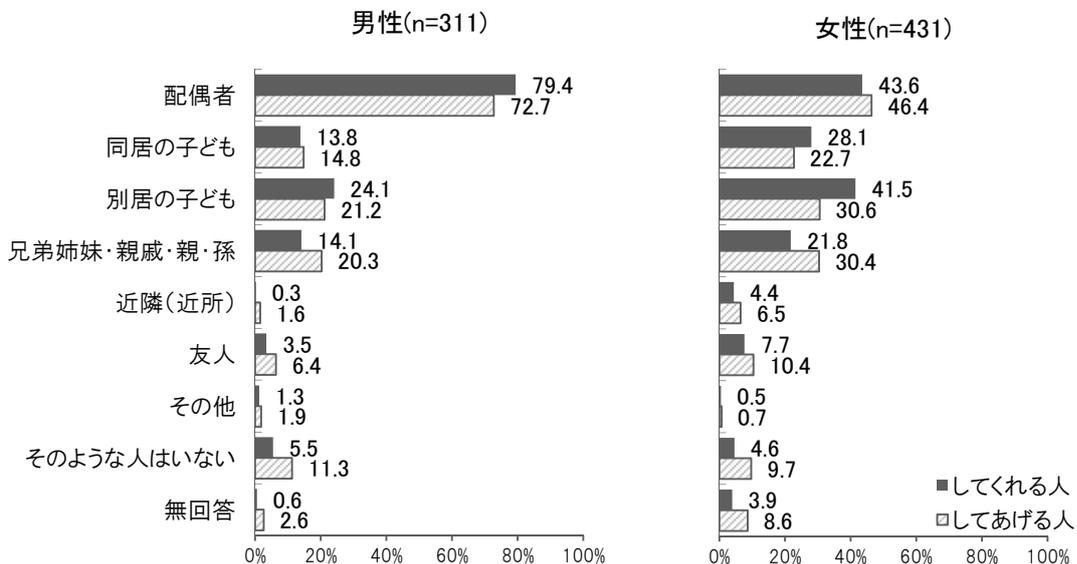


図 性別 看病や世話をしてくれる人、してあげる人



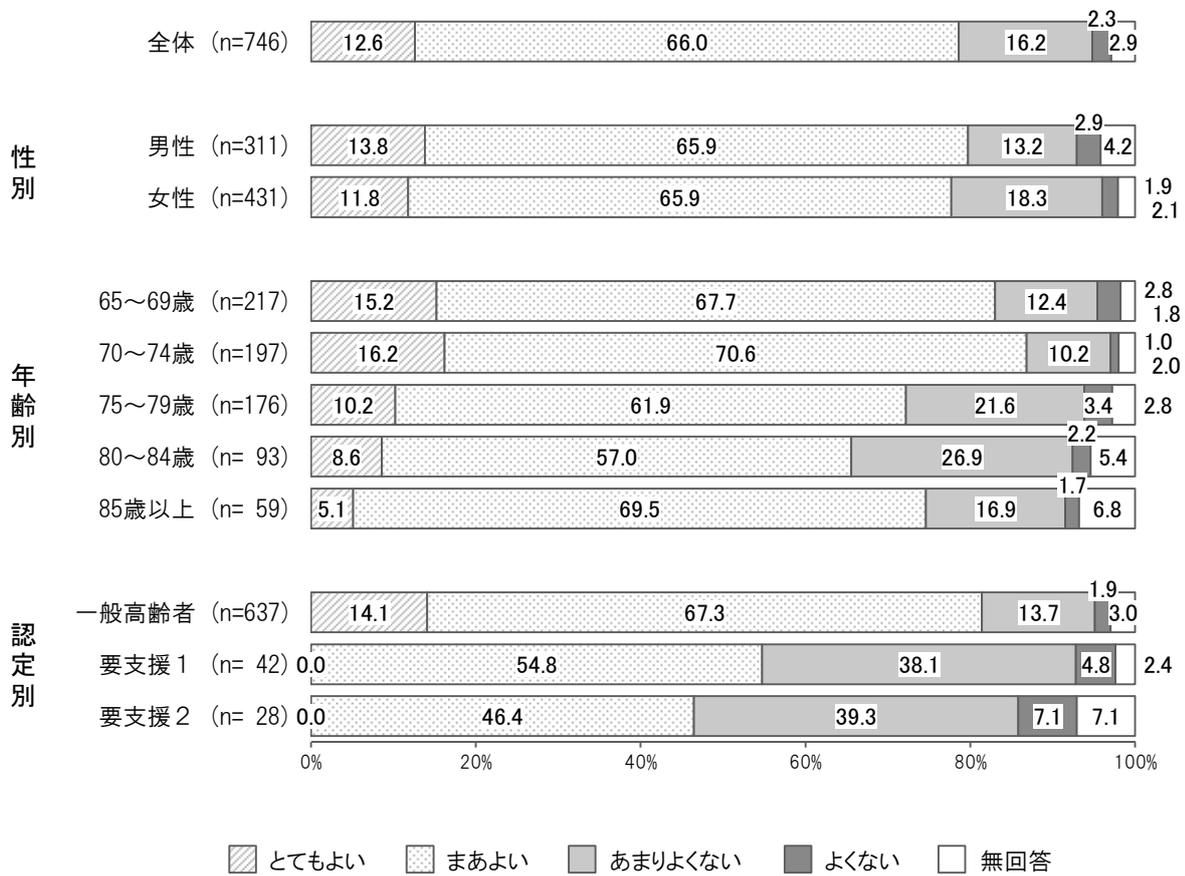
⑱主観的健康観

自分自身の健康状態については、「とてもよい」(12.6%)と「まあよい」(66.0%)を合計した『よい』が78.6%、「あまりよくない」(16.2%)と「よくない」(2.3%)を合計した『よくない』が18.5%となっています。

性別にみると、『よい』は男性79.7%・女性77.7%と男性の方がやや高くなっています。

年齢別にみると、75～84歳で『よくない』の割合が高くなっており、特に80～84歳では約30%となっています。

図 性別、年齢別、認定別 主観的健康観



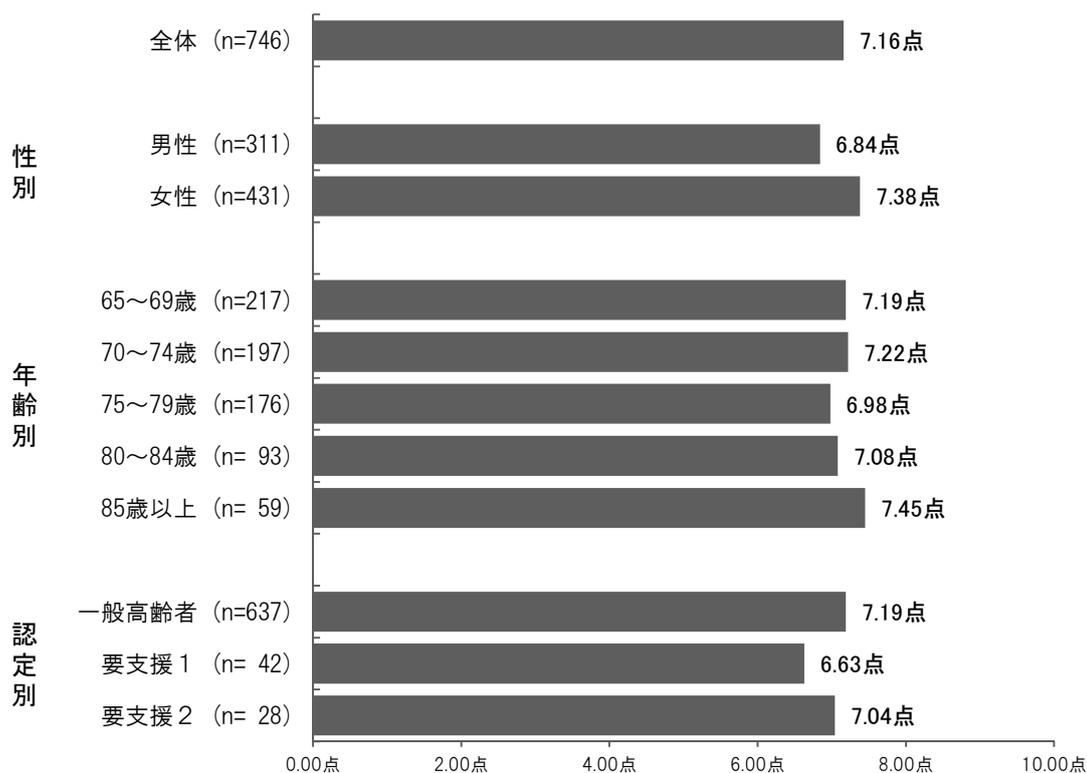
⑳主観的幸福感

現在どの程度幸せに感じているか 10 点満点でたずねたところ、平均点は 7.16 点となっています。

性別にみると、男性は 6.84 点、女性は 7.38 点と、女性の方が点数が高くなっています。

年齢別にみると、85 歳以上が 7.45 点と各年齢層の中で最も高く、75～79 歳で 6.98 点と低くなっています。

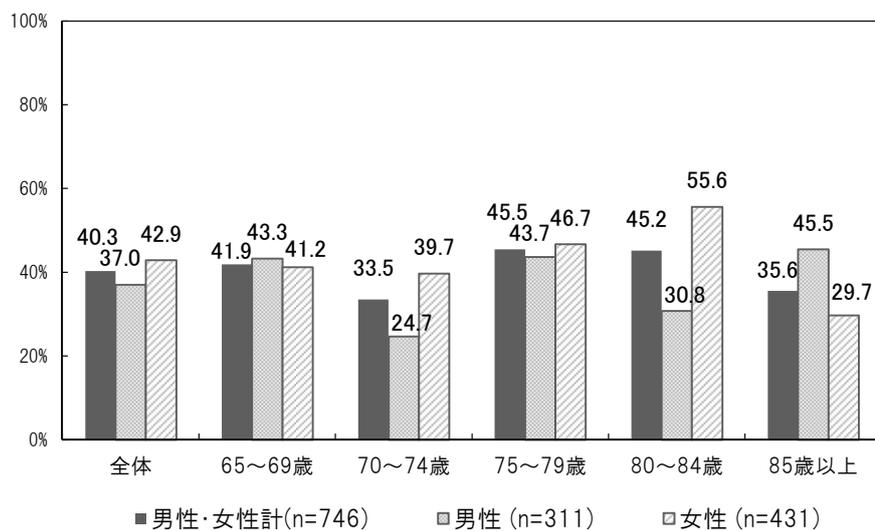
図 性別、年齢別、認定別 主観的幸福感



②1 うつ傾向の高齢者

うつ傾向の高齢者の割合は、全体では40.3%、性別では男性37.0%・女性42.9%となっています。性年齢別では、女性の80～84歳で該当割合が55.6%と高くなっています。

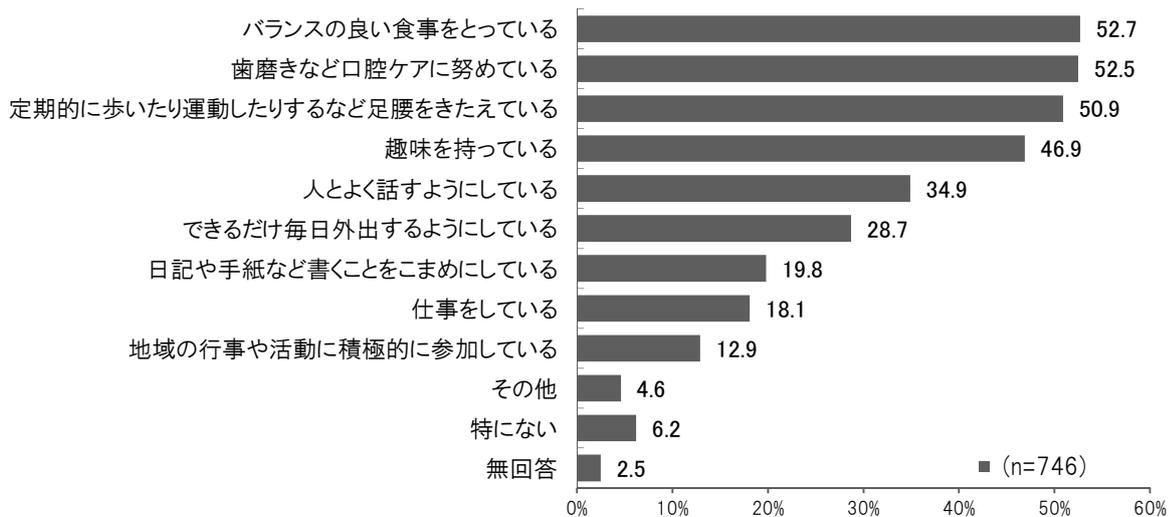
図 性年齢別 うつ傾向の高齢者



⑫病気の予防や健康づくりのために、心がけていること（岬町独自設問）

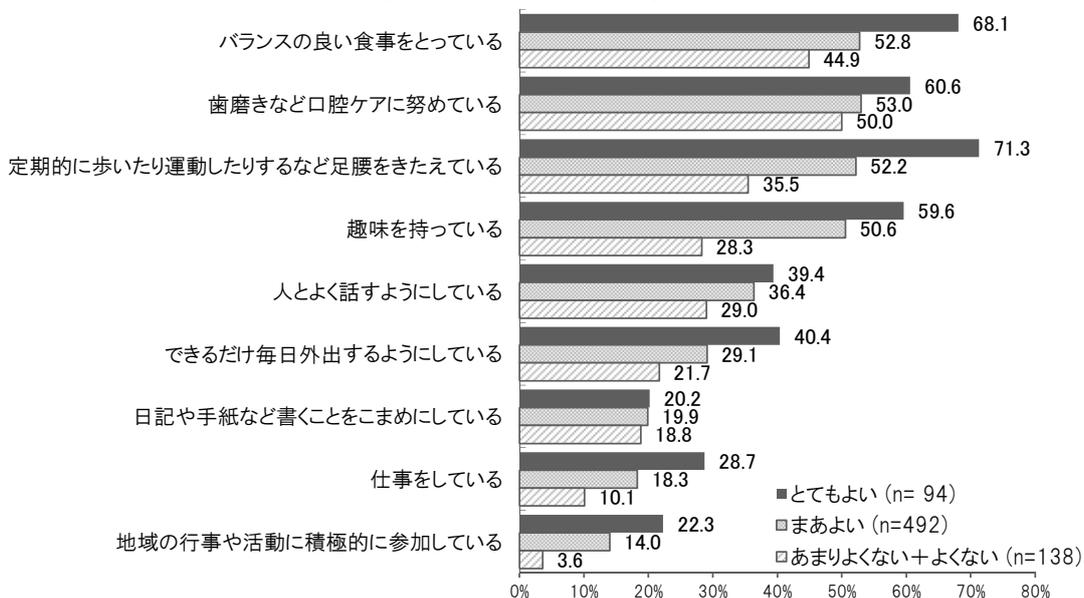
病気の予防や健康づくりのために、心がけていることは、「バランスの良い食事をとっている」（52.7%）、「歯磨きなど口腔ケアに努めている」（52.5%）、「定期的に歩いたり運動したりするなど足腰をきたえている」（50.9%）、「趣味を持っている」（46.9%）の4項目がいずれも約50%と高くなっています。

図 病気の予防や健康づくりのために、心がけていること



主観的健康観別にみると、自分自身の健康状態が「とてもよい」の回答者は、食事、運動、趣味、外出など心がけている項目が全般にわたって高くなっています。「あまりよくない」または「よくない」と回答した人は、運動と趣味の割合が大幅に低くなっています。

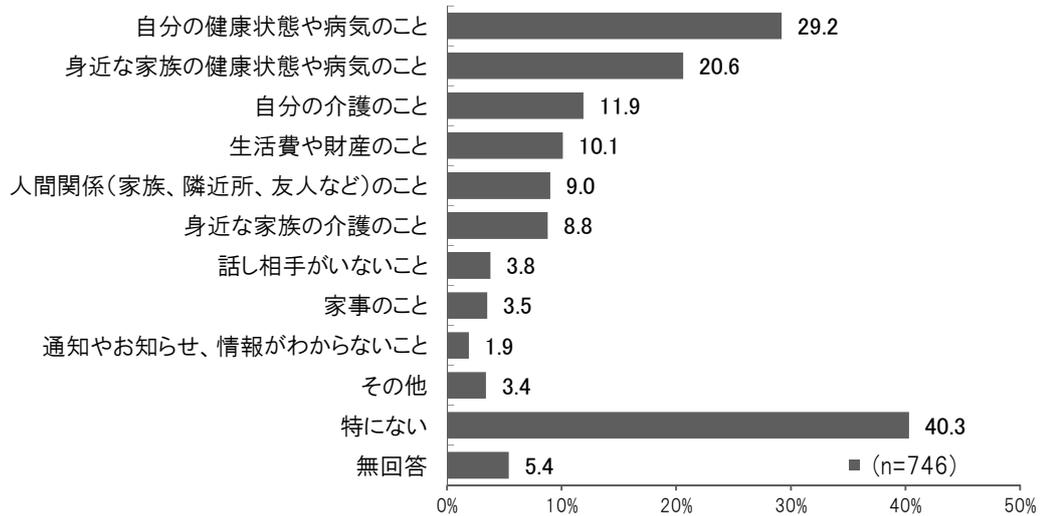
図 主観的健康観別 病気の予防や健康づくりのために、心がけていること



②③ 日常生活の悩みや不安（岬町独自設問）

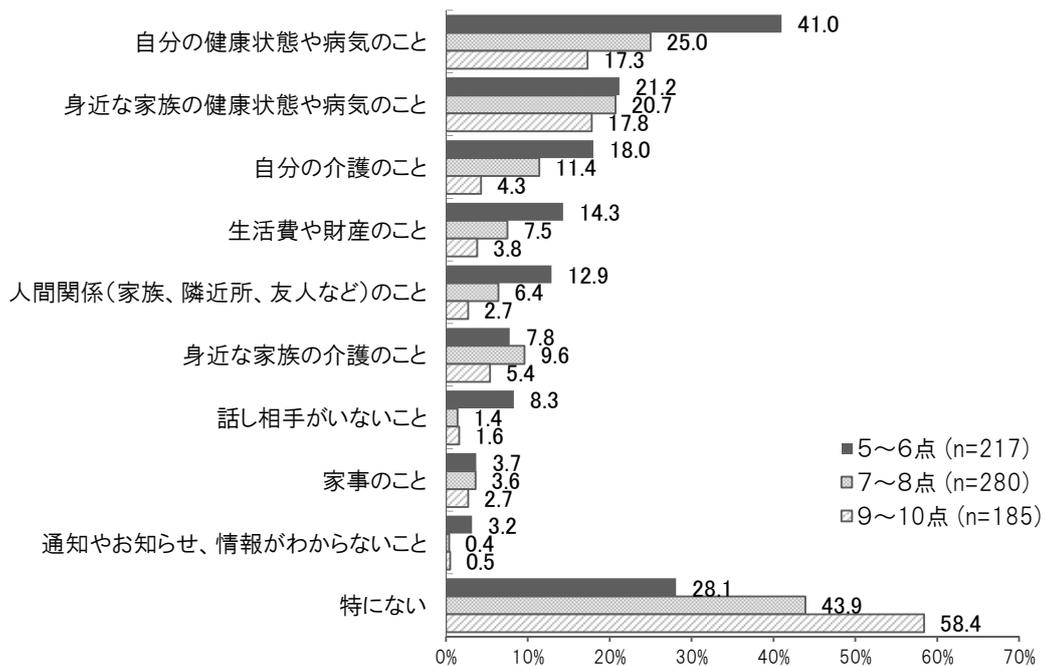
日常生活の悩みや不安は、「自分の健康状態や病気のこと」が29.2%で最も高く、次いで「身近な家族の健康状態や病気のこと」が20.6%となっています。また「特にない」は40.3%となっています。

図 日常生活の悩みや不安



主観的幸福感別にみると、自分の健康状態や病気に対する悩みや不安が、幸福感に影響している割合が高いことが推察できます。

図 主観的幸福感別 日常生活の悩みや不安

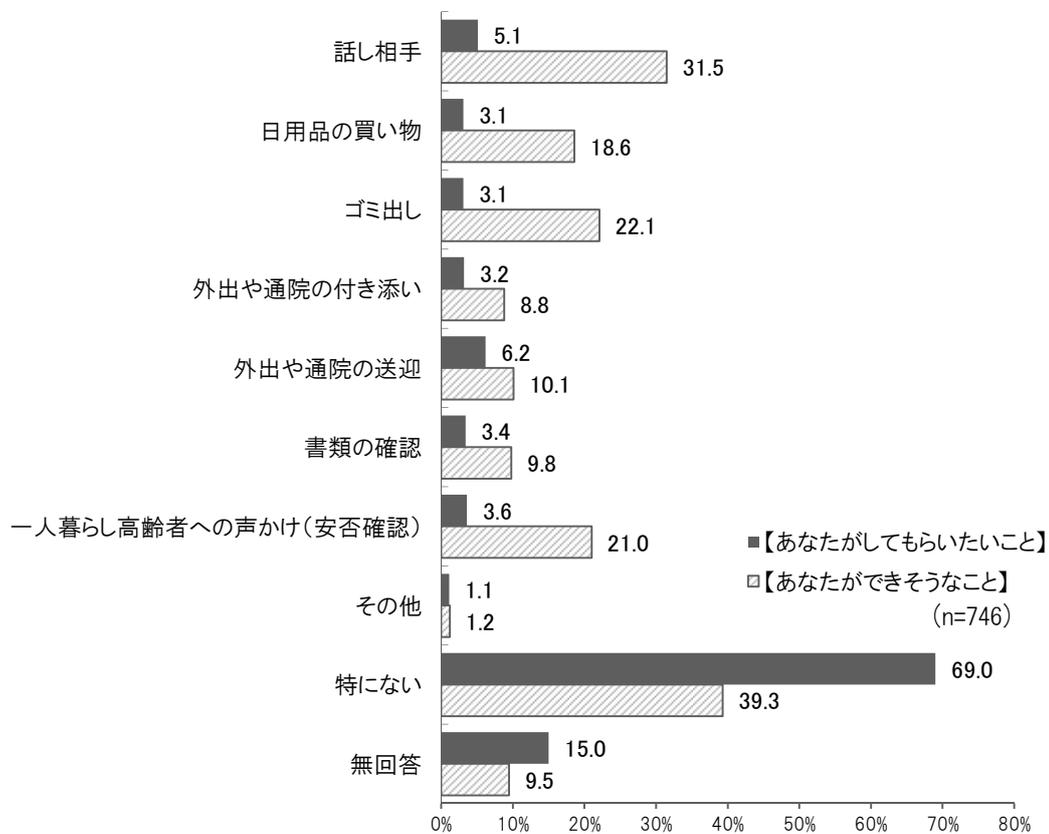


⑭地域における住民同士の支え合い（岬町独自設問）

地域における住民同士の支え合いとして、あなたがしてもらいたいことを挙げた人はわずかで、「外出や通院の送迎」と「話し相手」が5%を超えている程度です。「特にない」が69.0%を占めています。

あなたができそうなことでは、「話し相手」が31.5%、「ゴミ出し」が22.1%、「一人暮らし高齢者への声かけ（安否確認）」が21.0%で他の項目よりも高くなっています。

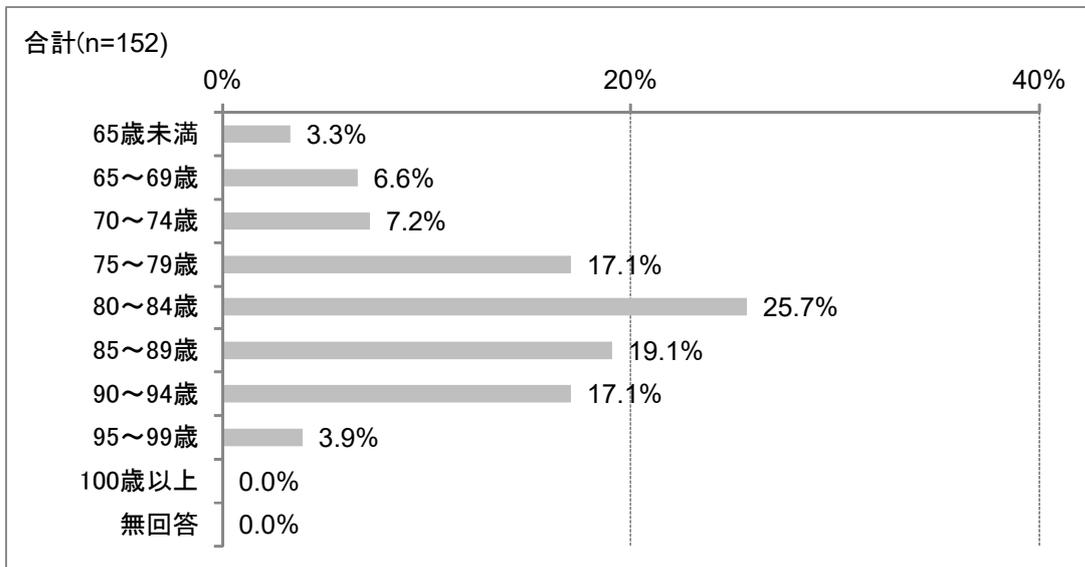
図 地域における住民同士の支え合い



(2) 在宅介護実態調査結果の概要

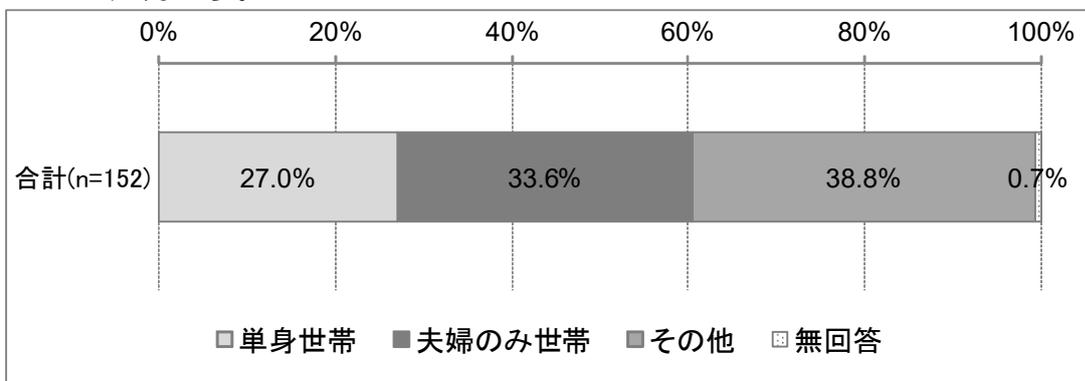
① 要介護者の年齢

要介護者の年齢は、75歳以上が82.9%を占めています。



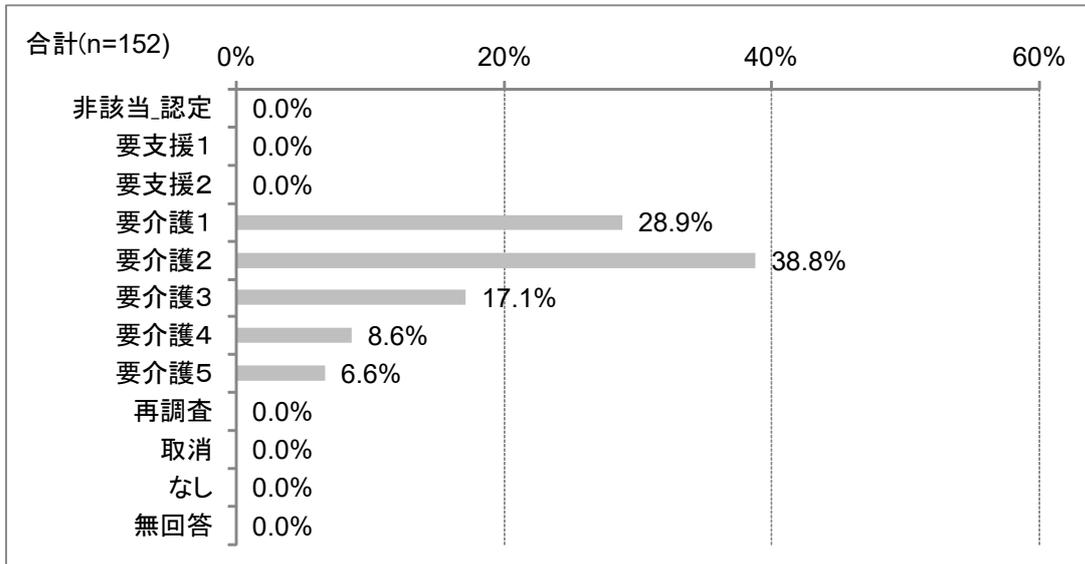
② 世帯類型

世帯類型では、「その他」の割合（38.8%）が最も高く、「単身世帯」は27.0%です。



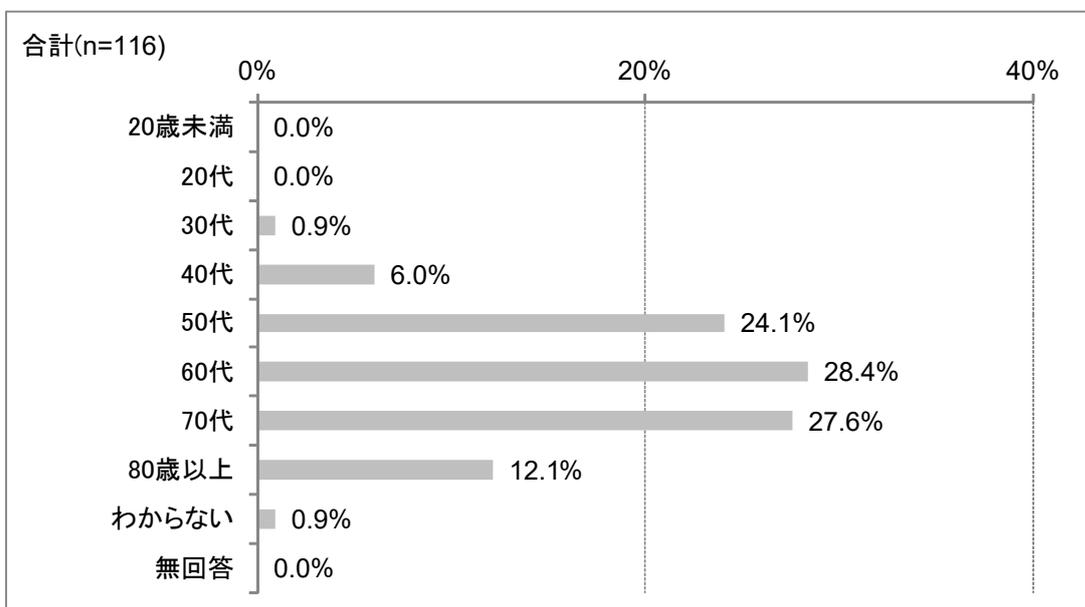
③要介護度

要介護度は、要介護1(28.9%)と要介護2(38.8%)が合わせて67.7%となっており、要介護3は17.1%、要介護4以上の重度は15.2%となっています。



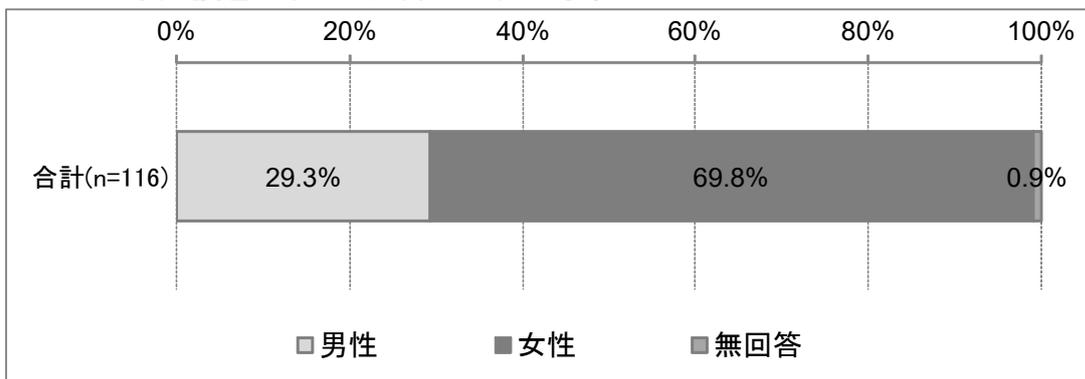
④主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、60代が28.4%、70代が27.6%などと、50代以上が大半(92.2%)を占めています。



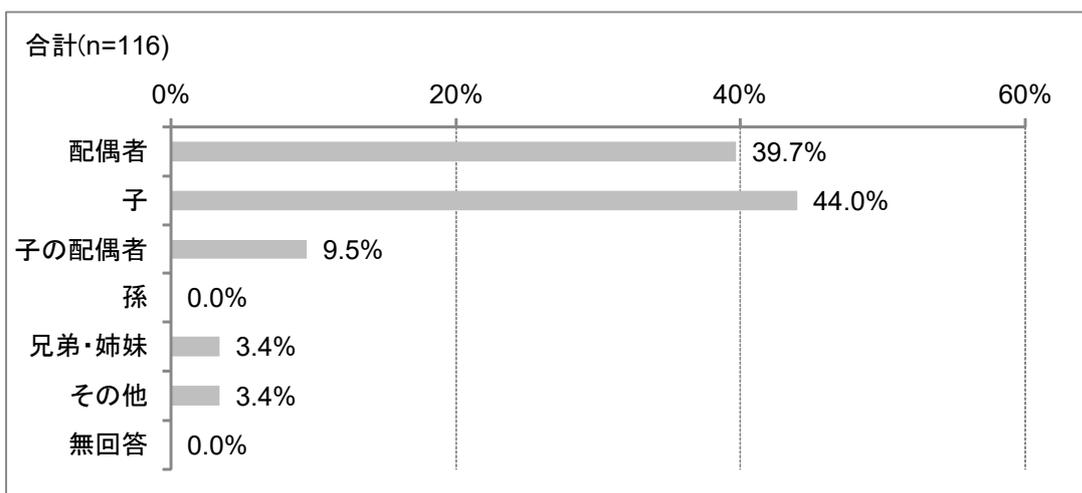
⑤主な介護者の性別

主な介護者は、69.8%が女性です。



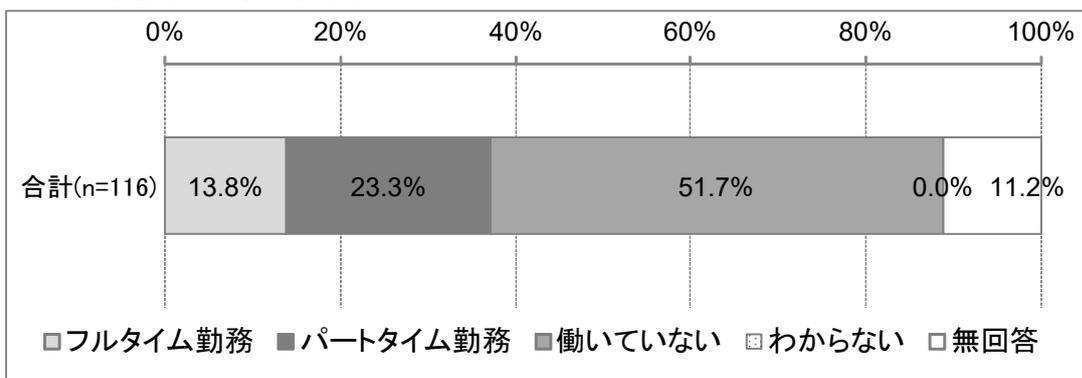
⑥主な介護者の本人との関係

本人との関係は「子」が44.0%、「配偶者」が39.7%となっています。



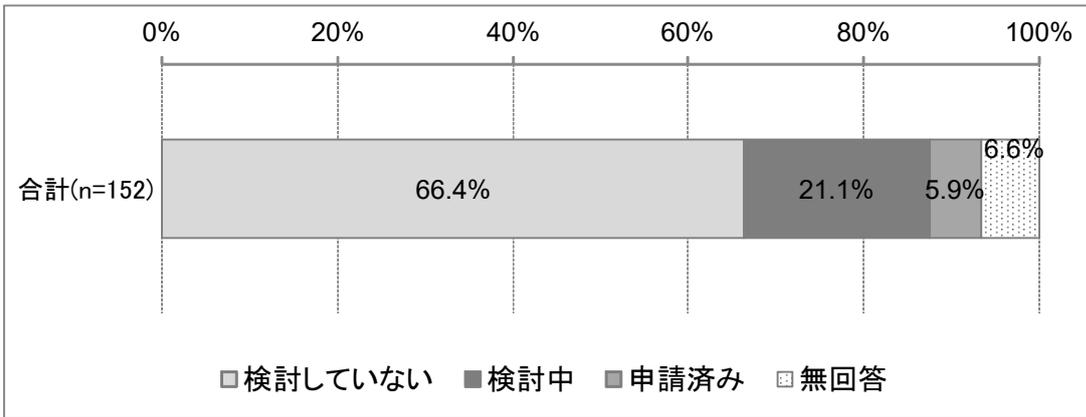
⑦主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、37.1%がフルタイムまたはパートタイムでの就労となっています。

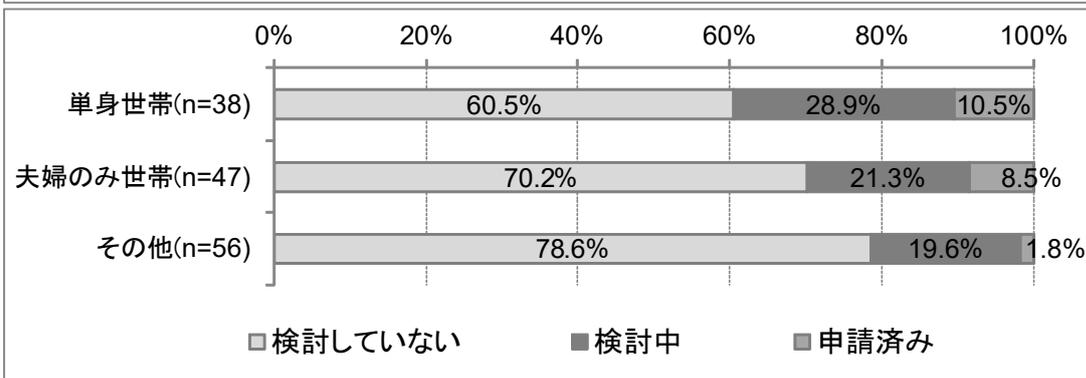
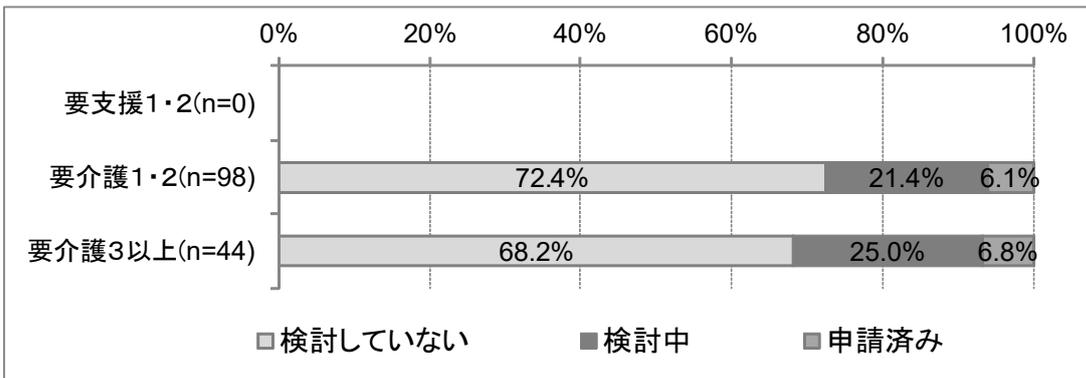


⑧施設等の検討状況

施設等の検討状況は、「検討中」「申請済み」を合わせて27.0%です。



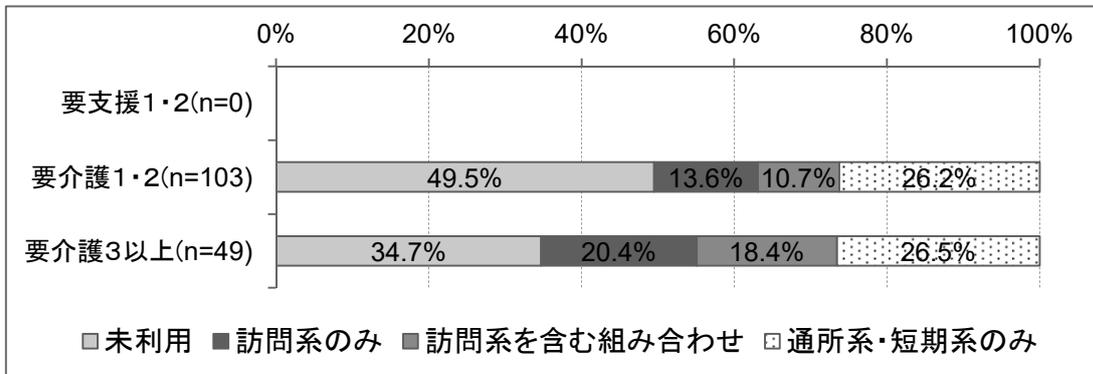
施設等の検討状況を、要介護度別と世帯類型別にみると、要介護度による違いよりも、世帯類型による違いが大きくなっており、単身世帯では約4割が「検討中」または「申請済み」となっています。



⑨在宅サービスの利用状況

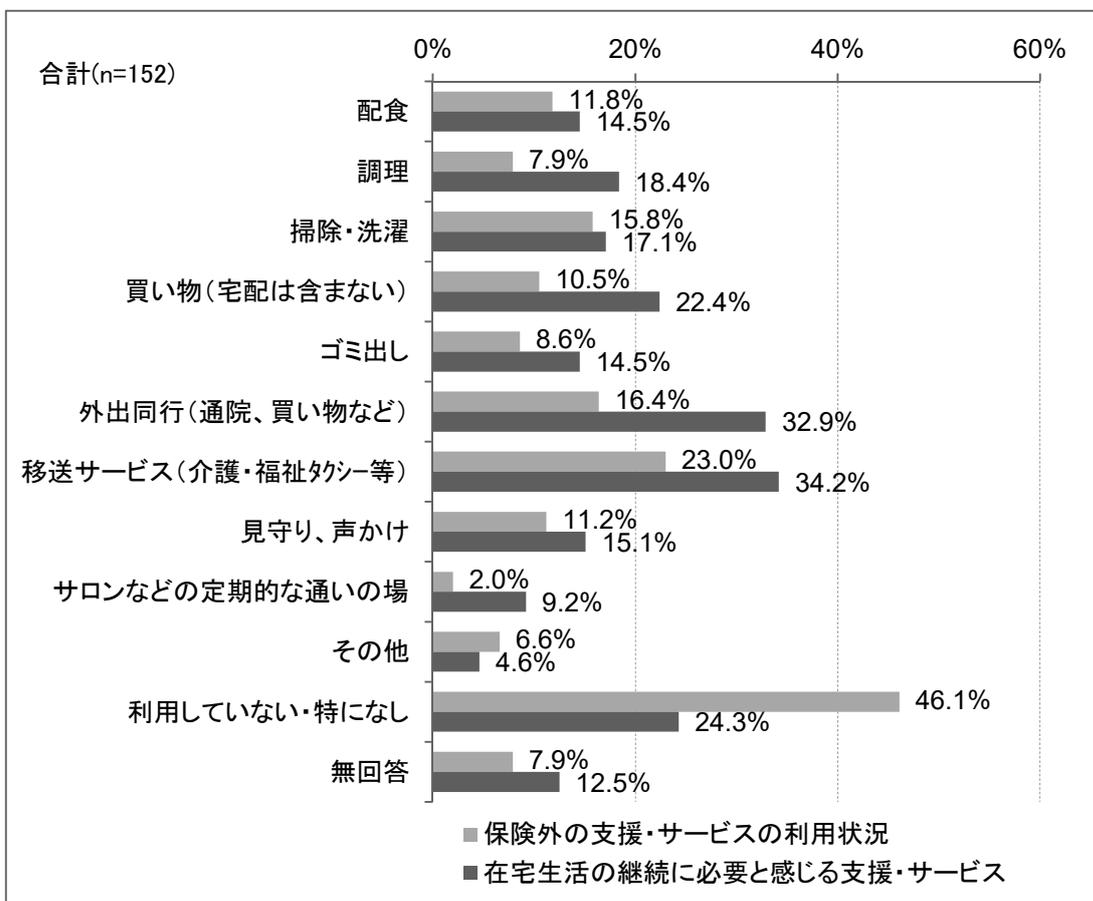
在宅サービスは、要介護1・2では50.5%、要介護3以上では65.3%の人が利用しています。

サービスの利用パターンは「通所系・短期系のみ」の割合が高く、要介護1・2では26.2%、要介護3以上では26.5%となっています。



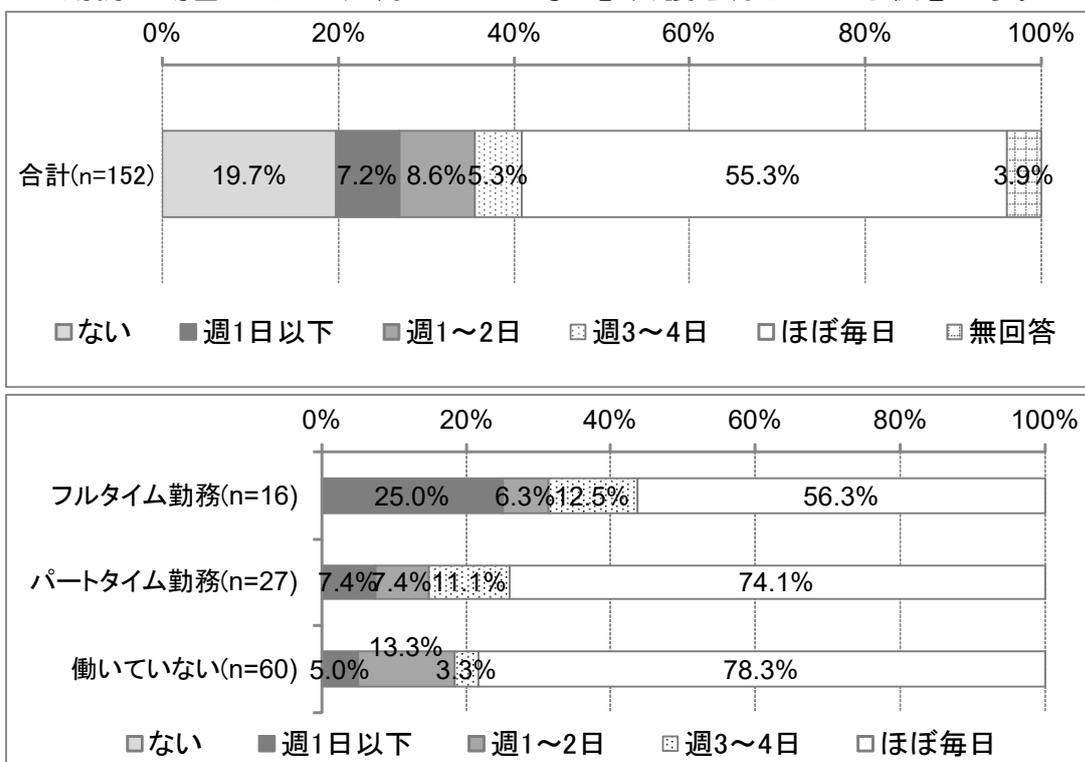
⑩保険外の支援・サービスの利用状況と利用意向

現在利用している保険外の支援・サービスの割合に対して、今後在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスの割合は、いずれのサービスにおいても高くなっています。



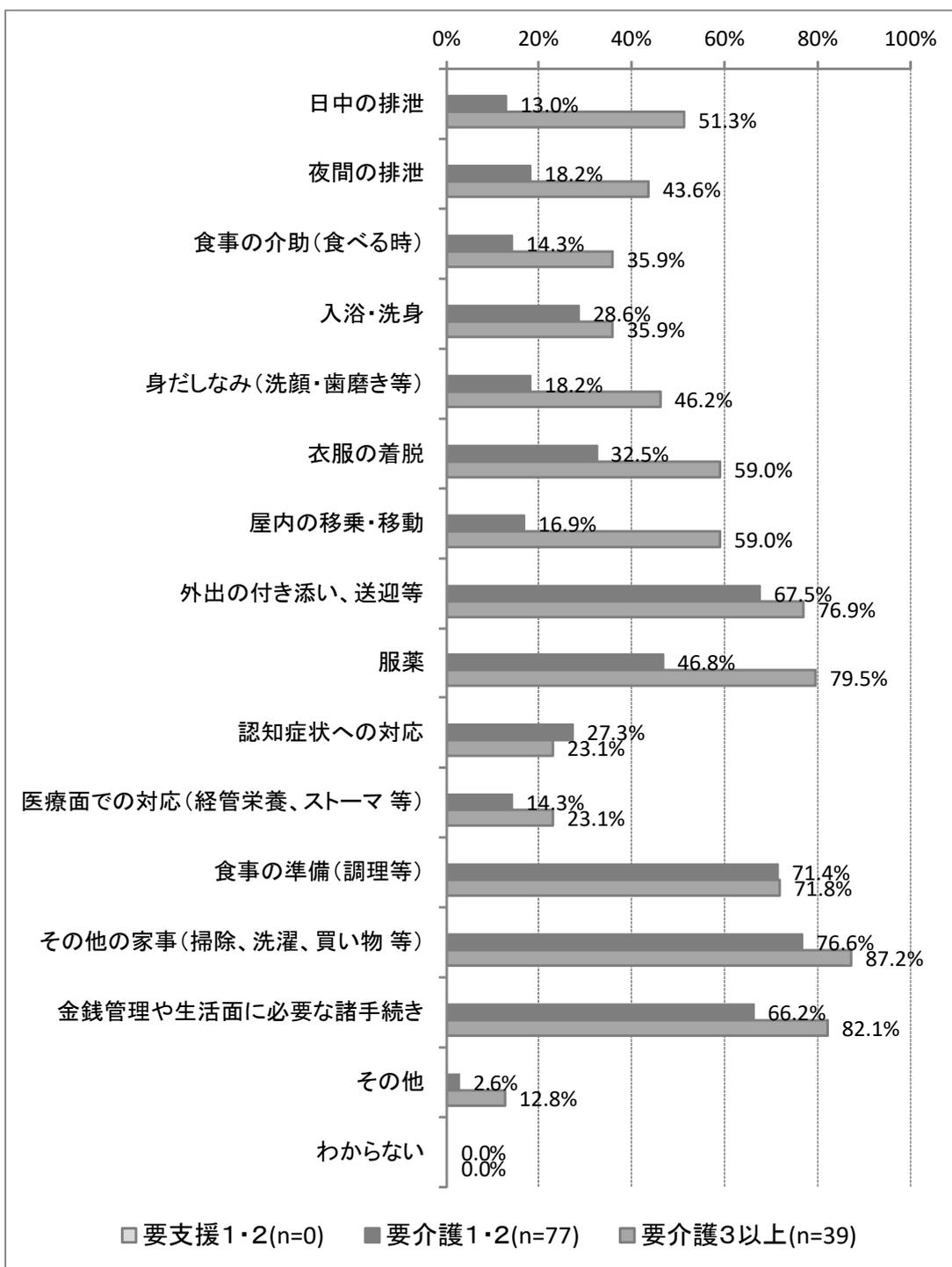
⑪ 家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度は、55.3%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態です。主な介護者が働いていない場合、もしくは、パートタイム勤務の場合は、7割以上が「ほぼ毎日」介護を行っており、フルタイム勤務の場合でも56.3%は「ほぼ毎日」介護を行っている状態です。



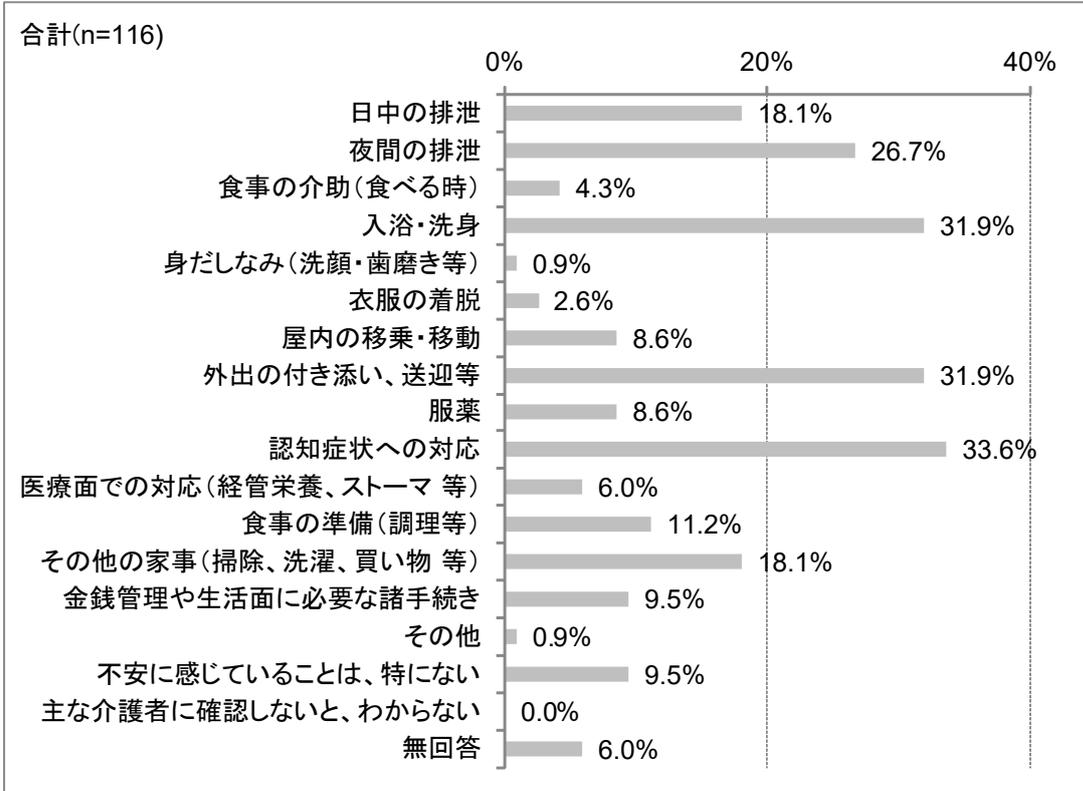
⑫主な介護者が行っている介護

要介護者が要介護3以上の場合は、排泄、食事をはじめとして、ほぼ生活全般にわたって介護を行う割合が高くなっています。



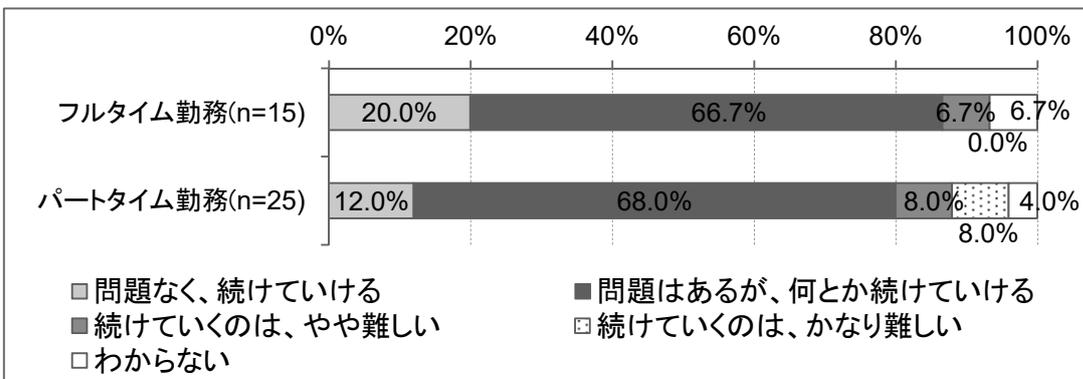
⑬主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に思う介護は、「認知症状への対応」(33.6%)、「入浴・洗身」(31.9%)、「外出の付き添い、送迎等」(31.9%)、「夜間の排泄」(26.7%)の割合が高くなっています。



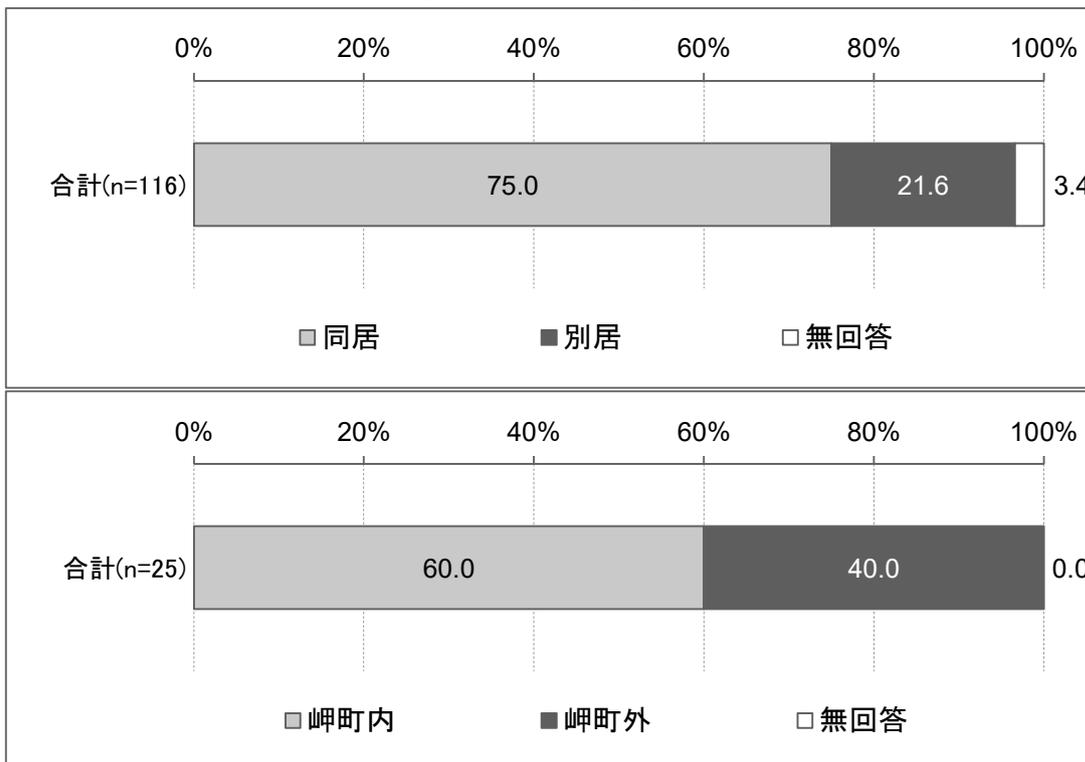
⑭主な介護者の就労継続見込み

働きながらの介護を『続けていくのは難しい』(「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計)と感じている人は、フルタイム勤務の場合は6.7%、パートタイム勤務の場合では16.0%となっています。

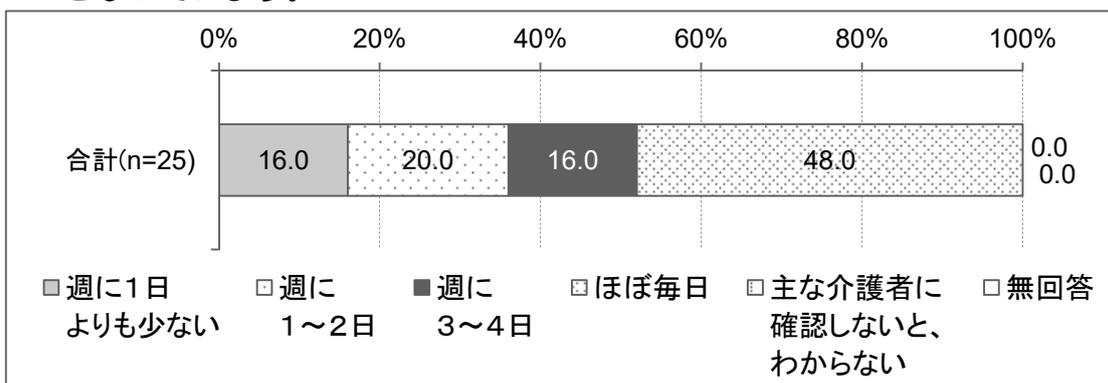


⑮ 主な介護者の住まい（岬町独自設問）

主な介護者の住まいは、「同居」が75.0%、「別居」が21.6%となっており、別居している人のうち、40.0%は「岬町外」に居住しています。

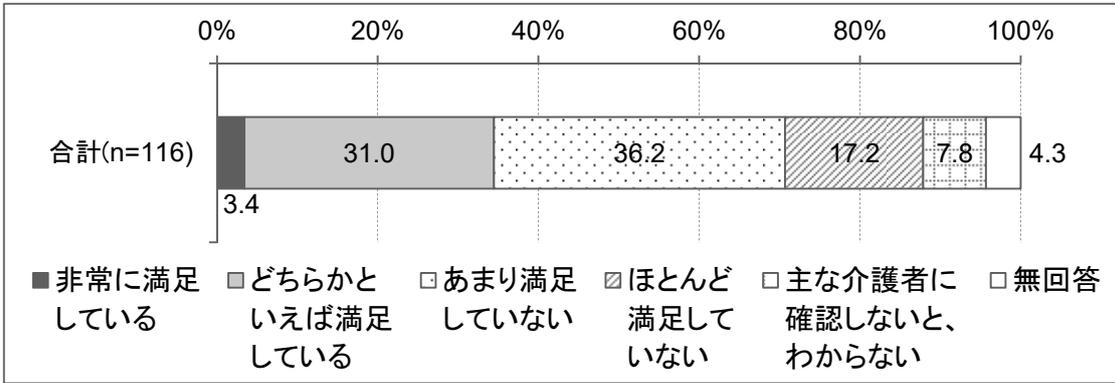


主な介護者が別居している場合でも「ほぼ毎日」通っている人が48.0%となっています。



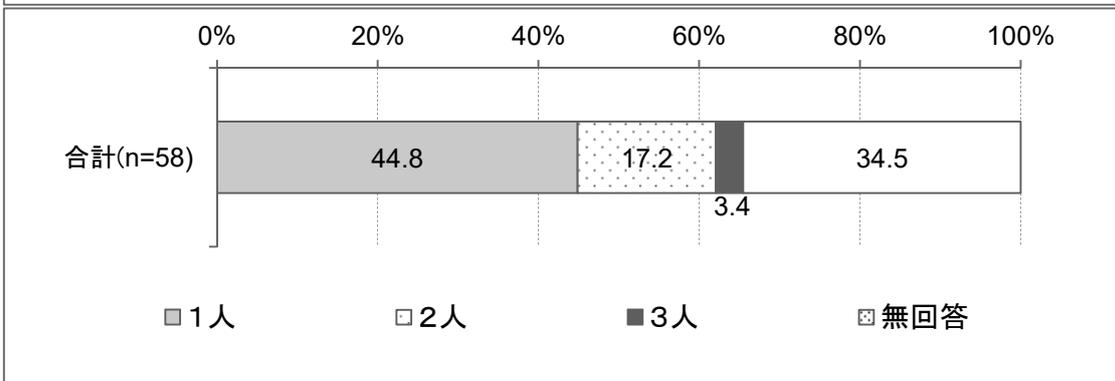
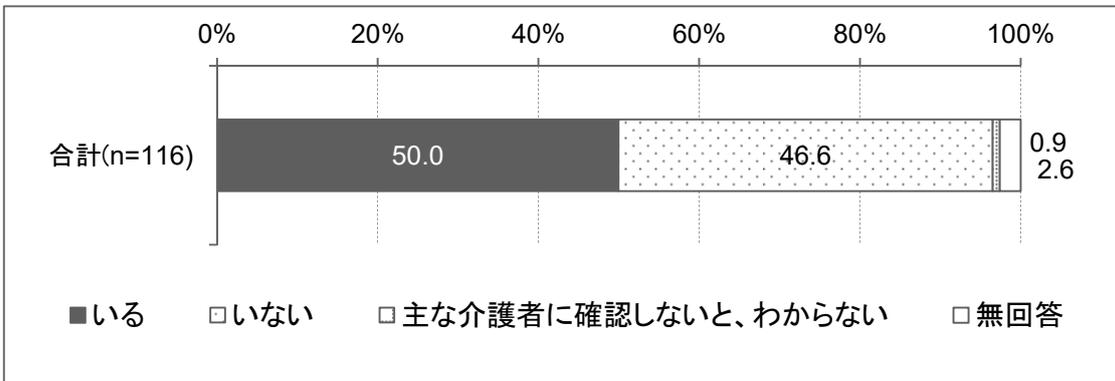
⑩ 主な介護者の生活の満足度（岬町独自設問）

主な介護者の生活の満足度は、『満足』（「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）（34.4%）よりも、『満足していない』（「あまり満足していない」と「ほとんど満足していない」の合計）（53.4%）の割合が高くなっています。



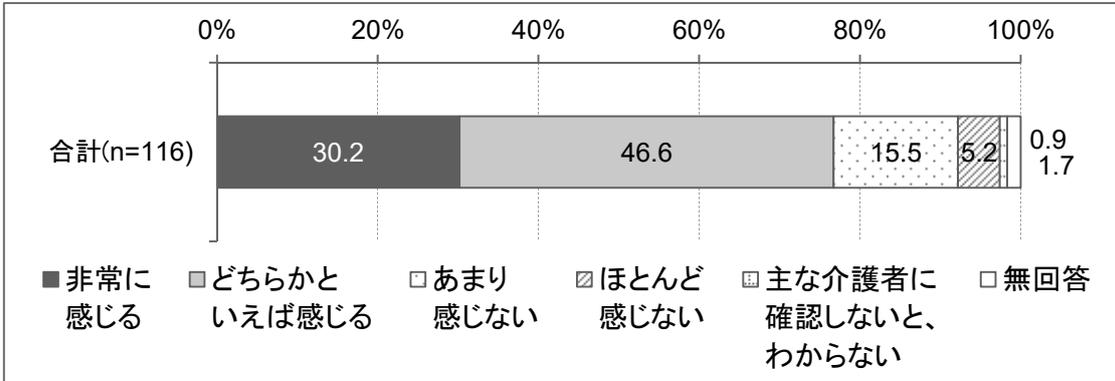
⑪ 主な介護者以外の介護者（岬町独自設問）

主な介護者以外の介護者は、「いる」が50.0%、「いない」が46.6%で、主な介護者以外の介護者がいる場合の人数は「1人」が44.8%となっています。



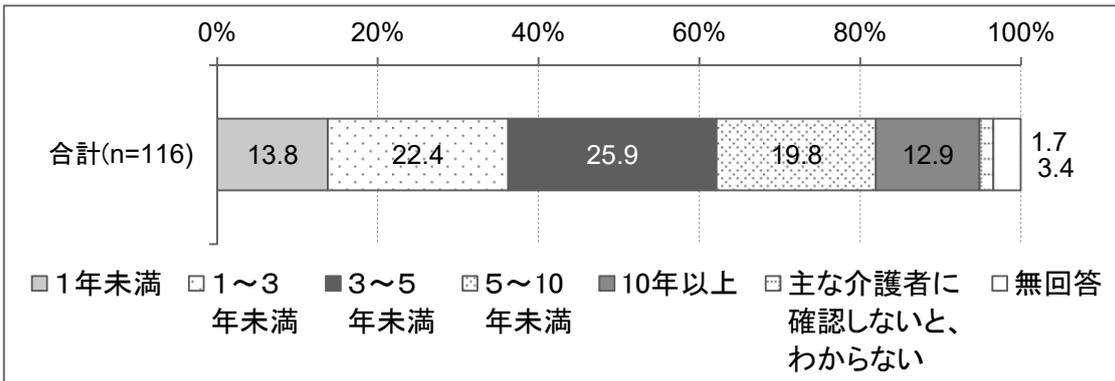
⑱ 主な介護者の負担感（岬町独自設問）

介護による負担については、「非常に感じる」が30.2%、「どちらかといえば感じる」が46.6%と、負担を感じている人が合計76.8%を占めています。



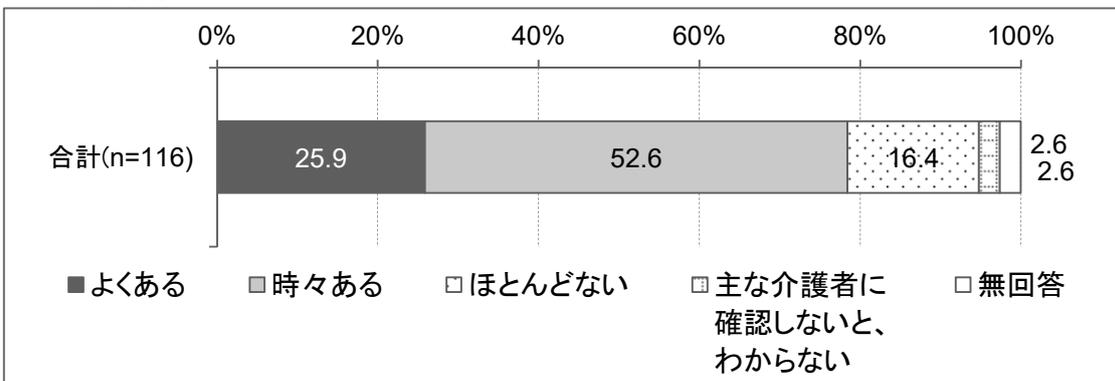
⑲ 主な介護者の介護期間（岬町独自設問）

介護の期間については、3年以上介護している人が合計58.6%となっています。



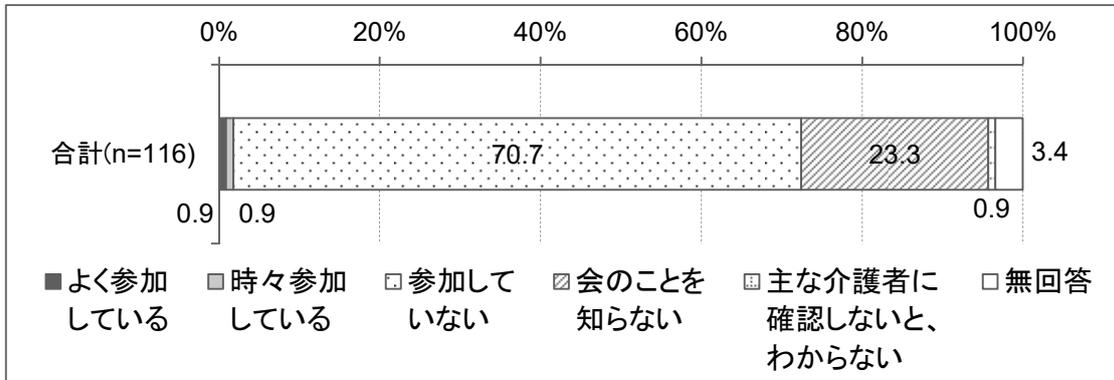
⑳ 主な介護者の心身の不調の有無（岬町独自設問）

主な介護者のうち1年以内に心身の不調があった人は78.5%となっています。



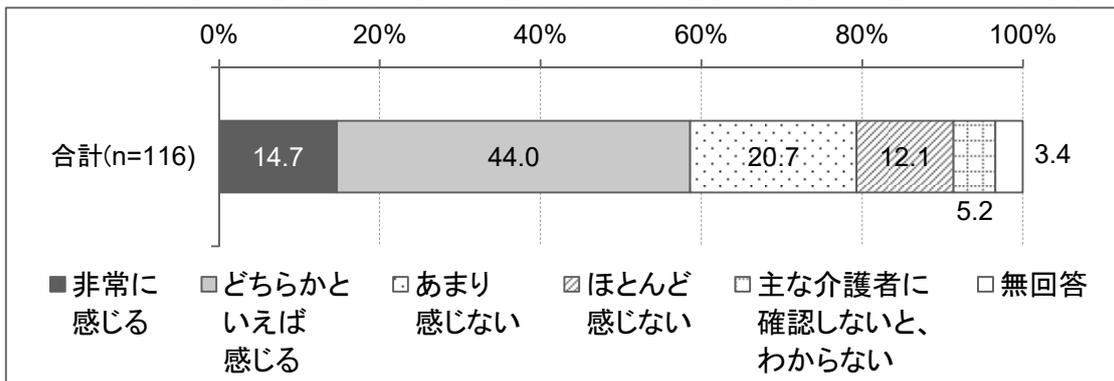
②① 岬町介護者（家族）の会の参加状況（岬町独自設問）

岬町介護者（家族）の会については、「参加していない」が70.7%、「会のことを知らない」が23.3%を占め、参加している人は1.8%となっています。



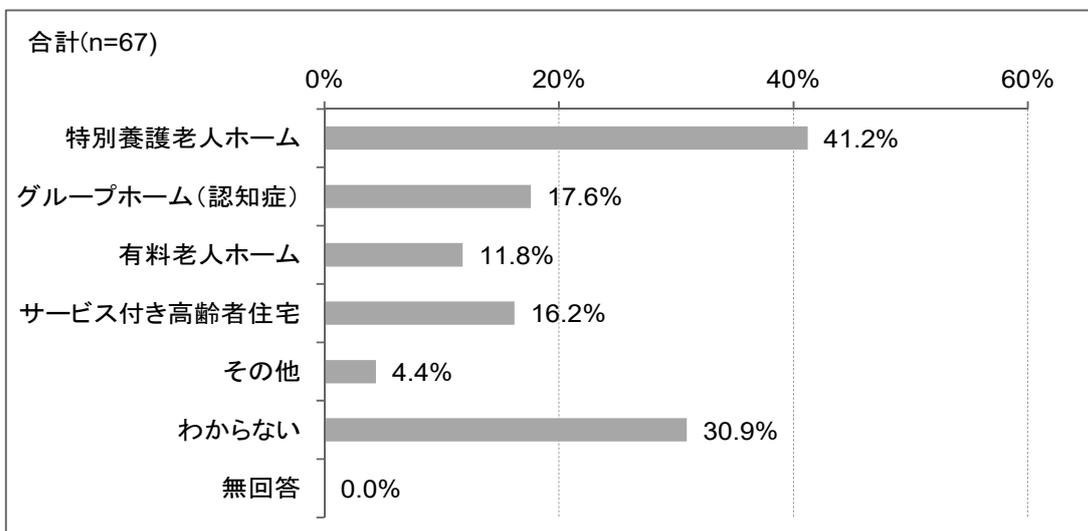
②② 主な介護者による施設等検討の状況（岬町独自設問）

58.7%の介護者は、将来自宅以外での介護が必要だと感じています。



②③ 主な介護者による施設等検討の内容（岬町独自設問）

自宅以外での介護が必要だと感じている人が検討している施設は、「特別養護老人ホーム」が41.2%、「わからない」が30.9%となっています。



第3章 基本理念と重点取組項目

1 計画の理念

本計画で目指すのは、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って本人の望む生活を送れるとともに、認知症や介護が必要な状態になったとしても、安心して暮らし続けられる地域づくりです。

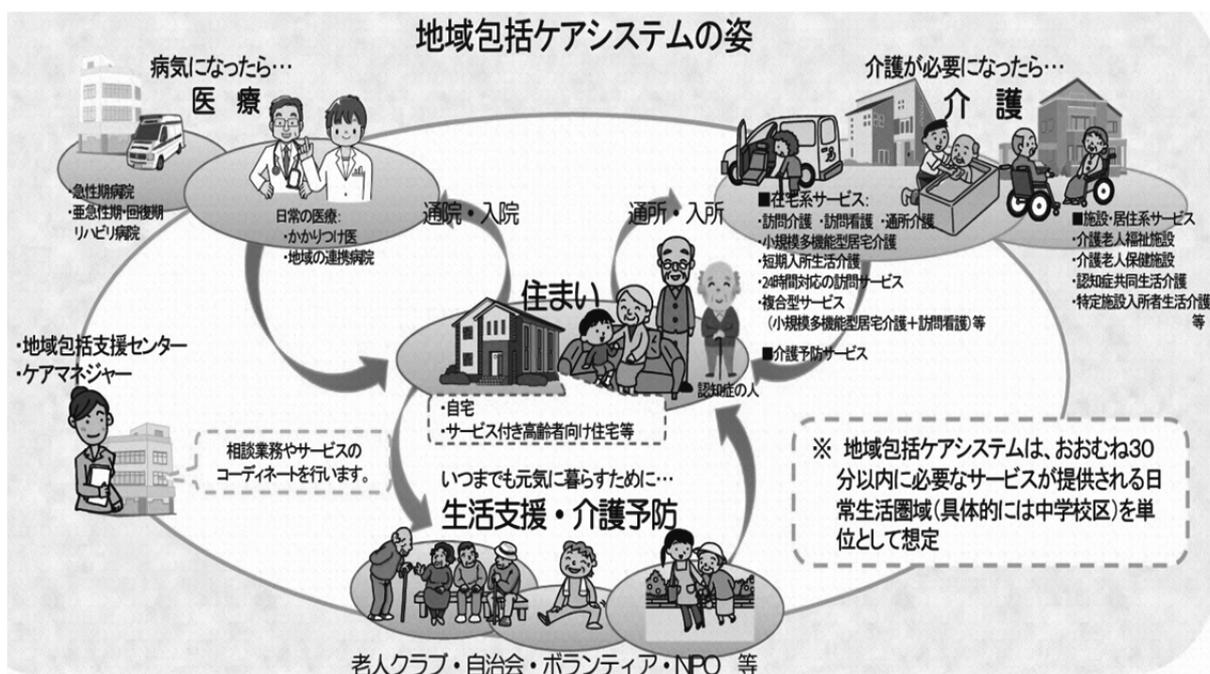
そのことから、本計画の基本理念を以下の通りとします。

基本理念

－生きがい・自立・安心－
地域の力で支え合う、明るく楽しい健やかな社会

第7期計画では、国の基本理念において、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる地域共生社会の実現が掲げられています。

そのためには、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を行うことで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が急務です。基本理念に基づき、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援・福祉サービス」が相互に連携しながら在宅の生活を支える取組を加速化させて、地域包括ケアシステムの深化を目指します。



2 岬町の日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護保険サービス等を提供するための整備状況等を総合的に勘案して、本町では、第6期計画に引き続き、第7期計画でも町内全域を1圏域と定め、広域的・専門的サービスを統一的に提供しながら、さらに地域の実情に応じたきめ細かい対応を図っていきます。

3 重点的取組項目

地域包括ケアシステムの実現に向け、以下の取組を重点事項とします。

重点1 地域包括ケアシステムの深化

地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源の発掘と開発を進めて、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援・福祉サービス」それぞれの支援を専門家と地域住民の協力のもと、適切に提供できる体制を目指します。

重点2 認知症高齢者支援策の充実

平成27年に策定された「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)の考え方に基づいて、認知症を支える側の視点だけではなく、認知症のかた自身の視点も取り入れて、その意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

重点3 総合事業を通じた高齢者の生きがいと健康づくり

住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援の基盤整備を行うとともに、高齢者の活躍の場づくりを図ります。

重点4 介護給付の適正化のための取組

高齢者等が可能な限り、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、介護給付の適正化の取組を進めます。

4 基本目標

基本理念の実現に向け、4つの重点的取組項目をもとに、6つの基本目標を掲げ、体系的に取組を進めていきます。

(1) 地域で支える暮らしの支援

介護予防・生活支援サービス事業の充実、地域包括支援センターを中心にした総合相談体制の強化、在宅医療・介護連携の推進、高齢者福祉サービスの充実、家族介護者への支援に取り組めます。

(2) 認知症高齢者への支援

「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）に掲げられた、“認知症高齢者等にやさしい地域づくり”を目指して総合的な認知症施策の推進を図ります。

(3) 健康で生きがいのある暮らしの支援

元気な高齢者が地域における支え合いの担い手になるとともに、自身の介護予防につながる活動を支援します。

(4) 高齢者の尊厳に配慮したまちづくり

高齢者の尊厳への配慮と災害時における援護体制の整備等、地域で見守るセーフティネットの構築に取り組めます。

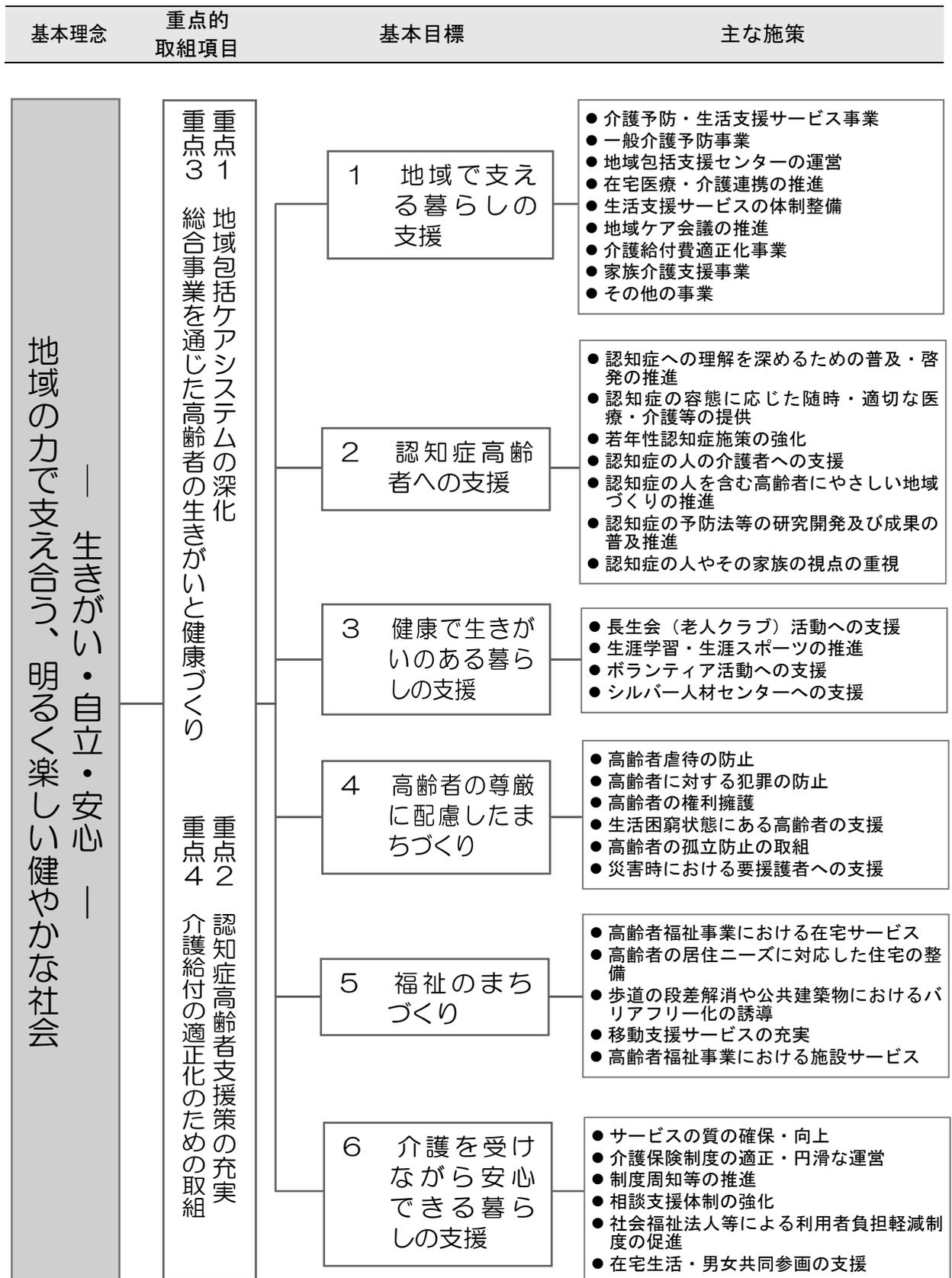
(5) 福祉のまちづくり

高齢者が住み慣れた環境で安心して安全に暮らせるために、バリアフリーの環境や住まいへの配慮などに取り組めます。

(6) 介護を受けながら安心できる暮らしの支援

医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の増加などを背景に、多様化する高齢者ニーズにも対応して、必要なサービスを利提供できるよう、介護保険サービスの充実強化に努めます。

5 施策の体系



第4章 高齢者施策の展開

基本目標1 地域で支える暮らしの支援

1 地域支援事業の現状と施策の推進

(1) 地域支援事業の構成

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	訪問介護	従来の介護予防訪問介護	
			訪問型サービスA	緩和した基準によるサービス	
			訪問型サービスB	住民主体による支援(検討中)	
			訪問型サービスC	短期集中予防サービス(検討中)	
			訪問型サービスD	移動支援(検討中)	
			通所型サービス	通所介護	従来の介護予防通所介護
				通所型サービスA	緩和した基準によるサービス(未実施)
				通所型サービスB	住民主体による支援(検討中)
		通所型サービスC		短期集中予防サービス(検討中)	
		生活支援事業	配食・見守り・自立支援に資する生活支援(検討中)		
		介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント		
		一般介護予防事業	介護予防把握	(未実施)	
	介護予防普及啓発		介護予防講座、出前体操教室等		
	地域介護予防活動支援		介護予防サポーター養成、ワダイビクス等		
	一般介護予防事業評価		ニーズ調査		
	地域リハ活動支援		(未実施)		
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント		
		在宅医療・介護連携の推進	多職種連携会議、他事業は平成30年度から3市3町の広域で実施		
		認知症施策の推進	認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チーム、認知症サポーター養成講座、認知症予防教室、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク、認知症ケアバス、認知症カフェ開設支援		
		生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーターの配置(岬町社会福祉協議会)		
		地域ケア会議の推進	地域ケア会議		
	任意事業	介護給付費適正化事業	要介護認定の適正化、ケアプランの点検、介護給付費通知等		
		家族介護支援事業	家族介護教室、介護用品の支給等		
その他の事業		成年後見制度利用支援、栄養改善、家庭内の事故等への対応の体制整備等			

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

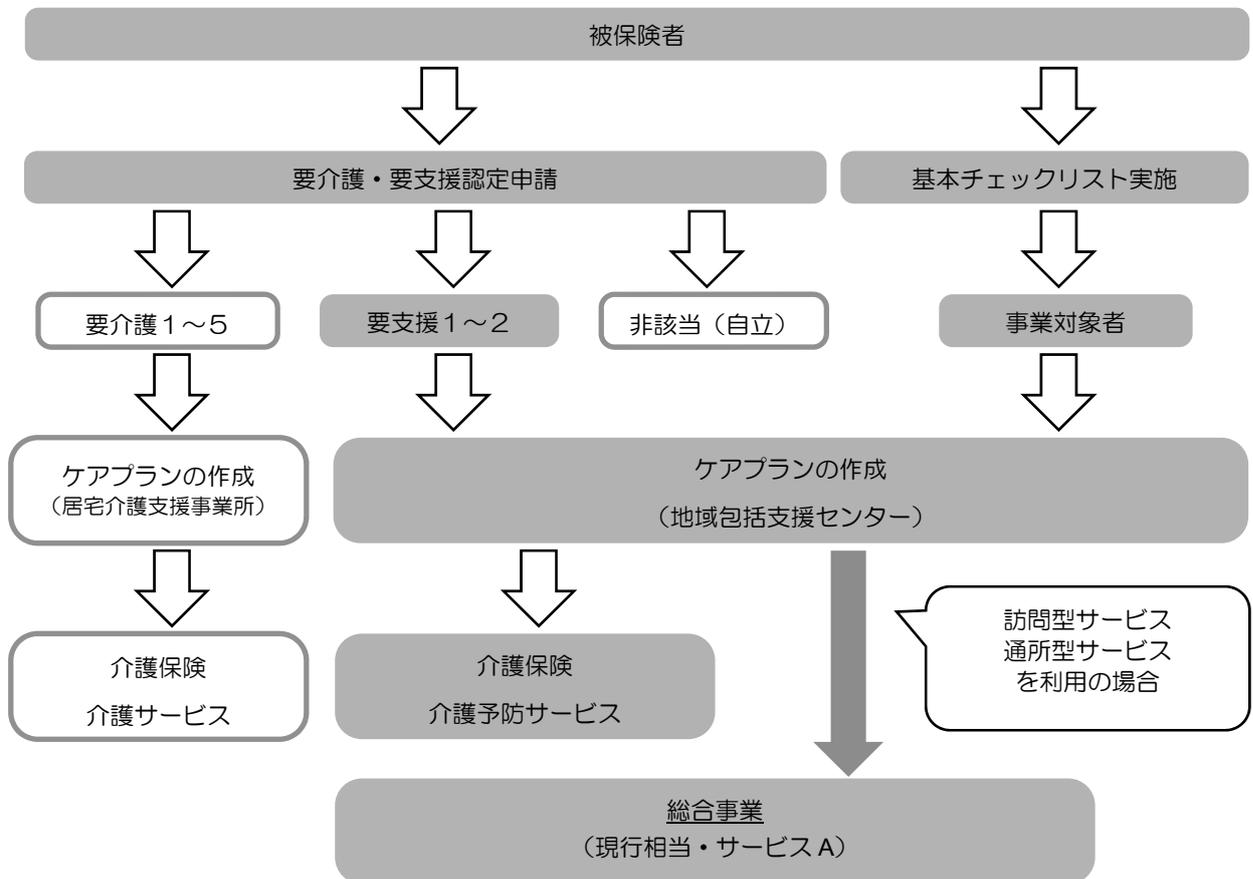
介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

高齢者がひとり暮らしや認知症になったとしても、いつまでも住み慣れた住まいで暮らし続けることができるよう、生活支援の充実、高齢者の社会参加と支え合いの仕組みづくり、介護予防の推進等の自立支援に向けたサービスを基本にした、「地域包括ケアシステム」の基盤づくりの事業です。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1または2の認定を受けた場合、基本チェックリストで事業対象者と認定された場合に利用することができます。

【利用のながれ】



【現在実施しているサービス】

事業名		事業の内容
訪問事業	訪問介護 (現行相当)	● 訪問介護員による身体介護、生活援助など従来の介護予防訪問介護に相当する内容
	訪問型サービスA (緩和型)	(緩和した基準によるサービス) ● 身体介護を必要としない、生活援助（清掃、ごみの分別搬出、洗濯、買い物、調理の援助）のみを提供するサービス
通所事業	通所介護 (現行相当)	● 生活機能向上のための機能訓練、食事や入浴などの日常生活上の支援など従来の介護予防通所介護に相当する内容
介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)	介護予防支援 対象：予防給付を利用する要支援者 ケアマネジメント A（原則的な介護予防ケアマネジメント） 対象：総合事業のみを利用する要支援者及び事業対象者	● 利用者自身が自立支援に向けた目標に向けサービスを利用するとともに、定期的に利用者の状態を把握し、サービス調整等を行う。（アセスメント（課題分析）、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議、利用者への説明・同意、ケアプランの確定・交付、サービスの利用開始、モニタリング評価）

【今後の方向性】

- 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の充実をはじめとして、訪問型及び通所型サービスB（住民主体による支援）やサービスC（短期集中予防サービス）の提供体制の構築を図ります。
- サービスBについては、岬町生活支援・介護予防サービス協議体や生活支援コーディネーターによる取組を推進し提供体制を検討します。
- 介護予防ケアマネジメントでは、個々の心身の改善のみでなく、元気高齢者をはじめとして一体的な事業参加を推進し、元気な段階から地域で介護予防を続ける受け皿づくりに努めます。
- 利用者で自立支援に向けた目標を共有することで、課題を目標に転換させ、介護予防への意欲を引き出します。

【第7期計画におけるサービス見込み量】

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護（現行相当）（人）	1,932	2,024	2,096
訪問型サービスA（人）	60	63	65
通所介護（現行相当）（人）	648	679	703
介護予防ケアマネジメントA（人）	1,464	1,534	1,588

②一般介護予防事業

- 平成 28 年度までは現行の介護予防事業として実施し、平成 29 年度からは介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業として実施しています。
- 平成 28 年度における介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業は、平成 29 年度からの新しい総合事業への移行準備のため、モデル事業(※)等の実施により、実施回数と参加人数が減少しました。

※通所型サービスC（短期集中予防サービス）実施に向けての、自立促進のための生活機能改善プログラム事業を大阪府立大学に委託し、要支援1・2のサービス未利用者を対象に全9回のプログラムで実施。

②-1 介護予防把握

- これまでは、二次予防事業対象者把握事業として、対象年齢に到達した高齢者に基本チェックリストを送付し、結果アドバイス表により介護予防教室への参加を促していました。この方法による対象者把握事業は事業効果が低いため、平成 29 年度以降は行っていません。

【今後の方向性】

- 地域の情報を活用し、何らかの支援を必要とする高齢者を把握することにより、地域の通いの場を紹介するなど、介護予防活動へつなげます。

②-2 介護予防普及啓発事業

- 地域の拠点施設において介護予防講座、出前体操教室、長生会を対象とした体操教室等の実施や、パンフレットの作成・配布等により、介護予防に関する知識の普及を図っています。
- 健康や介護予防に関する講話、簡単に自宅でできる運動、脳の活性化レクリエーション等、楽しく交流しながら心身の機能向上を図れるよう、運動士や専門職が拠点施設や住民の憩いの場に出向き、講座を行います。

【実績】

	実施箇所(箇所)	実施回数(回)	参加実人数(延人数)(人)
平成 28 年度	21	226	1,059(延 4,771)
平成 27 年度	25	265	1,498(延 5,668)

【今後の方向性】

- 地域で開催されるサロンや健康長寿まつり等、多くの住民が集まる機会やイベント等に積極的に出向き、高齢者が主体的、継続的な介護予防を実践できるよう努めます。

【計画値】

	実施箇所(箇所)	実施回数(回)	参加実人数(延人数)(人)
平成 30 年度	25	265	1,500(延 5,600)
平成 31 年度	25	265	1,500(延 5,600)
平成 32 年度	25	265	1,500(延 5,600)

②-3 地域介護予防活動支援事業

- 地域において自主的な介護予防活動が広く実施されるよう、長生会や地域の自主グループを対象に、運動士が筋力強化や転倒予防を目的とした誰もが楽しく続けられる運動指導を行い、自主グループの継続活動の支援を行っています（出前教室「地域で元気になりませんか」を実施）。
- 介護予防サポーター養成事業として「元気運動サポーター」を養成しました。

【実績】

	実施箇所(箇所)	実施回数(回)	参加実人数(延人数)(人)
平成 28 年度	10	56	777(延 1,326)
平成 27 年度	8	58	630(延 1,388)

【今後の方向性】

- 介護予防事業の再構築を行い、住民主体による介護予防事業の一層の推進を図ります。
- 「ワダイビクス」（和歌山大学が考案した筋力トレーニングやゆっくりステップ運動を中心とした簡単エクササイズ）ボランティア養成講座を受講したボランティアによる自主グループ活動を側面的に支援するなど、住民主体の活動支援を行います。

【計画値】

	実施箇所(箇所)	実施回数(回)	参加実人数(延人数)(人)
平成 30 年度	13	70	800(延 1,500)
平成 31 年度	15	94	850(延 1,600)
平成 32 年度	18	130	900(延 1,700)

②-4 一般介護予防事業評価事業**【今後の方向性】**

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を活用して、地域における一般介護予防事業の事業評価を行います。

②-5 地域リハビリテーション活動支援事業

【今後の方向性】

- 地域における介護予防の取組を強化するため、一般介護予防事業のほか、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民の自主グループなどに関与し、地域包括支援センターと連携しながらリハビリテーション専門職等（理学療法士、作業療法士等）の活用を推進します。

(3) 包括的支援事業

地域包括ケアシステムの深化を行うため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう在宅医療・介護連携事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業のより一層の充実に努めます。

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核を担う機関として高齢者の生活を総合的に支えていくための機関です。本町では平成 29 年 4 月より岬町社会福祉協議会に委託し、1 箇所設置しており、高齢者が要支援・要介護状態になった場合においても可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として事業を実施しています。

【地域包括支援センターの業務体制】

区分	専門職種	人員	業務内容
包括的支援事業	保健師（保健師に準ずる看護師）	1名	① 要介護状態となることの予防 ② 要介護状態の悪化予防 ③ 指定介護予防支援事業（委託した場合はプランの内容の確認と事後の評価）
	主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）	1名	① 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように主治医・介護支援専門員等多職種協働・連携による長期継続的ケアマネジメント ② 介護支援専門員の日常個別指導、困難事例等への指導、助言 ③ 地域の介護支援専門員のネットワークづくり
	社会福祉士	1名	① 初期相談対応 ② 専門的な相談機関（医療機関、弁護士、司法書士、その他）への権利擁護、消費者保護のつなぎや情報提供 ③ 虐待予防への取組
事業介護予防支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）	4名	介護予防支援業務 要支援者等からの相談に応じて本人やその家族の意向等を基に介護予防サービスを適切に利用できるようサービス計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行う

①-1 総合相談支援事業

- 地域の高齢者やその家族に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、ネットワークの構築、高齢者の実態把握、相談支援に基づく支援を行います。
- 相談件数は、訪問、電話ともに増加しています。

【相談件数】

*（ ）は延件数

	訪問	電話	計
平成 28 年度	123 (157)	123 (155)	246 (312)
平成 27 年度	104 (171)	110 (177)	214 (348)
平成 26 年度	101 (171)	81 (136)	182 (307)

【今後の方向性】

- 自治区長、民生児童委員、地区福祉委員等との連携を図り、早期発見、見守り等地域の福祉関係者と協働できる体制づくりに努めます。
- 個々の相談に丁寧に対応し、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援に努めるとともに、積極的に研修の機会を確保し、職員の資質の向上に努めます。

①-2 権利擁護事業

- 高齢者の虐待防止やネットワークを通じた早期発見に努め、成年後見制度に

ついでの情報提供、高齢者の権利擁護に関する取組を行っています。

●高齢者虐待の相談件数は、少しずつ増加しています。平成28年度はこれまでになかった警察からの相談が3件ありました。

●成年後見制度における町長申立は、毎年数件の実績があります。

【高齢者虐待の相談件数】

	総数	相談経路					虐待種別			
		介護支援専門員	介護サービス従事者	近隣住民・知人等	本人	警察	身体的虐待	介護の放棄等	経済的虐待	心理的虐待
平成28年度	8	1	0	3	1	3	6	0	0	2
平成27年度	6	2	2	2	0	0	3	1	2	0
平成26年度	4	2	0	2	0	0	1	1	2	0

【高齢者虐待の対応状況】

	分離を行った事例	分離を行った場合の対応内容		
		住まい施設等の利用	医療機関への一時入院	転出
平成28年度	1	1	0	0
平成27年度	4	3	1	0
平成26年度	3	1	1	1

【成年後見制度における町長申立件数】

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
町長申立	3	2	4

【今後の方向性】

ア. 成年後見制度の活用促進

●親族等からの相談から申立がスムーズに行われるように専門機関との連携を図り支援します。申立が困難な状況の場合には町長申立の支援を行います。

イ. 高齢者虐待への対応

●高齢者虐待の防止、「高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき速やかに当該高齢者を把握し、適切な対応に努めます。

ウ. 消費者被害の防止

●消費者被害を未然に防止するため関係機関より情報を収集し、民生児童委員や介護支援専門員等に必要な情報を提供します。消費者被害の事例と予防のポイントを関係機関と連携し、対応します。また、高齢者に情報提供や注意喚起を適宜行います。

①-3 包括的・継続的ケアマネジメント事業

- 主治医、介護支援専門員等との連携や地域の関係機関との連携を通じて、地域包括支援センターを中心に包括的かつ継続的なケア体制等を構築し、ケアマネジメントの後方支援を行っています。
- 介護支援専門員への情報提供や事例検討会等の研修、ネットワークの構築に取り組んでいます。
- 毎年、介護支援専門員研修会1回、岬町ケアマネジャー連絡会4回、6市町（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）ケアマネジャー合同連絡会4回を行っています。

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
介護支援専門員研修会(回)	1	1	1
岬町ケアマネジャー連絡会(回)	4	4	4
6市町ケアマネジャー合同連絡会(回)	4	4	4

【今後の方向性】

- 引き続き研修会や連絡会を開催し、介護支援専門員への情報提供や事例検討会等の研修、ネットワークの構築に取り組み、介護支援専門員の資質向上を図ります。

【計画値】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護支援専門員研修会(回)	1	1	1
岬町ケアマネジャー連絡会(回)	6	6	6
6市町ケアマネジャー合同連絡会(回)	2	2	2

②在宅医療・介護連携の推進

【今後の方向性】

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進するためにアからクまでの取組を実施します。
- 平成 30 年度からは3市3町の広域で泉佐野泉南医師会への事業委託で実施する予定です。
- 大阪府の地域医療構想や保健医療計画と連携し、在宅療養を進めるために介護保険サービスの必要量を確保するなど、在宅医療の充実に向けた取組についても進めていきます。

ア. 地域の医療・介護の資源の把握

- 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化し、随時情報

の更新を行います。

イ. 地域の医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 地域の医療・介護関係者等が参画する会議(多職種連携会議)を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し課題の抽出、対応策を検討します。

ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。

エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援

- 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援するとともに、在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用します。

オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による在宅医療、在宅介護に関する相談窓口の設置・運営により連携の取組を支援します。
- 隣接する和歌山県の医療機関との連携を視野に入れた相談支援の体制を整備します。

カ. 医療・介護関係者の研修

- 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を中心とした多職種連携研修を実施します。

キ. 地域住民への普及啓発

- パンフレット、チラシ、広報紙、ホームページ等を活用した在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行います。

ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

- 二次医療圏にある市町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討します(大阪府の医介連携枠組み構築に向けた橋渡し支援事業における会議の参加など)。

③生活支援サービスの体制整備

本町では、平成 28 年 6 月より生活支援コーディネーターを岬町社会福祉協議会へ配置し、「支え合い・助け合い」を広め、地域の担い手の掘り起しや助け合いの基盤づくり、ネットワーク化等を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を進めています。

【今後の方向性】

- 高齢者が地域で在宅生活を続けていくことができる、自立支援に資する住民の支え合いによる仕組みづくりを考えるための協議体を設置して、以下の取組を行い、社会資源の開発に結びつけます。
 - ・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
 - ・地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
 - ・関係者のネットワーク化
 - ・目指す地域の姿・方針の共有・意識の統一

④地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議は、医療・介護等の専門職をはじめ民生児童委員や自治区などの地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員の支援等を通じて、介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域全体で支援することを目指しています。共有された地域課題を地域づくりに結びつけていくことで地域包括ケアシステムの構築に取り組み、地域ケア会議を効果的に推進するため地域包括支援センターとの連携を行っています。
- 個別ケア会議については、関係する多職種の参加による事例検討を行い課題解決に向けた取組を進めていますが、地域に共通の課題を抽出し、社会資源の創出に向けた取組が今後の課題です。

【今後の方向性】

- 地域包括支援センターが中心となり、個別ケースを検討する地域ケア会議の充実を図ります。
- 多職種による個別ケア会議を通じ高齢者の自立支援に資するケアプランにつなげるケアマネジメント支援により把握した地域課題を、社会資源の開発に結びつけ、必要に応じて町全体の政策形成につなげるための地域ケア会議を開催するための体制整備を行うことにより、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

【計画値】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア会議の開催回数(回)	2	2	2

(4)任意事業

①介護給付費適正化事業

- 介護給付の適正化を図るため「第3期介護給付適正化計画」に基づき、主要8事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知、給付実績の活用）を実施しています。
- 大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等の情報や国保連システムを活用し、不適切なサービス提供が行われないよう、点検に努めています。
- 平成27年度に引き続き、平成28年度においても以下の8事業を実施しました。
 - ア. 要介護認定の適正化
認定審査会資料の確認、保険者による認定調査、認定調査員研修を実施
 - イ. ケアプランの点検
介護保険サービス新規利用者のケアプランのチェックを実施
 - ウ. 住宅改修の適正化
改修工事の事前または事後に現地調査を実施
 - エ. 福祉用具購入・貸与調査
軽度者の福祉用具貸与に関する理由書の確認を実施
 - オ. 医療情報との突合
国保連システムを活用した点検を実施
 - カ. 縦覧点検
国保連からの帳票に基づき、疑義内容の確認や過誤申立等を実施
 - キ. 介護給付費通知
年2回送付
 - ク. 給付実績の活用
国保連の給付実績情報を活用し、不適切な給付の有無の確認を実施

【今後の方向性】

- 「第4期岬町介護給付適正化計画」として、国が策定した「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、本計画において次の通り定め、主要8事業を引き続き実施します。

【第7期計画における介護給付費等適正化の計画値（指標）】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ア. 要介護認定の適正化(件)	1,200	1,200	1,200
イ. ケアプランの点検(件)	160	160	160
ウ. 住宅改修の適正化(件)	12	12	12
エ. 福祉用具購入・貸与調査(件)	140	140	140
オ. 医療情報との突合(件)	1,200	1,200	1,200
カ. 縦覧点検(件)			
キ. 介護給付費通知(件/回)	1,100	1,100	1,100
ク. 給付実績の活用(件)	24	24	24

②家族介護支援事業

- 在宅で高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術の習得の場として介護教室を開催し、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っています。
- 岬町社会福祉協議会へ委託して実施しています。
- 家族介護教室の参加人数は減少傾向です。

【家族介護教室の実績】

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
開催回数(回)	7	7	7
参加人数(人)	238	282	328

【今後の方向性】

- 要介護高齢者及び家族の在宅生活を支援するため、引き続き実施します。

③その他の事業

- 介護保険被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業を行っています。
- 平成28年度より、これまでの緊急通報体制整備事業を「岬町家庭内の事故等への対応の体制整備（緊急通報・相談・安否確認）事業」として新たに見直しました。そのために継続利用者を確認したところ、平成27年度と比較すると平成28年度は設置人数が減少しました。
- 配食サービスは、平成27年10月から事業を開始し、平成28年度は平成27年度と比較して1名減少しています。

③-1 家庭内の事故等への対応の体制整備事業

- ひとり暮らし高齢者等に簡単な操作により通報ができる装置を貸与し、急病時等における迅速かつ適切な対応を図る事業です。

- 利用者が 24 時間 365 日いつでもコールセンターに常駐する看護師に相談ができ、定期的に委託事業者から安否確認の電話連絡が行われることにより、利用者の心身の状況の把握・日常生活上の安全の確保と不安の解消につなげています。

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
設置人数(人)	85	165	156

【今後の方向性】

- ひとり暮らし高齢者等の安全を確保するため、引続き事業を実施します。

③-2 配食サービス

- 食生活の改善と健康増進が必要な在宅高齢者等に対して、栄養バランスに配慮した昼食を訪問により定期的に提供し、併せて安否確認を行います。

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	3	4	未実施

【今後の方向性】

- 介護予防・日常生活支援総合事業への移行等、利用しやすい体制を検討します。

③-3 介護用品支給サービス

- 在宅の要介護 3・4・5 の認定を受けているかたで、世帯全員が町民税非課税のかたに、紙おむつなどの介護用品を支給しています。平成 28 年度の介護用品支給人数は、前 2 カ年よりも若干減少しました。

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	25	29	27

【今後の方向性】

- 国の動向を踏まえ、事業の効果について検証し、今後事業の継続の必要性について検討します。

③-4 成年後見制度利用支援事業

- 町長による成年後見等申立でかつ低所得者については、申立費用や後見人等の報酬助成を行います。

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	2	2	3

【今後の方向性】

- 認知症高齢者の増加が予想される中、利用者の増加や必要性が高まることから、対象者の拡大等の課題を検討し事業を実施します。

2 在宅医療とその協働

医療技術の進歩や医療機器の発達により、かつては助からなかった命を救うことができたり、病院でしか受けられなかった医療処置を在宅で受けることが可能になるなど、現代を生きる我々は医学の進歩の恩恵を受けています。

その一方で、医療に対する過度の期待が引き起こす問題や不自然な延命治療に対する疑問などが顕在化してきています。

「高齢者の健康に関する意識調査」（内閣府、平成 24 年度）をみると、最期を迎えたい場所として「自宅」と回答した人は 54.6%ですが、平成 27 年の人口動態統計では、自宅で死亡した人の割合は 12.7%です。また、高齢者における延命治療に対する考え方では、「延命のみを目的とした医療は行わず、自然にまかせてほしい」という回答が 91.1%と 9 割を超えるという結果（「高齢者の健康に関する意識調査」（内閣府、平成 24 年度）、65 歳以上の男女）が出ています。

医学の発達により、数多くの選択肢が存在する現代において、我々はそれらの選択肢の中から何を選び取るのかを自分で決めなければならない時代に生きていると言えます。

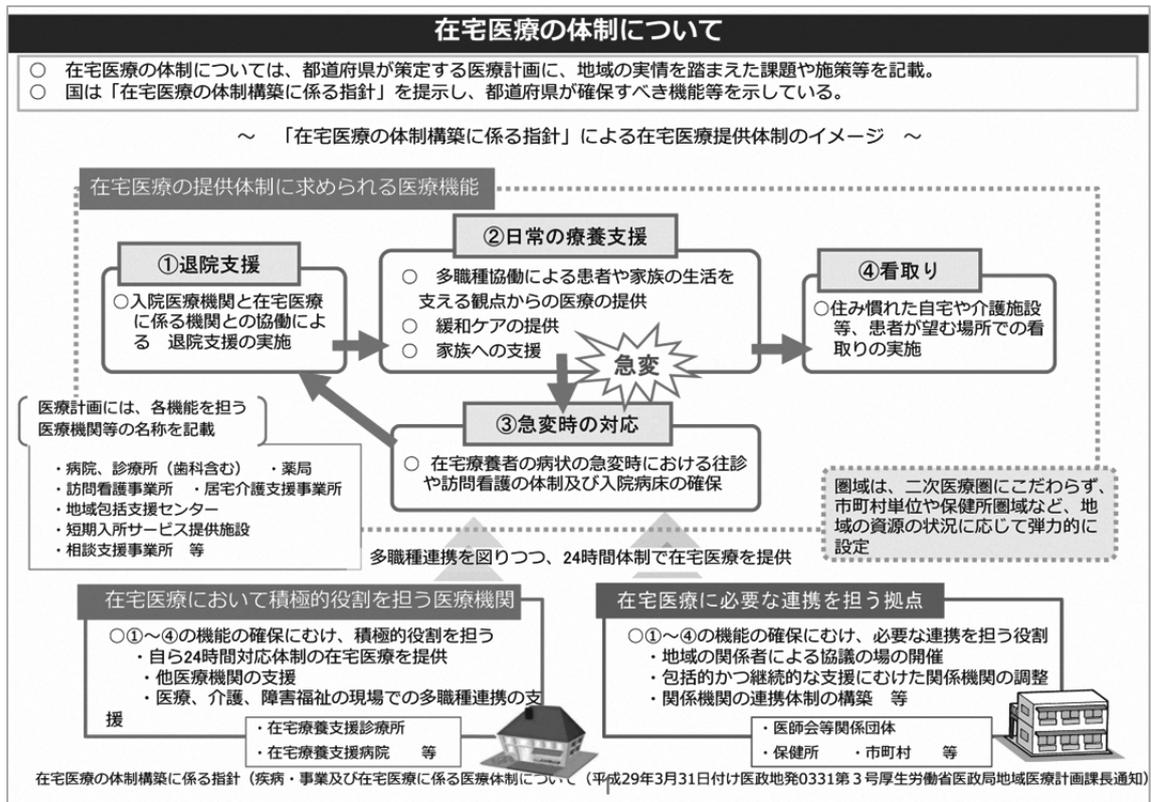
患者の価値観や目標、医療に関する望みを本人の意思決定能力低下に備えた対応も含めて、医療従事者と家族など患者本人が信頼する人とが理解し、共有し合うことで、本人にとって最善の選択を考えるアドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning：ACP）などの取組も始まっています。

そうした現実を理解して、高齢期の在宅医療の情報提供とともに、社会全体で終末期について考えを深めていくことが必要な時代となっています。

高齢になって療養が必要となった場合も、多くの人が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいることから、国では、在宅医療の提供体制を構築することが高齢者の生活の質の向上につながるとして、在宅医療の体制整備を進めています。在宅療養移行に向けての退院支援、日常の在宅における療養支援、急変時の対応、患者が望む場所での看取りまでの体制を構築するにあたっては、地域における多職種連携を図りながら、24 時間体制で在宅医療が提供されることが重要です。

医師、歯科医師、看護師、リハビリ専門職、介護支援専門員、介護従事者、薬剤師、管理栄養士など多職種が協力、連携して、高齢者の在宅療養生活を支える体制づくりに努めます。また、住民に対する在宅医療に関する情報提供と看取りも含めて、一人ひとりが自分らしく人生を全うする支援を行います。具

体的な取組は、在宅医療・介護連携事業として地域支援事業の一環で行います。
 (55 ページ参照)



第3回全国在宅医療会議（平成29年11月8日）会議資料から

基本目標2 認知症高齢者への支援

- 国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月27日に「新オレンジプラン」(認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～)を策定し、その後、数値目標の更新や施策を効果的に実行するため、平成29年7月5日に改定を行いました。
- 本町においても、「新オレンジプラン」に基づき、平成28年度に「認知症ケアパス」を作成し、認知症施策を総合的に推進してまいりました。
- 新オレンジプランに基づき、以下の7つの柱に沿って、今後も、認知症施策を総合的に推進していきます。

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

(基本的な考え方)

- 認知症は、皆にとって、身近な病気であることの、普及・啓発等の推進を行います。

(第6期の実績)

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 認知症啓発講演会、認知症予防教室の開催
- 当事者参加型の啓発イベント（RUN伴2016、RUN伴2017）を実施

【認知症サポーター養成講座の実績】

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
講座数(回)	9	20	1
受講者数(人)	636	515	27
うち小学生	90	124	0
うち中学生	368	0	0
累積受講者数(人)	1,517	881	366
人口に対する割合(%)	9.3	5.4	2.2

【認知症予防教室の実績】

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
講座数(回)	17	15	18
受講者数(人)	349	324	321

【認知症啓発イベント・RUN伴2017】



【今後の方向性】

- 認知症の理解を深める講座や啓発イベント等を開催します。
- 認知症サポーターの養成を進めるとともに、講師役であるキャラバンメイトの増員、スキルアップを行い、地域や職域など様々な場面でキャラバンメイトと認知症サポーターが活躍できるような取組を推進していきます。
- 数値目標 認知症サポーター
平成32年度末 2,000人（岬町人口の約13%）
- 学校において、高齢者との交流や、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育を推進します。

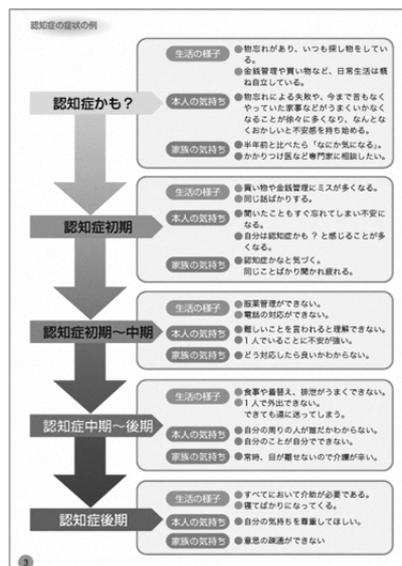
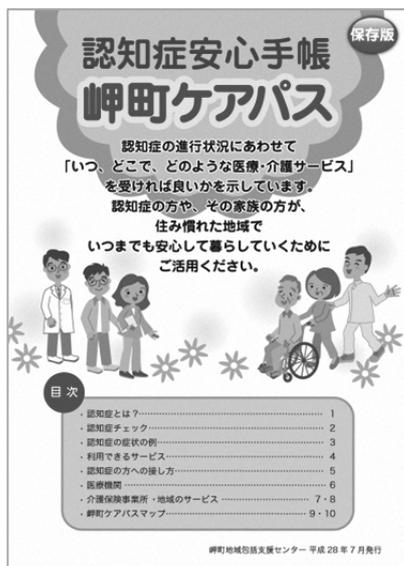
（2）認知症の容態に応じた随時・適切な医療・介護等の提供

（基本的な考え方）

- 早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、随時・適切に切れ目なく、その時の容態に最もふさわしい場所で医療・介護等が循環型の仕組みを実現します。

（第6期の実績）

- 認知症地域支援推進員の配置（平成26年度から）
- 認知症サポート医の設置（平成26年度から）
- 認知症ケアパスの発行（平成28年）
- 認知症初期集中支援チームの実施（平成28年度から、28年度実績2件）
【認知症安心手帳・岬町ケアパス】



【認知症初期集中支援チーム】

認知症かも？と思ったら・・・ 早期発見・早期対応が大切です

チーム スマイルみさき

岬町認知症初期集中支援チーム

さき食べたいものがない
なにをする気になれない
家族に話し掛けたら思われてる
どこになれたかわからない

あなたと家族をサポートします！

制作・連絡・依頼などをまわす
きついことで思っていること

◆認知症初期集中支援チームとは？

認知症かも？と思われる方や認知症でお困りの方のご自宅へ訪問し、ご相談に応じたり、医療・介護サービスの説明を行います。必要に応じ、主治医、介護サービス事業所と情報共有し、連携していきます。

◆対象となる方は？

・40歳以上で認知症が疑われ、町内で生活されている方です。
①医療サービスを受けていない方または申請している方
②医療サービスや介護サービスを受けている方が対応が困難な方

相談無料・秘密厳守
ご相談・ご連絡は
チーム スマイルみさき
☎ 492-2716
受付時間（月～金）9:00～17:30
岬町役場福祉課高齢介護係



【今後の方向性】

- 本人主体の医療・介護の徹底
- 発症予防の推進
- 早期発見・早期対応のための体制整備
 - ・かかりつけ医の認知症対応力向上研修の開催
 - ・認知症疾患医療センターとの連携
 - ・認知症サポート医、認知症初期集中支援チームのより一層の深化と強化（認知症初期集中支援チームの増加）
 - ・医療と介護連携の枠組構築に向けた橋渡し支援事業の実施
 - ・認知症ケアパスの有機的な活用
- 行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等への適切な対応
- 認知症の人の生活を支える介護の提供（認知症介護基礎研修の充実等）
- 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携
- 医療・介護等の有機的な連携の推進（連携支援ツールの活用、認知症地域支援推進員の活動強化等）

（3）若年性認知症施策の強化

（基本的な考え方）

- 若年性認知症（65歳未満で発症する認知症）の人は、就労や生活費等の経済的問題など社会的な問題が大きいことから、居場所づくり等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていきます。

（第6期の実績）

- 認知症施策で総合的に実施

【今後の方向性】

- 大阪府と連携し、普及啓発を進め、早期診断・早期対応へ繋げていきます。

(4) 認知症の人の介護者への支援

(基本的な考え方)

- 認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、家族等介護者の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

(第6期の実績)

- 認知症カフェの開設支援の実施（平成29年度から）
- 認知症カフェの普及・活動支援（平成29年度から）

【今後の方向性】

- 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置を推進し、認知症の人の介護者の負担軽減を行います。
- 数値目標 認知症カフェ3箇所設置
年3回の活動支援事業
- 介護保険制度のさらなる普及に努め、介護負担の軽減を図ります。

(5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

(基本的な考え方)

- 生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保を行い、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

(第6期の実績)

- 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの構築（平成25年度から）
- 南泉州圏域において、泉州南広域消防本部、泉佐野警察、泉南警察との連携によるネットワークの構築（平成28年度から）

【認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの実績】

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
登録者数（人）	13	4	2
利用数（人）	0	2	1

【今後の方向性】

- 生活の支援（ソフト面）と生活しやすい環境（ハード面）の整備の推進に努めます。
- 就労・社会参加の支援を推進します。特に、地域活動やボランティア活動等による社会参加を促進します。
- 安全確保の推進のため、地域での見守り体制の強化に努めます。
- 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークのICTの活用やより広域での対応を推進します。
- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知や利用の促進を図るとともに、老人福祉法に基づく成年後見制度の町長申立を活用するなど、認知症高齢者等の権利擁護に取り組んでいきます。

（6）認知症の予防法等の研究開発及び成果の普及推進

（基本的な考え方）

- 認知症は、様々な原因となる疾患により認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態です。認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及び成果の普及を推進します。

（第6期の実績）

- 認知症予防に効果があるとされる教室の開催

【今後の方向性】

- 国や大阪府、大学、病院等と連携し、認知症の予防や治療、リハビリテーション、介護技術等の普及に努めます。

（7）認知症の人やその家族の視点の重視

- これまでの認知症施策は、認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったため、認知症の人の視点に立って認知症施策を推進していきます。

基本目標3 健康で生きがいのある暮らしの支援

(1)長生会(老人クラブ)活動への支援

- 社会奉仕活動（ボランティア活動・環境美化活動・地域の見守り活動・友愛訪問）、文化活動事業（創作活動・クラブ活動・料理教室・作品展開催）、健康増進事業（グラウンドゴルフ・スポーツ大会・ゲートボール大会・健康ウォーキング等）、次世代交流促進事業（会員と児童の交流）等を行っています。地区によっては、サロンの運営にかかわったり、地区長生会が主催のコミュニティカフェが開催されている地区もあります。
- 近年は会員の高齢化、新規加入会員の減少傾向が続いていますが、歴史のある高齢者の交流団体として、町内行事の様々な場面で多くの会員が活躍しています。
- 今後も、長生会連合会や各地区長生会の主体性を尊重しつつ、従来の取組を引き続き支援するとともに、活動の活性化の取組について検討します。

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
会員数(人)	1,258	1,310	1,340

各年度 4 月 1 日現在

(2)生涯学習・生涯スポーツの推進

- 本町では、淡輪公民館、文化センター等における講座や講演会で生涯学習の機会を提供するほか、公民館クラブ活動、岬町文化協会の活動等で、住民の主体的な文化・学習活動を支援しています。
- 温水プール、トレーニングルーム、風呂などを備えた、岬町健康ふれあいセンター「ピアッツァ 5」は、健康づくりと交流・憩いの場としての機能を有しており、多くの住民に活用されています。
- 岬町総合型地域スポーツクラブ「みさきタコクラブ」は、親子や家族、グループなど誰でも気軽に参加できるスポーツの普及・文化活動の環境づくりと、特に地域住民の健康増進と世代を超えた交流のための活動を行っており、グラウンドゴルフやウォーキング等の高齢者向けのイベントも定期的を開催しています。
- 今後も高齢者の生きがいづくりにつながる生涯学習、生涯スポーツの機会を提供します。

(3) ボランティア活動への支援

- 本町では、岬町社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターにおいて、ボランティア学習セミナーやボランティア体験プログラム等によるボランティアの育成、ボランティア・住民活動の相談対応、ボランティアの登録・派遣等を行っています。
- 教育委員会では、子どもたちの登下校時の安全確保を行う「岬町学校安全ボランティア」や地域全体を巡回して子どもたちの見守りを行う「スクールガードリーダー」が活動しています。
- 誰もが住みやすい地域づくりのために、住民のボランティア意識の醸成と活動機会の提供に努めます。

(4) シルバー人材センターへの支援

- 地域における高齢者の就業機会の拡大と社会参加の生きがいづくりを目的とする、岬町シルバー人材センターでは、平成 28 年度に農業生産部門「生きがいファーム」を立ち上げ、農産物の生産から販売、地域の交流イベントなど新規事業に取り組んでいます。また、平成 29 年度からは、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス A の指定事業者「生きがい岬」として指定を受けています。同年度には、町の実施する「産前産後ヘルパー派遣事業」を受託するなど、女性会員が活躍できる機会が拡大しています。
- 就業機会の提供とともに、認知症のかたとたすきをつないでゴールを目指すイベント「RUN 伴」や「健康長寿まつり」等へのボランティア協力や技能習得講習会の開催など幅広い活動を行っています。
- 高齢者の就業機会の拡大と会員自身の介護予防、生きがいづくりにつながる岬町シルバー人材センター活動の支援に努めます。

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
会員数(人)	163	134	115
就業実人数(人)	139	103	105
就業延人数(人日)	12,335	9,772	9,923

各年度 3 月末現在

基本目標4 高齢者の尊厳に配慮したまちづくり

(1) 高齢者虐待の防止

- 高齢者虐待の防止、「高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき速やかに当該高齢者を把握し、適切な対応に努めます。
- 高齢者虐待の防止や早期発見のため、高齢者やその家族、民生委員・児童委員、医療機関や事業者等を対象に、高齢者虐待の通報窓口を広く周知し、高齢者虐待防止のための研修会の実施など、虐待防止の普及啓発に努めます。
- 虐待のおそれのあるもしくは虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援について、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し対応します。
- 虐待等で緊急性のある場合には、特別養護老人ホーム等への入所措置を行うなどにより、高齢者の安全の確保を図ります。

(2) 高齢者に対する犯罪の防止

- 近年、高齢者が悪徳商法や窃盗等の犯罪に巻き込まれる事件が多発しており、今後、高齢化の進行に伴い、ますます増加することが懸念されています。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者に対する悪徳商法や窃盗等の犯罪を未然防止するため、警察、自治会、民生委員・児童委員等とも連携し、情報発信の強化や地域における見守り体制を強化します。さらに、関係機関による、悪徳商法関係機関情報交換会を定期的開催し、悪徳商法等に関する情報があれば、迅速に対応できる体制について、より一層の充実を図ります。

(3) 高齢者の権利擁護

- 地域包括支援センターに権利擁護の相談窓口を設置するとともに、成年後見制度利用支援の活用や町長による成年後見申立の充実を図り、成年後見制度の推進や支援を行います。
- 親族等からの相談から申立がスムーズに行われるように専門機関との連携を図り支援します。申立が困難な状況の場合には町長申立の支援を行います。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めます。

(4)生活困窮状態にある高齢者の支援

- 生活困窮状態にある高齢者は、その背景に複合的な要因を抱えていることやいわゆる「制度の狭間」に陥ることが多いことから、地域包括支援センターや自立相談支援機関をはじめ、地域の様々な支援機関が連携して幅広く対応することが重要となっています。
- そのため、生活困窮状態にある高齢者に対しては、生活困窮者自立支援法に定める各種事業やその他の支援制度に適切につなぐことができるよう、地域における支援体制の構築に取り組みます。

(5)高齢者の孤立防止の取組

- ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるように、社会福祉協議会、地区福祉委員、ボランティア、長生会等を中心とした地域の輪による見守り訪問・声かけ訪問活動を行っています。地域包括支援センターは、コミュニティ・ソーシャルワーカーとも連携・協力しながら、高齢者が社会的に孤立することのないように集いの場やサロン活動を推進し、在宅生活を支える見守りネットワークの普及を図ります。また、各地区で行われている見守り活動などの支援を行います。

(6)災害時における要援護者への支援

- 地震や火災等の災害の発生時において、要援護者に対して速やかに災害情報や避難情報を提供するとともに、自主防災組織等の地域団体、福祉施設や事業者、社会福祉協議会、民間事業者等との緊密な連携を図り、適切かつ迅速に実態把握や避難誘導等の初動期における対応ができるように体制整備を図ります。
- 防災担当部局と連携し、「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」を策定し、災害対策基本法で義務化された「避難行動要支援者名簿」についても作成しました。他機関との情報の共有化を図るための「支援プラン」（個別計画）については、本人の同意を得てその取組を進め、災害時における要援護者への支援のため、情報伝達体制の整備と避難支援・安否確認体制の整備に取り組みます。
- 介護サービス事業者に対しても、災害対応マニュアルの整備等を促し、災害発生時のサービス提供の継続体制の方策について検討を進めます。

基本目標5 福祉のまちづくり

(1) 高齢者福祉事業における在宅サービス

介護保険以外の在宅福祉サービスによる生活支援を行っています。

高齢者の自立と生活の質の確保を図るため、町独自の在宅サービスとして継続実施します。

①寝具類洗濯乾燥サービス

- 町民税所得割非課税世帯に属する65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯等で寝たきり等により、寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対して、寝具の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを提供しています。

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	54	58	50

②日常生活用具給付・貸与

- 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具(電磁調理器、福祉電話)を給付または貸与しています。近年、福祉電話の新たな貸与の実績はありませんが、家庭内の事故等への対応の体制整備事業には固定電話が必要であるため、引き続き、福祉電話の貸与を行います。

【電磁調理器の実績】

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	0	3	0

【福祉電話の実績】

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	0	0	0

(2) 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の整備

- 高齢化が急速に進む中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を支援するため、「高齢者住まい法」に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」が創設されました。良質なサービスが提供される高齢者向け住宅の普及を図っていくため、高齢者向け住宅に関する情報提供を行うとともに、適切にサービス提供が行われるよう、指導・監督をしていく必要があります。民間事業者等の動向をみながら、情報の把握と周知に努めるとともに、地域包括支援センター等身近な窓口での情報提供を行います。

(3) 歩道の段差解消や公共建築物におけるバリアフリー化の誘導

- 誰もが安心して生活を送るためには、住宅内のバリアフリー化だけでなく、住宅周辺の安全性を高める必要があります。そのため、大阪府福祉のまちづくり条例の適切な運用により、歩道の段差解消等を誘導します。また、公共施設についても計画的な改修によるバリアフリー化を図り、高齢者や障がい者等、誰もが利用しやすい建築物になるよう努め、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(4) 移動支援サービスの充実

- 一般交通機関の利用が困難な高齢者に対しては岬町社会福祉協議会への委託事業として自宅と医療関係等の間を移送する外出支援サービス、岬町社会福祉協議会の事業として実施している通院等に伴う移送サービスを実施しています。
- 高齢者が地域で自立した生活を送るため、日常的に必要となる外出を安全かつ快適に行えるよう公民の役割分担や移動支援のあり方について検討します。

(5) 高齢者福祉事業における施設サービス

① 軽費老人ホーム（ケアハウス）

- 軽費老人ホームは、60歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）の人で、家庭環境、住宅事情等の理由から居宅で生活することが困難なかが施設との契約により低額な料金で入所し、日常生活上の必要な便宜を受ける施設です。現在町内には、1箇所（定員50人）整備されています。第7期計画においては、特に需要の増加が見込まれないことから、新たな整備を行いません。

② 養護老人ホーム

- 養護老人ホームは、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設であり、介護を必要とする入所者には、介護サービスの利用が可能です。本町には整備されていませんが、他市町村の施設を利用することができます。第7期計画においては、利用人数が少ない（平成29年度、入所措置者1人）ため、他市町村に所在する施設を利用することで本町においては、新たな整備を行いません。

③生活支援ハウス

- 生活支援ハウスは、概ね60歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で安心して生活することに不安のある高齢者に、介護支援、住居の提供、相談援助、福祉サービスの利用手続き等の支援、交流の場等を総合的に提供することにより高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者福祉の増進を図る施設です。現在町内には、1箇所（定員20人）整備されています。本事業は、住民に周知されるようになり利用申込が増加しています。第7期計画においては、「サービス付き高齢者向け住宅」の整備が進むことが見込まれるため、生活支援ハウスについては、新たな整備を行いません。

基本目標6 介護を受けながら安心できる暮らしの支援

(1) サービスの質の確保・向上

本町では、高齢者の増加や住民のニーズの変化等の社会状況の変化に対応できるよう、今後も以下の取組を通じて、サービスの質の向上に努めます。

① サービスに関する評価体制の構築

- 事業者が提供するサービス内容や提供方法等について、関係部局による点検システムを構築し、サービスの改善や質的向上を図るとともに、住民が自らの判断により事業者を選択できるよう、国や大阪府の動向を踏まえ、第三者評価システムや自己評価システムの導入を促進します。また、サービスや運営状況は、住民に対して情報公開していきます。

② サービス事業者への指導・助言

- 介護保険サービスの質的向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、保険者の立場から、事業者に対する指導・助言を適宜行います。
- 地域密着型サービスについては、指定・指導監督権限が町に委ねられていることから、事業者への立ち入り調査権限も活用しながら、介護保険サービスの質の向上を図り適切な指導・監督を行います。
- 一方、事業者自らの介護保険サービスの質的向上を図る取組を支援するため、自己評価システムの普及・促進、事業者連絡会等において、必要な情報提供を行うとともに、事業者間の連携を促進します。
- 地域密着型サービス事業者については、岬町介護保険運営協議会の意見を反映した適正な運営の確保を図り、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの必要性を検討し、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう体制の整備に努めます。また、地域密着型サービスの外部評価の実施や公表により、介護支援専門員や利用者への周知を図ります。
- 介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、介護職員のストレス対策、知識・介護技術の向上を図るなど、職員の意識改革やサービスの質の向上への支援を行っていきます。
- 高齢者の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等を踏まえ、町と関係機関間との個人情報の適切な利用に取り組んでいきます。

③ケアマネジメントの充実

- 自立支援の視点に立って、利用者の状況に応じた適切なケアマネジメントが行われるよう、「ケアプランチェック」を通じてケアプランの質の向上やケアマネジメントに対する理解を深め、介護支援専門員からの相談にきめ細かく対応することはもとより、地域包括支援センターを中心に、介護保険外サービスをはじめ、地域の社会資源に関する情報提供に努めます。また、地域包括支援センターは、包括的・継続的ケアマネジメント事業として実施される支援困難な事例への対応等を通じて、介護支援専門員に対する支援に取り組みます。
- 介護支援専門員の資質向上に向けて「岬町ケアマネジャー連絡会」を通じた研修を実施します。また、居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移行に向けた準備に取り組んでいきます。

④人材の確保

- 利用者本位の質の高いサービスの提供に向け、介護従事者が専門性と利用者の人権の尊重に対する認識を深めることが重要です。大阪府等との連携を図りながら、人材の資質の向上や人権等に関する研修の充実に努めます。介護従事者のストレスケア等のため、個別相談、従事者研修会を開催し、従事者の定着を図ります。
- 福祉を担う人材の育成や福祉学習を進め、様々な福祉体験や学びを通して、自分の暮らすまちの福祉に関心を持ち、理解を深めることが重要です。そのため、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、さらには地域と学校が連携した人材育成や福祉学習の取組を支援し、人材の育成や確保に努めます。

⑤大阪府及び他市町村との連携

- 計画の推進にあたっては、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備等、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、泉州高齢者保健福祉圏域内や圏域間における調整のもとで整備を図るとともに、事業者の質の向上と質の高いサービス提供に努めるため、大阪府や近隣市町村との連携による広域施策を推進します。

(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

①適切な要介護認定

- 認定訪問調査事務は引き続き町が実施主体とし実施体制の強化を図るとともに、調査の適正を確保するため、独自研修及び外部研修会を通じて資質の向上を図り、質の高い認定調査を実施します。
- 調査に際しては、認知症や障がいのある人に十分な配慮をし、高齢者一人ひとりの状態を認定訪問調査に正確に反映させるため、調査対象者の日頃の状態や生活面での困難を説明できるかたにも同席してもらい、的確な状態の把握に努めます。さらに外国人、障がいのある人等コミュニケーション支援が必要なかたについて心身状況が正確に把握できるような方策を講じます。
- 2次判定は阪南市、泉南市、岬町の2市1町で運営される介護認定審査会で審査しています。審査会の運営にあたっては、審査会委員の研修により、審査会相互の質の標準化や困難事例への対応等、審査体制の整備を進めます。

②事業者連絡会の充実

- サービス提供事業者間のネットワーク化を進め、事業者相互の連携と協力を深め、さらなる質的向上を図るため、定期的な事業者連絡会を開催するとともに、「岬町ケアマネジャー連絡会」により、より一層のケアマネジメントの質の向上に努めています。
- 今後も「岬町ケアマネジャー連絡会」の充実を図り、研修会や事例検討会を実施するとともに、情報交換や意見交換の場を持つなど、顔の見える関係を大切にし、相互の連携や協力を深めることで、地域課題についてもともに考えるネットワークの構築に努めます。

③契約やサービス利用に関する利用者の意思の尊重

- 介護保険制度においては、利用者自らの意思に基づいて事業者やサービスを選択し、個別の契約を行うため、高齢者や家族に対し、契約制度や契約に関する十分な情報提供や注意事項の周知に努めます。
- 居宅介護支援事業者や介護保険サービス事業者においては利用者が十分に理解、納得した上で事業者やサービスを選択し、サービスを利用できるように利用者の意思を尊重します。

(3) 制度周知等の推進

① 情報提供及び制度周知等の推進

- 介護保険制度及び見直しの趣旨や内容をはじめ、介護予防及び介護保険サービスや地域支援事業、保健福祉サービスの内容や利用手続きについて、地域包括支援センターをはじめ、広報紙やホームページ等の様々な機関や媒体を活用し、情報提供します。
- 情報提供にあたっては点字、音声テープ、外国語表記、誰もが利用しやすいホームページの作成等、障がいのある人や外国人等に情報が行き届くよう配慮します。

② サービスに関する情報公開の促進

- 介護サービス事業者には、提供するサービスにかかわる情報を都道府県知事に報告することが義務づけられていますが、このことと併せてサービス利用に際しての利用者の自己選択を支援するため、事業者がサービス提供体制等に関する自己情報を積極的に開示するよう、働きかけていきます。

(4) 相談支援体制の強化

① サービス利用の申請

- サービスを利用するための申請が円滑に行われるよう、役場の担当窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業者、福祉施設等の窓口と連携するとともに、地域、民生委員・児童委員、事業者等において、必要な方々への情報提供システムを確立するよう努めます。

② 苦情相談体制

- 町は保険者として、利用者の苦情全般に対する直接的な窓口となるとともに、各関係機関と連携を図りながら、苦情や相談に関する情報の集約・調整を行う第一次的処理機関であり、事業者に対する調査、指導助言を行います。
- 地域密着型サービスの事業者指定、報告聴取等、事業者に対する指導の権限を持つとともに、必要に応じて指定取り消しなどの行政処分を行います。
- 市町村において対応困難な介護サービスに対する苦情に対応するため、国民健康保険団体連合会に設置されている介護サービス苦情処理委員会への申立を行うこととなります。
- 要介護認定または要支援認定に関する処分（決定）や保険給付に関する処分（決定）に不服がある場合等は、大阪府介護保険審査会で受け付けています。

(5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の促進

- 低所得者の介護保険サービスの利用が困難にならないよう、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業を実施しています。
- 利用者負担軽減制度については制度の趣旨を周知し利用の促進を図ります。

(6) 在宅生活・男女共同参画の支援

- 近年、少子化、核家族化の影響による家族介護力の低下、認知症高齢者、地域で孤立している世帯等の増加に伴い、家族介護者のストレスや介護負担が増大していることから、虐待等の増加が懸念されます。今後、高齢者自身やその家族の不安感や介護負担を軽減するため、地域包括支援センターが主体となり、適切なレスパイトケア（介護者の負担軽減）のための助言、介護予防や情報提供及び相談、家族介護教室を実施します。
- 介護負担が女性に偏りがちであり、介護者自身の健康を損なう等、要介護高齢者の在宅生活を困難にしている状況があることから、男女共同参画の考え方を基本とし、男性の介護力の向上を図ります。

第5章 介護保険サービスの現状と方向性

1 介護保険事業の地域分析

大阪府の認定率は全国に比べてかなり高いですが、本町では、大阪府よりもさらに高くなっています。重度認定率は低下傾向がみられて平成27年度では、大阪府よりもやや低いものの、軽度認定率は一貫して上回っています。

大阪府の認定率が高い理由として「都市部を中心に家族の介護に頼れない独居の高齢者が多いこと」が影響している可能性が挙げられています。

本町では、府平均と比べて調整済み認定率はほぼ同水準ですが、要支援1・2の認定率はいずれも高くなっています。軽度認定率が高い理由として、高齢者の単独世帯割合が高いことが考えられます。

活用データ名・指標名	単位	備考	データの値								
			岬町			大阪府平均			全国平均		
			25年度 (H26.3)	26年度 (H27.3)	27年度 (H28.3)	25年度 (H26.3)	26年度 (H27.3)	27年度 (H28.3)	25年度 (H26.3)	26年度 (H27.3)	27年度 (H28.3)
認定率	%	見える化・時系列 (各年度年報 H27のみ月報)	23.1	23.7	23.3	20.1	20.3	20.5	17.8	17.9	17.9
調整済み認定率	%	見える化・時系列 (他地域と比較) (各年度年報 H27のみ月報)	23.6	24.2	23.4	21.2	22.4	22.2	17.7	17.9	17.7
調整済み重度認定率 (要介護3～5)	%	見える化・時系列 (他地域と比較) (各年度年報 H27のみ月報)	7.4	7.2	6.8	6.8	7.2	7.1	6.3	6.3	6.1
調整済み軽度認定率 (要支援1～要介護2)	%	見える化・時系列 (他地域と比較) (各年度年報 H27のみ月報)	16.1	17.0	16.6	14.3	15.2	15.1	11.4	11.7	11.6

在宅サービス受給率が全国、大阪府を上回っています。上記の軽度認定率が高いことにより在宅サービス受給率が高くなっていると考えられます。

一方、居住系サービス受給率は全国、大阪府を下回っています。施設サービス、居住系サービスともに要介護認定者1人あたりの定員が全国、大阪府を下回っていることも要因のひとつと考えられます。

1人あたり給付月額、いずれのサービス種別とも全国、大阪府平均を下回っています。軽度認定者の割合が高いことが影響していると考えられます。

活用データ名・ 指標名	単位	備考	データの値								
			岬町			大阪府平均			全国平均		
			26年度 (H27.3)	27年度 (H28.3)	28年度 (H28.12)	26年度 (H27.3)	27年度 (H28.3)	28年度 (H28.12)	26年度 (H27.3)	27年度 (H28.3)	28年度 (H28.12)
受給率 (施設サービス)	%	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.9	2.9	2.9
受給率 (居住系 サービス)	%	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	0.7	0.6	0.6	1.0	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2
受給率 (在宅サービス)	%	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	13.8	13.6	14.4	12.6	12.9	13.2	10.7	10.7	10.6
受給者1人 あたり給付月額 (施設サービス)	円	各年度月報	265,393	262,196	259,515	273,850	266,579	268,270	268,386	261,585	262,075
受給者1人あたり 給付月額(在宅 及び居住系サー ビス)	円	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	108,308	107,692	106,168	119,305	117,880	117,153	118,973	118,083	118,855
受給者1人あたり 給付月額(在宅 サービス)	円	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	100,892	101,573	101,108	111,420	110,608	109,748	108,351	108,053	108,568
受給者1人あたり 給付月額(訪問 介護)	円	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	52,769	54,749	49,501	60,992	62,220	62,818	50,000	51,083	53,242
受給者1人あたり 利用日数・回数 (訪問介護)	回	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	16.5	17.6	15.5	17.8	19.1	19.7	15.1	16.2	17.5
受給者1人あたり 給付月額(通所 介護)	円	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	72,601	69,897	72,610	64,223	61,492	55,982	69,337	68,381	65,363
受給者1人あたり 利用日数・回数 (通所介護)	日	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	8.7	8.6	8.4	6.9	7.0	6.0	7.6	8.0	7.7
受給者1人あたり 給付月額(通所 リハ)	円	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	58,134	56,915	50,058	69,724	68,694	64,422	66,327	64,976	61,847
受給者1人あたり 利用日数・回数 (通所リハ)	日	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	5.5	5.7	5.0	6.9	6.9	6.4	6.5	6.6	6.3
受給者1人あたり 給付月額(短期 入所生活介護)	円	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	110,641	91,072	109,370	97,986	95,617	94,766	94,871	92,110	91,330
受給者1人あたり 利用日数・回数 (短期入所生活 介護)	日	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	12.7	11.7	13.3	11.1	11.2	11.1	11.3	11.5	11.4
受給者1人あたり 給付月額(認知 症対応型共同 生活介護)	円	見える化・時系列 (各年度3月時点、 H28のみ最新月時点)	271,058	258,216	252,696	263,913	255,842	257,715	253,217	247,603	247,864

[出典]地域包括ケア「見える化」システム（平成29年7月6日取得）

2 介護保険サービスの実績

(1) 介護予防サービス

介護予防サービスの給付費実績は、3年度とも計画値を下回りました。

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績 見込み	計画比
(1) 介護予防サービス										
介護予防訪問介護	給付費(千円)	39,961	37,569	94.0%	40,313	39,548	98.1%	21,047	21,397	101.7%
	人数(人/年)	2,064	1,942	94.1%	2,088	1,994	95.5%	1,092	1,130	103.5%
介護予防訪問 入浴介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	回数(回/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	給付費(千円)	2,922	1,898	65.0%	3,270	1,393	42.6%	3,730	1,979	53.0%
	回数(回/年)	690	507	73.5%	772	432	56.0%	878	574	65.4%
	人数(人/年)	84	74	88.1%	84	50	59.5%	96	45	47.3%
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	1,741	1,028	59.0%	2,209	1,844	83.5%	2,235	1,957	87.6%
	回数(回/年)	553	364	65.8%	703	640	91.0%	712	694	97.5%
	人数(人/年)	48	29	60.4%	60	37	61.7%	72	25	35.2%
介護予防居宅 療養管理指導	給付費(千円)	1,069	762	71.3%	1,261	569	45.1%	1,490	661	44.4%
	人数(人/年)	84	63	75.0%	96	46	47.9%	120	61	51.2%
介護予防通所介護	給付費(千円)	22,949	20,407	88.9%	24,609	20,642	83.9%	13,689	11,629	85.0%
	人数(人/年)	732	736	100.5%	792	722	91.2%	456	397	87.1%
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	48,143	35,870	74.5%	50,861	41,850	82.3%	54,805	52,744	96.2%
	人数(人/年)	1,200	1,114	92.8%	1,272	1,340	105.3%	1,368	1,713	125.2%
介護予防短期 入所生活介護	給付費(千円)	1,248	26	2.1%	1,298	341	26.3%	2,052	117	5.7%
	日数(日/年)	299	4	1.3%	311	50	16.1%	492	24	4.9%
	人数(人/年)	24	2	8.3%	24	12	50.0%	36	6	16.7%
介護予防短期 入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	31	-	0	114	-	0	0	-
	日数(日/年)	0	4	-	0	15	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	1	-	0	2	-	0	0	-
介護予防短期 入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	日数(日/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	9,886	11,272	114.0%	10,279	12,827	124.8%	10,912	13,933	127.7%
	人数(人/年)	1,200	1,302	108.5%	1,248	1,532	122.8%	1,332	1,660	124.6%
特定介護予防 福祉用具販売	給付費(千円)	915	1,382	151.1%	1,114	1,092	98.0%	1,359	1,622	119.3%
	人数(人/年)	60	59	98.3%	72	55	76.4%	84	62	73.3%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	8,010	5,036	62.9%	8,878	9,006	101.4%	10,035	6,732	67.1%
	人数(人/年)	96	57	59.4%	108	88	81.5%	120	68	56.9%
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	707	0	0.0%	705	0	0.0%	705	0	0.0%
	人数(人/年)	12	0	0.0%	12	0	0.0%	12	0	0.0%
(2) 地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	回数(回/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費(千円)	966	1,390	143.9%	965	565	58.6%	965	18	1.8%
	人数(人/年)	12	20	166.7%	12	7	58.3%	12	1	8.3%
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防支援	給付費(千円)	16,045	16,745	104.4%	16,274	18,428	113.2%	13,068	15,673	119.9%
	人数(人/年)	3,756	3,725	99.2%	3,816	4,060	106.4%	3,060	3,490	114.1%
介護予防サービス 計	給付費(千円)	154,562	133,417	86.3%	162,036	148,220	91.5%	136,092	128,461	94.4%

※給付費は年間累計の金額

岬町では、平成 29 年度から総合事業を開始しているため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護のサービスは、地域支援事業の訪問型サービス及び通所型サービスに順次移行しています。また、総合事業のみの利用については、介護予防ケアマネジメントAとして実施しています。

参考：

サービス名	平成29年度	
	実績見込み額(千円)	実績見込み人数(人/年)
訪問介護(現行相当)	15, 818	805
訪問型サービスA	35	10
通所介護(現行相当)	7, 612	344
介護予防ケアマネジメントA	3, 157	663

(2) 介護サービス

介護サービスの給付費実績は、予防給付と同様に3年度とも計画値を下回りました。

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績 見込み	計画比
(1) 居宅サービス										
訪問介護	給付費(千円)	289,969	248,574	85.7%	309,572	245,108	79.2%	331,889	253,294	76.3%
	回数(回/年)	104,335	89,381	85.7%	111,337	89,986	80.8%	119,158	91,304	76.6%
	人数(人/年)	4,128	3,509	85.0%	4,368	3,452	79.0%	4,668	3,438	73.7%
訪問入浴介護	給付費(千円)	7,236	7,030	97.1%	8,628	9,573	111.0%	10,240	8,129	79.4%
	回数(回/年)	653	596	91.3%	775	808	104.3%	914	654	71.5%
	人数(人/年)	96	106	110.4%	108	138	127.8%	132	120	90.5%
訪問看護	給付費(千円)	29,657	31,875	107.5%	33,475	33,943	101.4%	37,818	41,259	109.1%
	回数(回/年)	6,505	7,315	112.5%	7,322	7,835	107.0%	8,244	9,962	120.8%
	人数(人/年)	684	685	100.1%	756	728	96.3%	828	791	95.5%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	13,478	10,430	77.4%	14,232	8,894	62.5%	14,995	12,716	84.8%
	回数(回/年)	4,664	3,559	76.3%	4,968	3,043	61.3%	5,270	4,327	82.1%
	人数(人/年)	372	267	71.8%	384	241	62.8%	408	305	74.7%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	9,134	11,822	129.4%	10,522	13,385	127.2%	12,363	13,156	106.4%
	人数(人/年)	648	862	133.0%	732	1,051	143.6%	852	1,097	128.7%
通所介護	給付費(千円)	231,731	173,370	74.8%	218,090	141,036	64.7%	241,187	173,626	72.0%
	回数(回/年)	30,158	23,546	78.1%	28,453	18,512	65.1%	31,511	22,784	72.3%
	人数(人/年)	2,544	1,986	78.1%	2,400	1,582	65.9%	2,676	2,022	75.6%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	135,106	127,083	94.1%	142,893	123,591	86.5%	152,545	118,655	77.8%
	回数(回/年)	17,359	16,350	94.2%	18,404	16,325	88.7%	19,696	15,839	80.4%
	人数(人/年)	1,956	1,757	89.8%	2,100	1,808	86.1%	2,268	1,790	78.9%
短期入所生活介護	給付費(千円)	36,287	39,149	107.9%	37,926	54,500	143.7%	40,065	68,140	170.1%
	日数(日/年)	4,367	4,665	106.8%	4,564	6,807	149.1%	4,814	8,353	173.5%
	人数(人/年)	480	387	80.6%	516	540	104.7%	552	655	118.6%
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	29,319	10,992	37.5%	35,531	5,036	14.2%	42,319	2,398	5.7%
	日数(日/年)	2,845	1,139	40.0%	3,474	489	14.1%	4,159	221	5.3%
	人数(人/年)	300	153	51.0%	360	68	18.9%	420	31	7.4%
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	日数(日/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	給付費(千円)	46,306	45,045	97.3%	49,831	49,456	99.2%	53,610	48,853	91.1%
	人数(人/年)	3,540	3,577	101.0%	3,792	3,687	97.2%	4,068	3,796	93.3%
特定福祉用具販売	給付費(千円)	3,245	2,668	82.2%	3,829	2,193	57.3%	4,591	2,734	59.5%
	人数(人/年)	108	88	81.5%	132	71	53.8%	156	88	56.7%
住宅改修費	給付費(千円)	8,301	6,189	74.6%	9,108	5,281	58.0%	9,983	4,987	50.0%
	人数(人/年)	120	70	58.3%	132	55	41.7%	144	61	42.4%
特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	33,082	29,596	89.5%	36,786	26,027	70.8%	40,253	25,346	63.0%
	人数(人/年)	180	155	86.1%	192	140	72.9%	216	135	62.3%

※給付費は年間累計の金額

※定員が18名以下の小規模な通所介護サービスは、平成28年4月から地域密着型サービスに移行

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績 見込み	計画比
(2)地域密着型サービス										
定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
夜間対応型 訪問介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	回数(回/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	44,935	48,789	108.6%	43,619	49,553	113.6%	42,404	48,798	115.1%
	人数(人/年)	240	225	93.8%	252	234	92.9%	276	227	82.4%
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	90,123	88,359	98.0%	99,221	79,666	80.3%	109,517	62,312	56.9%
	人数(人/年)	372	347	93.3%	408	321	78.7%	456	246	54.0%
地域密着型特定 施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/年)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型 通所介護	給付費(千円)	0	0	-	38,486	33,560	87.2%	42,562	36,195	85.0%
	人数(人/年)	0	0	-	420	563	134.0%	468	598	127.9%
(3)施設サービス										
介護老人福祉施設	給付費(千円)	184,279	204,000	110.7%	184,240	197,336	107.1%	184,240	205,444	111.5%
	人数(人/月)	63	67	106.2%	63	66	104.5%	63	66	105.5%
介護老人保健施設	給付費(千円)	179,351	203,244	113.3%	180,358	209,295	116.0%	180,358	216,297	119.9%
	人数(人/月)	60	67	112.4%	60	69	114.6%	60	69	114.8%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	16,848	19,870	117.9%	16,815	16,663	99.1%	16,815	5,617	33.4%
	人数(人/月)	4	5	120.8%	4	4	102.1%	4	1	33.2%
居宅介護支援	給付費(千円)	89,156	87,966	98.7%	94,731	85,193	89.9%	101,068	87,570	86.6%
	人数(人/年)	6,348	5,724	90.2%	6,768	5,661	83.6%	7,236	5,859	81.0%
介護サービス 計	給付費(千円)	1,477,543	1,396,052	94.5%	1,567,893	1,389,289	88.6%	1,668,822	1,435,526	86.0%

※給付費は年間累計の金額

3 介護保険サービスの見込み

第6期計画の給付実績を踏まえ、各サービスにおける事業量の見込み及び平成30年4月からの介護報酬の改定を反映させて事業費を以下のように算出しました。なお、大阪府医療計画や大阪府地域医療構想との整合性を確保するため、大阪府と協議し、各サービスの事業量を推計しています。

(1) 居宅サービス／介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、入浴や排せつ等の身体介護、掃除や買い物等の生活援助を行うサービスです。訪問介護は、居宅サービスの中で最も利用率の高いサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	3,888	3,972	4,104

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、巡回(移動)入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴介護	168	168	180
介護予防訪問入浴介護	0	0	0

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護は、在宅で療養されているかたに対し、看護師等が主治医の指示に基づき家庭を訪問し、血圧測定や健康管理、カテーテル類の交換と管理等、療養上の支援を行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問看護	888	900	936
介護予防訪問看護	84	84	84

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、身体機能の維持回復を図るためのリハビリテーションを行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問リハビリテーション	324	336	348
介護予防 訪問リハビリテーション	36	36	36

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や栄養指導、口腔清掃等を行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅療養管理指導	1,200	1,212	1,272
介護予防 居宅療養管理指導	72	72	72

⑥通所介護

通所介護は、要介護者等の心身機能の維持回復や生活支援、介護者の負担軽減を目的とし、デイサービスセンター等に通り、食事、入浴、その他日常生活上の世話をを行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護	2,208	2,256	2,352

⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設、病院、診療所で、理学療法や作業療法、その他の必要なりハビリテーションを行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所リハビリテーション	1,824	1,884	1,932
介護予防 通所リハビリテーション	1,764	1,788	1,824

⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等への短期間の入所により日常生活上の世話をを行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所生活介護	720	744	756
介護予防 短期入所生活介護	12	12	12

⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等への短期間の入所により、医学的管理のもと介護や機能訓練を行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所療養介護	72	84	96
介護予防 短期入所療養介護	0	0	0

⑩福祉用具貸与・特定福祉用具販売

／介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

車いすや特殊寝台等の福祉用具の貸与や、腰掛便座、入浴補助用具の購入により、家庭での福祉環境の整備を支援するサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉用具貸与	4,224	4,320	4,464
介護予防 福祉用具貸与	1,584	1,596	1,632

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定福祉用具販売	84	84	84
特定介護予防 福祉用具販売	72	72	72

⑪住宅改修費の支給

介護を必要とする高齢者等の在宅での生活を支援するため、手すりの設置や段差の解消等、住宅改修を行った際に費用の一部を支給するサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修費	84	84	84
住宅改修費(介護予防)	84	84	84

⑫特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の計画に基づいて入浴・排せつ・食事等の生活介護を提供するサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定施設入居者生活介護	144	144	144
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0

⑬居宅介護支援／介護予防支援

居宅介護支援及び介護予防支援は、居宅サービスや介護予防サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や利用者、家族の意向を踏まえ、介護サービス及び介護予防サービス計画を作成するとともに、市町村や医療機関、事業者等との連絡調整を行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護支援	6,504	6,672	6,876
介護予防支援	3,000	3,048	3,096

【居宅サービス／介護予防サービスの今後の方向性】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を送るためには、いつまでも元気で自立した生活を送れるように心身を健やかに保つことはもちろんのこと、介護が必要となった状態でも適切なサービスを受けることができ、生活を支えるための様々な支援が行われる体制が必要となります。利用者のニーズを的確に把握するとともに、サービス提供基盤の整備に努めます。

居宅サービス見込み量（総括表）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
①訪問介護	(回/年)	105,229	107,374	111,248
②訪問入浴介護	(回/年)	977	977	1,052
③訪問看護	(回/年)	10,116	10,231	10,666
④訪問リハビリテーション	(回/年)	4,478	4,644	4,807
⑤居宅療養管理指導	(人/年)	1,200	1,212	1,272
⑥通所介護	(回/年)	26,688	27,262	28,447
⑦通所リハビリテーション	(回/年)	17,036	17,599	18,076
⑧短期入所生活介護	(日/年)	9,846	10,181	10,352
⑨短期入所療養介護	(日/年)	568	660	755
⑩福祉用具貸与	(人/年)	4,224	4,320	4,464
⑪特定福祉用具販売	(人/年)	84	84	84
⑫住宅改修	(人/年)	84	84	84
⑬特定施設入居者生活介護	(人/年)	144	144	144
⑭居宅介護支援	(人/年)	6,504	6,672	6,876

介護予防サービス見込み量（総括表）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
①介護予防訪問介護	(人/年)			
②介護予防訪問入浴介護	(回/年)	0	0	0
③介護予防訪問看護	(回/年)	734	734	734
④介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	623	623	623
⑤介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	72	72	72
⑥介護予防通所介護	(人/年)			
⑦介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	1,764	1,788	1,824
⑧介護予防短期入所生活介護	(日/年)	24	24	24
⑨介護予防短期入所療養介護	(日/年)	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	(人/年)	1,584	1,596	1,632
⑪特定介護予防福祉用具販売	(人/年)	72	72	72
⑫介護予防住宅改修	(人/年)	84	84	84
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	0	0	0
⑭介護予防支援	(人/年)	3,000	3,048	3,096

(2)地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。第6期の実績はありませんでしたが、今後事業者の参入意向等を勘案し、整備を検討していきます。

②夜間対応型訪問介護

在宅の場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護を行うサービスです。第6期は実績がありませんでした。

③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症のかたがデイサービスセンター等に通い、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型通所介護	108	132	144
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

身近な生活圏域内での通いを中心に、要介護者の状態や希望に応じて、随時訪問や泊まりを組み合わせ、食事、入浴、排せつ等の介護及び機能訓練等を実施し、在宅での生活を支援するサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
小規模多機能型 居宅介護	252	252	264
介護予防小規模 多機能型居宅介護	12	12	12

⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって、認知症の状態にあるかたに対して、5～9人で共同生活を実施している住居において、食事、入浴等の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

■第7期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型共同生活介護	264	264	264
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、介護専用型特定施設（介護付有料老人ホーム、ケアハウス等）のうち、入居定員が29人以下であるものに入居している要介護者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。第6期は実績がありませんでした。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る）に入所する要介護者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護や、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。第6期は実績がありませんでした。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わされ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。第6期は実績がありませんでした。今後事業者の参入意向等を勘案し、整備を検討していきます。

⑨地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所です。

■第 7 期の見込み量

単位：人／年

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型通所介護	624	636	660

【地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービスの今後の方策】

地域密着型サービスの運営については、学識経験者や利用者、被保険者、地域の関係機関、団体から構成される「地域密着型サービスの運営に関する委員会」の意見を反映し、公正・公平な運営を確保します。また、サービス内容の自己評価や外部評価の実施や公表に努め、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ります。

■必要利用定員総数

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型 共同生活介護	18	18	18
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	0	0	0

(3)施設サービス

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、日常生活上、常時介護を必要とし、居宅において十分な介護を受けることが困難な高齢者に、食事、入浴、排せつ等の世話、リハビリテーション等のサービスを提供する施設です。

■第7期の見込み量

単位：人／月平均

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	69	69	69

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、疾病等の安定期にあり、入院治療の必要性はないが、機能訓練や看護を必要とする高齢者等に在宅での生活を目指し、医学的管理のもと、日常生活の世話やリハビリテーション等のサービスを提供する施設です。

■第7期の見込み量

単位：人／月平均

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人保健施設	70	70	70

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期療養が必要な高齢者等に、医学的管理のもと、看護、介護やリハビリテーション等のサービスを提供する施設です。

■第7期の見込み量

単位：人／月平均

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護療養型医療施設	2	2	2

④介護医療院

介護医療院は、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

■第7期の見込み量

単位：人／月平均

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護医療院	0	0	0

【施設サービスの今後の方向性】

施設の整備については、プライバシーの保護や居住における快適性を確保するため、国においても施設の個室ユニットケア化が推進されています。高齢者が快適に生活できるよう、施設サービスの質的向上に努めます。また、第7期計画期間中の新たな施設整備は行いません。

第6章 介護保険給付費の推計及び保険料の設定

1 介護保険事業給付費の見込み

(1) 介護サービス別給付費の見込み

表 居宅サービスの介護給付費

単位：(千円)

種 類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
居宅サービス	1,004,267	1,028,395	1,065,060	1,169,121
訪問サービス	379,535	386,593	401,708	441,158
訪問介護	294,194	300,109	311,177	341,419
訪問入浴介護	11,873	11,879	12,793	13,708
訪問看護	44,687	45,178	47,055	51,910
訪問リハビリテーション	13,367	13,873	14,368	16,059
居宅療養管理指導	15,414	15,554	16,315	18,062
通所サービス	340,646	349,917	363,739	399,893
通所介護	206,448	210,865	220,202	242,335
通所リハビリテーション	134,198	139,052	143,537	157,558
短期入所サービス	87,856	91,531	94,077	105,062
短期入所生活介護	81,966	84,758	86,161	97,146
短期入所療養介護	5,890	6,773	7,916	7,916
福祉用具・住宅改修サービス	67,913	69,256	71,246	78,175
福祉用具貸与	57,225	58,568	60,558	66,577
福祉用具販売	2,827	2,827	2,827	3,737
住宅改修費	7,861	7,861	7,861	7,861
特定施設入居者生活介護	27,488	27,501	27,501	27,501
居宅介護支援	100,829	103,597	106,789	117,332

表 介護予防サービスの予防給付費

単位：(千円)

種 類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防サービス	97,637	98,699	100,396	107,652
介護予防訪問サービス	5,154	5,156	5,156	5,903
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,435	2,436	2,436	2,436
介護予防訪問リハビリテーション	1,832	1,833	1,833	2,444
介護予防居宅療養管理指導	887	887	887	1,023
介護予防通所サービス	55,170	55,901	57,073	61,517
介護予防通所リハビリテーション	55,170	55,901	57,073	61,517
介護予防短期入所サービス	153	153	153	153
介護予防短期入所生活介護	153	153	153	153
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具・住宅改修サービス	23,190	23,289	23,590	24,593
介護予防福祉用具貸与	13,256	13,355	13,656	14,659
特定介護予防福祉用具販売	1,422	1,422	1,422	1,422
介護予防住宅改修	8,512	8,512	8,512	8,512
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	13,970	14,200	14,424	15,486

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、平成29年度から地域支援事業に移行したため見込みません。

表 地域密着型サービスの給付費

単位：(千円)

種 類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
地域密着型サービス	175,977	179,573	185,315	199,887
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	11,008	13,492	14,796	17,642
小規模多機能型居宅介護	56,938	56,964	60,032	68,697
認知症対応型共同生活介護	66,263	66,293	66,293	66,293
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	41,768	42,824	44,194	47,255

表 地域密着型介護予防サービスの予防給付費

単位：(千円)

種 類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
地域密着型介護予防サービス	1,165	1,165	1,165	1,165
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,165	1,165	1,165	1,165
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0

表 施設サービスの給付費

単位：(千円)

種 類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
施設サービス	436,011	436,206	436,206	436,206
介護老人福祉施設	209,454	209,548	209,548	209,548
介護老人保健施設	219,050	219,148	219,148	219,148
介護医療院(平成37年度は 介護療養型医療施設を含む)	0	0	0	7,510
介護療養型医療施設	7,507	7,510	7,510	

2 第7期保険料の算出

(1) 標準給付費

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた、第7期計画期間及び平成37年度の標準給付費見込みを以下のように算定しました。

表 標準給付費

単位：(千円)

種 類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
標準給付費見込み額	1,809,865	1,858,718	1,924,424	2,057,985
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	1,714,103	1,761,574	1,826,624	1,954,364
総給付費	1,715,057	1,744,038	1,788,142	1,914,031
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	954	1,464	1,518	1,667
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	19,000	40,000	42,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	47,040	47,328	47,328	47,976
高額介護サービス費等 給付額	39,984	40,882	41,420	45,665
高額医療合算介護 サービス費等給付額	7,099	7,259	7,354	8,108
算定対象審査 支払手数料	1,639	1,676	1,698	1,872

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(2) 地域支援事業費

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の2つの事業で構成され、介護保険料等の財源を用いて事業を行うこととなります。

表 地域支援事業費

単位：(千円)

種 類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
地域支援事業費	160,179	164,501	167,608	169,430
介護予防・日常生活支援総合事業費	90,190	94,474	97,846	101,290
包括的支援事業・任意事業費	69,989	70,027	69,762	68,140

(3) 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付に係る費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっており、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防・ 日常生活支援 総合事業	包括的支援 事業・任意事業
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金 (全国平均)	5.0%	5.0%	5.0%	
府	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
町	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者 (全国平均)	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、各市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがある。

(4) 保険料収納必要額

平成30年度から32年度までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

表 保険料収納必要額

単位：(千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	合 計
標準給付費見込み額(①)	1,809,865	1,858,718	1,924,424	5,593,008
地域支援事業費(②)	160,179	164,501	167,608	492,288
第1号被保険者負担分 (③ = ((①+②) × 23%)	453,110	465,340	481,167	1,399,618
調整交付金による軽減額 (④ = ① × (各年度交付割合-5.0%))	18,810	22,071	25,885	66,767
介護保険給付準備基金 取崩額(⑤)				112,312
第7期保険料収納必要額 (③ - ④ - ⑤)				1,220,539

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(5) 第1号被保険者の保険料基準額

表 保険料基準額の算定

	合 計
第7期保険料収納必要額(①)	1,220,539千円
予定保険料収納率(②)	98.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者 数(③)	17,210人
年額保険料 (① ÷ ② ÷ ③)	72,000円
月額保険料 (① ÷ ② ÷ ③ ÷ 12)	6,000円

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(6) 保険料段階について

第7期（平成30～32年度）においては、所得段階を1～12段階とします。

表 所得段階別加入者数の見込み

対 象 者		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
町民税世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者の世帯非課税者 ・世帯非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	1,232人	1,224人	1,223人
	第2段階	・世帯非課税で、 課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者	522人	518人	518人
	第3段階	・世帯非課税者で、上記以外の者	419人	417人	416人
町民税世帯課税	第4段階	・世帯課税の本人非課税者で、 課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の者	798人	792人	792人
	第5段階	・世帯課税の本人非課税の者で、第4段階以外の者	675人	670人	670人
	第6段階	・本人課税で、合計所得金額が80万円未満の者	420人	418人	417人
	第7段階	・本人課税で、 合計所得金額が80万円以上125万円未満の者	560人	556人	555人
	第8段階	・本人課税で、 合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	774人	768人	768人
	第9段階	・本人課税で、 合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	339人	337人	337人
	第10段階	・本人課税で、 合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	119人	118人	118人
	第11段階	・本人課税で、 合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	43人	43人	43人
	第12段階	・本人課税で、合計所得金額が500万円以上の者	92人	91人	91人

(7)第7期の第1号被保険者保険料

第7期の所得段階別保険料は、以下の通りです。

表 所得段階別介護保険料

対象者		割合	年額保険料 (平成30~32年度)
町民税世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者の世帯非課税者 ・世帯非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	※基準額×0.45 32,400円
	第2段階	・世帯非課税で、 課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額×0.6 43,200円
	第3段階	・世帯非課税者で、上記以外の者	基準額×0.75 54,000円
町民税世帯課税	第4段階	・世帯課税の本人非課税者で、 課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.9 64,800円
	第5段階	・世帯課税の本人非課税の者で、第4段階以外の者	基準額 72,000円
	第6段階	・本人課税で、合計所得金額が80万円未満の者	基準額×1.1 79,200円
	第7段階	・本人課税で、 合計所得金額が80万円以上125万円未満の者	基準額×1.2 86,400円
	第8段階	・本人課税で、 合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.35 97,200円
	第9段階	・本人課税で、 合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額×1.5 108,000円
	第10段階	・本人課税で、 合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額×1.6 115,200円
	第11段階	・本人課税で、 合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	基準額×1.75 126,000円
	第12段階	・本人課税で、合計所得金額が500万円以上の者	基準額×1.9 136,800円

※公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料の軽減を実施する前は0.5。

第7章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉分野だけでなく、教育、都市整備等の関係部局からなる連絡調整会議を通じ、全庁的な推進体制を整備し、総合的な施策展開を図ります。

2 計画の進行管理と評価体制

(1) 住民及び第三者機関による評価

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況と計画の達成度を評価するため、「介護保険運営協議会」の委員として住民代表及び被保険者の代表に参加を求め、住民の視点と意見を取り入れながら評価を行います。

「介護保険運営協議会」は年1回以上開催し、計画の進行状況等について、分析、評価、改善等を行うPDCAサイクルにかかわる意見聴取を行います。その結果はホームページ等を通じて、広く住民に周知します。

また、本計画の内容については広報紙やホームページ等を通じて、公開し、意見を取り入れます。

さらに、サービスの提供状況について適宜評価を行うため、第三者機関による評価体制を構築するとともに、結果については住民に公開します。

(2) 関係部局による評価体制

計画達成に向けて、関係部局が担当施策について事業推進を図るとともに、その進捗状況について評価するシステムを構築します。さらに、各部局における施策推進状況を介護保険運営協議会に報告します。

【評価内容】

- 計画の全体的な進捗状況
- 関係各課の事業推進及び連携状況の評価
- 介護保険サービス事業者によるサービス内容、提供方法及び相互連携の評価
- 保健福祉サービスについての相談対応の状況

(3) 自立支援・重度化防止の取組と目標設定

高齢者の地域における自立した日常生活の支援と要介護状態になることへの予防・悪化防止のために介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組みます。また、今後国が設定する評価指標項目については毎年度の実績を把握して評価を行います。

資料編

1 岬町介護保険条例(抜粋)

平成 12 年 3 月 22 日 条例第 5 号

(介護保険運営協議会)

第 2 条 本町における介護保険事業の実施が円滑かつ適切に行われるよう、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する町長の附属機関として介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会の委員は、14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 医療・保健・福祉を代表する者
- (4) 公益を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(規則への委任)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

2 岬町介護保険条例施行規則(抜粋)

平成 12 年 3 月 31 日 規則第 10 号

(介護保険運営協議会の所轄事項)

第 2 条 介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次の各号にかかげる事項について、審議するものとする。

- (1) 岬町介護保険事業計画の進行、管理に関する事項
- (2) 保険給付に関する事項
- (3) 保険料に関する事項
- (4) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

(委員の任命)

第 3 条 委員は、町長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、会長は委員の中から互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、委員の中から副会長を指名する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、協議会委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、町長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、条例第 3 条に掲げる各号の委員 1 人以上を含む半数以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、介護保険を所管する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則の定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

3 平成 29 年度介護保険運営協議会委員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属
河野あゆみ	大阪市立大学大学院看護学研究科【会長】
赤井 俊洋	泉佐野泉南医師会【副会長】
戸口 能全	泉佐野泉南歯科医師会
八田 守也	泉南薬剤師会
大浴 天也	オオサコケアプランセンター(大阪介護支援専門員協会「泉州南支部」)
小坂 巍	岬町長生会連合会
川島 宜子	岬町民生委員児童委員協議会
茂野 憲一	岬町自治区長連合会
辻下 謙二	岬町社会福祉協議会
竹本 靖典	岬町シルバー人材センター
西本 幹生	岬町人権協会
中居 幸子	岬町介護者(家族)の会「ほほえみ」
石橋 誠二	介護保険被保険者(公募委員)
末原 純子	介護保険被保険者(公募委員)

4 平成29年度介護保険運営協議会開催経過

第1回運営協議会	
平成29年10月3日	【議題】 ○高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて ○介護保険状況報告 ○地域密着型サービス状況報告 ○地域包括支援センター及び地域支援事業状況報告 ○アンケート結果中間報告 ○策定スケジュール
第2回運営協議会	
平成29年12月11日	【議題】 ○高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて
第3回運営協議会	
平成30年1月12日	【議題】 ○岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画(素案)について ○パブリックコメントについて
パブリックコメントの実施(平成30年1月23日(火)～2月13日(火)) … 計画素案を公表し、広く住民の意見を聴く	
第4回運営協議会	
平成30年2月20日	【議題】 ○岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画(案)について

5 用語説明

【あ行】

アセスメント

問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価を指す。介護保険制度では、ケアマネジメントの過程のひとつとして、介護サービス計画の作成に先立つ課題分析として位置づけられる。

アドバンス・ケア・プランニング

今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスを指す。

【か行】

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。平成 29 年度の介護保険法改正により創設された。

介護サービス

高齢者や障がいのある人などの移動、食事、入浴、排せつなどの日常生活の援助を実際に提供するもの。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者のニーズを把握し、利用者に対してのサービスを調整し、サービス内容と利用者の満足度を評価し、必要があればサービスを再構築していくケアマネジメントの実践者。

介護報酬

介護保険におけるサービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地価や物価・人件費・離島など特殊事情を勘案し、1 級地～7 級地・その他の 8 つの地域区分が設けられている。

介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、マンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

介護療養型医療施設

療養病床などを有する病院であって、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に規定する老人福祉施設のひとつ。65歳以上であって、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なかたを入所させる施設。

介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護、医学管理下における機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設で、都道府県知事の許可を受けた施設。

キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成講座をボランティアの立場で開催し、講師役を務める人。

居宅介護支援

要介護（要支援）認定者のケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行うこと。

ケアプラン

ケアマネジメントの過程において、アセスメント（課題分析）により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画。

ケアマネジメント（居宅介護支援）

社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント（課題分析）によりニーズを明確化して、適切なサービス提供を目指し、様々な地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を策定し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

行動・心理症状（BPSD）

物忘れや記憶障害などの脳機能の低下による共通した中核症状に対して、本人の心理状態や周囲の対応などによって現れる症状を指す。心理症状としては妄想、幻覚、抑うつ、不眠、不安など、行動症状として徘徊、暴力などがある。その人の置かれている環境や人間関係、性格などを背景に起こる症状で、人それぞれ表れ方が異なる。

【さ行】

作業療法士

理学療法士及び作業療法士法によって国家資格を持つ資格。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、身体または精神に障がいのある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う専門技術者。

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成 23 年 10 月施行）により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度の代わりに創設された制度。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、一定の基準を満たした賃貸住宅や有料老人ホームが、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けることができる。

システム

組織的に機能するような制度、仕組みのこと。

社会資源

人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

社会福祉士

1987 年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職である。専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障がいまたは環境上の理由で日常生活を営むことに支障があるかたに対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行う。登録による名称独占の国家資格であり、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、医療関係者との連携といった義務が課せられている。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

地域包括支援センター業務のひとつである包括的・継続的ケアマネジメントの支援（地域支援事業）を担う人材として、一定以上の経験年数と所定の研修修了者に対し資格を付与することとされている。地域のケアマネジャーに対して支援困難事例への支援や技術向上に向けた指導、日常業務の相談などの業務に従事する者。

生活支援コーディネーター

多様な生活支援ニーズに対応したサービスを地域で整備していくため、地域の社会資源の把握や生活支援サービスの開発・担い手の育成、関係者のネットワークの構築などを行い地域のニーズと地域資源のマッチングなどを担う役割。

成年後見制度

病気や障がいのため判断能力が著しく低下したかたは、財産管理や契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあったりするおそれがある。このようなかたを保護し支援する目的で、民法を改正し、平成12年（2000年）4月にスタートした制度で、家庭裁判所により選任された後見人などが本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。

【た行】

地域共生社会

障がいや高齢、子育てなどの制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域支援事業

65歳以上の高齢者を対象に要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するために、従来の高齢者保健福祉事業を再編し、介護保険の中に組み込むことで、より連続的に一体的な介護予防を行うことを目的とした事業。

地域福祉

地域社会を基盤にして、住民参加や社会福祉サービスの充実に基づいて福祉コミュニティを構築し、地域住民一人ひとりの生活の質の向上を実現していこうとする社会福祉の分野・方法。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴である。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた家庭や地域で尊厳ある安心した生活を継続することができるよう地域の保健・医療・福祉関係者や地域住民、ボランティアなど地域全体で高齢者を見守り・支える仕組み。

地域包括支援センター

平成 18 年4月1日から介護保険法改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題解決に向けた取組を実践することを主な業務としている。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、市町村が事業者の指定や監督を行い、原則的にその市町村に居住する者が利用対象者となるサービス。

【な行】

二次予防事業対象者

65 歳以上（要介護・要支援認定者を除く。）で、要支援または要介護状態になるおそれがある人。

日常生活自立支援事業

社会福祉法上の制度で、判断能力は一定程度あるが、自己の判断で福祉サービスなどを適切に利用することが困難な高齢者や障がいのある人などに対し、自立した地域生活が送れるように、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険などの福祉サービスの利用援助など日常生活を支援する事業。社会福祉協議会が実施主体となり、生活支援員がこれにあたる。

認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天的障害により持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく脳血管性認知症とアルツハイマー型認知症に区別される。

認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、ケアの流れをあらかじめ標準的に決めておくもの。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

認知症疾患医療センター

認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援のひとつとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

認知症地域支援推進員

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るため配置される。

【は行】

保健師

保健師助産師看護師法第2条で、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持増進、疾病の予防、健康教育などの保健指導に従事する者をいう。

ホームヘルパー（訪問介護員）

介護保険制度において訪問介護を担う専門職で、ホームヘルパー養成研修の1から3級の研修を終了しているか、介護福祉士の資格を有し、採用時及び年1回以上の研修を行うこととされている。

【ま行】

マネジメント

人・モノ・金・時間などの使用法を最善にし、事業や体制などを維持、発展させていくこと。経営管理。

見守りネットワーク

小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行い、誰もが安心して住み慣れた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

要介護者

一般的には、何らかの理由で、食事や排せつ・入浴などの動作が自力で行えず、日常生活において他者の介護を必要とする者をいう。介護保険法第7条によると、次の者をいう。①要介護状態にある65歳以上の者
②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、特定疾病によって生じた者。

要介護状態

食事、入浴、排せつなどの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、継続して常時介護を要すると認められた状態で、要介護状態区分のいずれかに該当する者。（介護保険法第7条、介護保険法施行規則第2条）

【ら行】

理学療法士

理学療法士及び作業療法士法によって国家資格を持つ資格。身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。

リハビリテーション

脳卒中など、治療の段階が終わっている疾病や外傷の後遺症などによって身体機能が低下しているかたが、医学的・心理的な指導や機能訓練を受けて、自立した生活を送ることができるよう、回復・社会復帰を目指すこと。

レスパイトケア

レスパイト（respite）とは、「休息」「息抜き」の意味で、在宅介護の要介護者が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のことを指す。

岬町地域包括ケア計画

高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画
【平成30年度（2018年度）～32年度（2020年度）】

編集・発行／平成30年（2018年）3月

岬町 しあわせ創造部 福祉課

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1

電話 072-492-2703 FAX 072-492-5814